

平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月2日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算考査	議 員 控 室	
9月3日(土)				
9月4日(日)				
9月5日(木)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	2日目分質疑通告締切 一般質問通告締切 議員決算審査資料要求締切
	午前10時			
	午後1時			
	午後1時			
9月6日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会終了後	太宰府市地域交通問題特別委員会	全員協議会室	
9月7日(水)				
9月8日(木)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月9日(金)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
	午後1時			
9月10日(土)				
9月11日(日)				
9月12日(月)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月13日(火)				
9月14日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
	本会議散会後	佐野東地区まちづくり及び(仮称)JR太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
9月15日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	中学校給食調査研究特別委員会	全員協議会室	
9月16日(金)				
9月17日(土)				
9月18日(日)				
9月19日(月)				敬老の日
9月20日(火)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	
9月21日(水)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月22日(木)				秋分の日
9月23日(金)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	政治倫理条例制定特別委員会	全員協議会室	
9月24日(土)				
9月25日(日)				
9月26日(月)				
9月27日(火)	午前10時			最終日分質疑・討論通告締切
9月28日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決 (終了後)総合体育館見学
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	体育館見学終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	議会広報特別委員会	第二委員会室	

平成28年第3回(9月)定例会目次

◎ 第1日(9月2日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	19

◎ 第2日(9月6日再開)

1. 議事日程	21
2. 出席議員	21
3. 欠席議員	21
4. 出席説明員	21
5. 出席事務局職員	22
再開	23
散会	30

◎ 第3日(9月14日再開)

1. 議事日程	31
2. 出席議員	32
3. 欠席議員	32
4. 出席説明員	32
5. 出席事務局職員	33
再開	34
散会	106

◎ 第4日(9月15日再開)

1. 議事日程	107
2. 出席議員	109
3. 欠席議員	109
4. 出席説明員	109

5. 出席事務局職員	110
再    開	111
散    会	179

◎ 第5日（9月28日再開）

1. 議事日程	181
2. 出席議員	182
3. 欠席議員	182
4. 出席説明員	182
5. 出席事務局職員	182
再    開	183
閉    会	204

◎ 審議結果

1. 審議結果	207
2. 諸般の報告	209

## 1 議 事 日 程（初日）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      |
| 日程第5  | 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号）） |
| 日程第6  | 議案第76号 市道路線の認定について                                  |
| 日程第7  | 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第8  | 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について                  |
| 日程第9  | 議案第79号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について            |
| 日程第10 | 議案第80号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について       |
| 日程第11 | 認定第1号 平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について                    |
| 日程第12 | 認定第2号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第13 | 認定第3号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第14 | 認定第4号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第15 | 認定第5号 平成27年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第16 | 認定第6号 平成27年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第17 | 認定第7号 平成27年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第18 | 認定第8号 平成27年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について              |
| 日程第19 | 認定第9号 平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について             |
| 日程第20 | 報告第5号 平成27年度太宰府市健全化判断比率の報告について                      |
| 日程第21 | 報告第6号 平成27年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について                 |
| 日程第22 | 報告第7号 平成27年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について                |
| 日程第23 | 報告第8号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について                         |

日程第24 報告第9号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について

日程第25 報告第10号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛	議員	2番	船越 隆之	議員
3番	木村 彰人	議員	4番	森田 正嗣	議員
5番	有吉 重幸	議員	6番	入江 寿	議員
7番	笠利 毅	議員	8番	徳永 洋介	議員
9番	宮原 伸一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神武 綾	議員	12番	小嶋 真由美	議員
13番	陶山 良尚	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

2番	船越 隆之	議員	3番	木村 彰人	議員
----	-------	----	----	-------	----

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	芦刈 茂	副市長	富田 譲
教育長	木村 甚治	総務部長	石田 宏二
地域健康部長	友田 浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口 信行
建設経済部長	井浦 真須己	市民福祉部長	濱本 泰裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田 彰	教育部長	緒方 扶美
上下水道部長	今村 巧児	教育部理事	江口 尋信
総務課長	田中 縁	経営企画課長	山浦 剛志
文化学習課長	木村 幸代志	市民課長	行武 佐江
建設課長	山口 辰男	都市計画課長	木村 昌春
社会教育課長	中山 和彦	上下水道課長	古賀 良平
監査委員事務局長	渡辺 美知子	文化学習課参事 (文化スポーツ振興財団事務取扱)	宮井 義高

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	山浦 百合子	書記	高原 真理子
書記	力丸 克弥		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成28年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

2番、舩越隆之議員

3番、木村彰人議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日まで27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第4、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、船越隆之議員の退場を求めます。

（2番 船越隆之議員 退席）

○議長（橋本 健議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、7月の下旬から8月にかけてまして気温が35度を超える猛暑日が続いておりましたが、20日過ぎの雨を機に、朝晩は少し気温が下がり、過ごしやすくなってまいりました。日中との気温の差が大きくなっておりますので、風邪など引かれないよう、体調管理には十分お気をつけいただき、日々の生活を過ごしていただきたいと思っております。

次に、8月27日には、朱雀にあります榎社境内にて、大宰府条坊跡第315次調査の現地説明会を開催いたしました。今回の調査地点で、菅原道真公がここで暮らした時間を含む時代の遺構が境内地で初めて確認され、道真公が在所したころの遺構が残されていることが証明された形となりました。

今後におきましても、文化財調査の充実を図り、文化財の保護や文化遺産を生かしたまちづくりに努めてまいります。

次に、昨日の9月1日には、松川運動公園にて、太宰府市と筑紫野市の合同で総合防災訓練を実施いたしました。この訓練は、両市の区域内に発生するおそれのある各種災害に対処するため、防災関係機関と地域住民が一体となって、実効性のある総合的な防災訓練を実施することにより、関係機関相互の連絡体制の確立を図り、防災技術の向上並びに災害応急対策の迅速化及び的確化を図るとともに、市民及び各団体の防災意識の高揚を図ることを目的として実施しております。

今回の総合防災訓練では、地震対策訓練と土砂災害訓練を中心に据え、地震情報収集伝達訓練を皮切りに20種目の訓練を実施し、約300人に参加していただきました。今後におきましても、災害に強いまちづくりに向け、邁進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、8月5日から21日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロでオリンピックが開催され、日本選手団のメダル獲得数が41個と過去最高であったのは記憶に新しいところですが、9月7日から18日にかけてパラリンピックが開催されます。9月18日に実施される視覚障がい女子マラソン競技には、太宰府市在住の道下美里選手が日本代表選手として出場されます。

去る8月7日には、プラム・カルコア太宰府にて、道下選手を激励するための壮行会を開催

したところ、多くの市民の方が応援にお越しいただき、太宰府市民が心を一つにして道下選手を応援していますとご本人にお伝えしたところでございます。皆様におかれましても、道下選手がふだんの実力を十分発揮できるよう、多くのご声援をいただきますようお願いいたします。

次に、9月17日には、プラム・カルコア太宰府市民ホールにて、実話のエッセーをもとにした映画「はなちゃんのみそ汁」の上映会を開催いたします。食べることは生きること、ちゃんとする、ちゃんと食べる、大切な家族へ、愛する人へ伝えたい、命のメッセージを題材とした映画になっています。また、午後の部の上映会終了後には、主人公のはなちゃんのお父さん安武信吾さんの講演会も開催いたしますので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

また、8月21日には、市民有志のご尽力により、いきいき情報センターで子ども食堂が開催されました。今日、子どもの貧困状態が社会問題となっている中、食事を十分にとれない子どもだけでなく、親が忙しくてひとりで御飯を食べている子ども、料理の仕方を知らない子どもなど、食べることを通じて子どもたちが安心して立ち寄れる居場所を提供する取り組みとなっており、現在市内2カ所で活動が行われています。今後も定期的に開催される予定となっておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

次に、9月25日には、太宰府市が持つすばらしい歴史的文化資源、ヒト・モノ・コトに光を当て、地域の魅力を再発見する秋のイベント、第11回太宰府古都の光を開催します。九州国立博物館、太宰府天満宮及び門前町周辺、観世音寺、戒壇院、大宰府政庁跡や水城跡を灯籠や光のオブジェで彩り、灯明の明かりによる光の道でつなぎます。古都の光特製ちょうちんを手手に、灯籠のやわらかな光に彩られた古都太宰府を、皆様も散策いただきますようお願いいたします。

次に、10月1日には、第34回太宰府市民政庁まつりを開催いたします。例年、市内外から多くの皆様にご参加いただく市内最大のイベントとして定着しており、今年も友好都市であります宮城県の多賀城市、大分県の中津市の皆様方を初め多くの皆様方にご協力いただくことになっております。政庁まつりにご来場される全ての方が笑顔になれますよう、皆様と一緒に会場を盛り上げていきたいと思っておりますので、皆様のご来場を楽しみにしております。

次に、11月3日には、太宰府市におけるスポーツ振興や文化振興、また地域交流や健康づくり、さらには防災、避難などの拠点ともなります総合体育館の開館式典を予定しております。総合体育館の運営に当たりましては、一人でも多くの市民から愛される体育複合施設として各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、「市民と共に考え共に創るまちづくり」の一環として、市内の各自治会において市民と語る会を実施いたしております。4月23日の水城ヶ丘自治会を皮切りに、8月28日の水城台自治会まで18地区において約600人もの市民の皆様にご参加いただきました。その中で皆様か



らいただきましたご意見につきましては、できるだけ市政に反映させるべく努めてまいりたいと考えておりますので、今後も各自治会にて順次実施させていただく市民と語る会に、ぜひともご参加いただきますようお願いいたします。

さて、本日提案申し上げる案件は、人事案件1件、専決案件1件、市道認定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件、決算認定9件、各種報告案件6件の合わせて22件の議案のご審議をお願い申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります舩越隆之氏の任期が平成28年12月31日付をもって満了となりますので、再び舩越隆之氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

舩越氏は、平成23年1月から人権擁護委員を2期6年務められたほか、太宰府中学校のPTA会長、福岡県立太宰府高等学校のPTA会長や保護司を、また現在は少年補導員などを務められるなど、特に青少年健全育成にご尽力されております。太宰府市の人権擁護委員として、舩越氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付しておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

ここで、舩越隆之議員の入場を認めます。

（2番 舩越隆之議員 入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第75号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第75号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,273万7,000円を追加し、平成28年7月13日付で予算総額を232億9,685万6,000円に専決処分をさせていただいたものでございます。

内容としましては、7月12日の深夜から翌未明にかけて発生しました豪雨災害による災害復旧工事のうち、緊急に対処する必要が生じた道路・河川の土砂・倒木等の搬出、崩落した

のり面の復旧に伴う設計監理業務及び復旧工事、その他緊急を要する防災工事になどに要する費用でございます。

財源につきましては、国庫補助金、起債などのほか、財政調整資金繰入金を充てております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第10まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第76号「市道路線の認定について」から日程第10、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第76号から議案第80号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第76号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回認定を提案いたしております御垣野4号線につきましては、宅地開発に伴い新設された道路であり、帰属を受けたものであります。

また、金山1号線につきましては、宅地造成に伴い新設された道路であり、こちらにつきましては寄附を受けましたので、路線の認定を行うものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6億1,679万3,000円を追加し、予算総額を239億1,364万9,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、水城西小学校の児童数の増加に伴い、将来的に教室の不足が見込まれることから、仮設校舎を建設するための設計監理業務委託費や関連事業費のほか、太宰府西中学校のトイレ改修工事や水城西小学校校舎エレベーターの設置工事に向けた設計監理業務委託費を計上させていただいております。

また、総合体育館の11月オープンに向け、落合橋交差点の安全対策について、昨年度より県警と協議を行ってまいりましたが、このほど信号機設置の協議が調いましたので、交差点信号機設置工事費及び管理・設計業務費を追加計上させていただいております。

その他の内容としましては、国庫補助金の地方創生加速化交付金額が決定したことによる空き家等調査委託業務や、観光客滞留時間等調査業務委託費用への財源組み替え、ふるさと納税を推進するための関連業務委託費、情報セキュリティー強化対策に要する費用、木造戸建て住宅耐震改修補助金の増額、都府楼団地内JR市の上踏切拡幅及び道路改良工事に伴うシルバー人材センター建物の移転関係に伴う費用、豪雨災害に伴う大佐野地内のり面及び四王寺林道のり面復旧工事費、歴史と文化の環境整備事業としまして、史跡地ライトアップ照明器具等の備品購入費や史跡地でのWi-Fi整備事業費の追加、また毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費などを追加させていただいております。

その他、平成27年度決算における剰余金を財源としまして、財政調整資金、公共施設整備基金、地方福祉基金等への積み立てを計上させていただいております。

あわせまして、観光基本計画策定事業に係る繰越明許費の補正を1件、指定管理料を含めた債務負担行為の追加を17件、地方債補正の変更を4件計上させていただいております。

次に、議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに5,852万1,000円を追加し、予算総額を47億9,974万2,000円とするものです。

主な内容としましては、平成27年度の国庫、県費支出金及び支払基金交付金の確定による介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の精算返還及び追加交付金でございます。

次に、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,030万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,231万1,000円にお願いするものであります。

これは、平成27年度決算において1,030万9,000円の余剰金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積み立てを計上したものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11から日程第19まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第19、認定第9号「平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 認定第1号から認定第9号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度一般会計決算額は、歳入が255億2,569万1,108円、歳出が240億1,993万8,609円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は3億6,144万4,447円、1.4%の減、歳出は11億4,247万3,854円、4.5%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は15億575万2,499円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源8億4,956万1,895円

を差し引いた実質収支は、6億5,619万604円の黒字決算とすることができました。

平成27年度は前年度より市税や地方消費税交付金は増額となりましたが、総合体育館整備事業や総合子育て支援施設整備事業などに伴う借入れなどの市債発行が減少したこともあり、歳入全体で比べると昨年度より減額となりました。

あわせて、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、事業の遂行に当たっては、国、県の補助金あるいは市債を積極的に活用するなど、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、限られた予算の中で総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。

これもひとえに議員の皆様を初め市民各位のご理解とご協力のたまものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画後期基本計画の具現化に向けて、職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様を初め市民各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度は、歳入総額88億6,734万929円、歳出総額95億6,623万9,524円で、対前年度比では歳入は21.1%、15億4,267万834円の増、歳出は14.1%、11億8,518万6,953円の増となっており、歳入歳出差し引き残額は6億9,889万8,595円の赤字決算となっております。

本歳入不足額につきましては、平成28年度補正予算としまして、平成28年5月31日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

歳入は、国民健康保険税につきましては、対前年度比マイナス2.4%、3,697万4,904円の減となりましたが、国庫支出金が対前年度比8.0%、1億2,931万5,979円の増、共同事業交付金が対前年比130.3%、10億2,139万2,415円の増となっております。

一方、歳出は、歳出総額の53.0%を占めます保険給付費が対前年度比0.4%、2,021万6,132円の増、共同事業拠出金が対前年度比115.9%、10億3,331万6,294円の増、前年度繰上充用金が対前年度比19.6%、1億7,340万3,134円の増となっております。

本市としましては、平成30年度からの福岡県との共同運営に向けて準備を進めながら、保険者として国保財政の安定化に向け、健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が11億4,194万9,451円、歳出総額が10億8,589万547円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は3,937万7,224円、3.6%の増、歳出は5,222万2,867円、5.1%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は5,605万8,904円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

ご説明申し上げます。

平成27年度は、保険事業勘定の歳入総額45億9,373万7,686円、歳出総額45億3,831万8,476円で、前年度と比較しますと、歳入4.3%、歳出3.8%の増となっております。なお、歳入歳出差し引き残額は5,541万9,210円となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費42億9,282万5,321円で、歳出総額の約95%を占めており、前年度より3.7%増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額4,485万7,095円、歳出総額2,565万3,817円で、歳入歳出残額は1,920万3,278円となっております。

本市では、高齢化率が26%に達し、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努めてまいります。

次に、認定第5号「平成27年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が1,190万914円、歳出が159万1,153円となっております。歳入歳出差し引き1,030万9,761円の繰り越しとなっております。対前年度比では、歳入で258.5%の増額、歳出では0.2%の減額となっております。

歳入が増額になりました主な理由は、県の償還推進助成金と繰越金の増によるものでございます。また、歳出は、前年度に比べ3,284円の減で、大きな変動はございません。

次に、認定第6号「平成27年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

筑紫地区障害支援区分等審査会事業は、対象者が障がい福祉サービスを利用するに当たり、自治体がサービスの種類や量を決定する際、勘案するための事項の一つとして、サービスの必要性を明らかにするため、利用者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとする障がい支援区分を審査決定する重要な事業であり、平成18年度から筑紫地区4市1町におきまし共同設置し、運営を行っているところでございます。

平成26年度から2年間、本事業の庶務担当市となっておりますことから、今回本事業の歳入歳出決算につきまして、本定例会に上程いたしているところでございます。

平成27年度の歳入歳出決算につきましては、歳入歳出ともに総額1,032万6円となっております。

歳入の主なものといたしましては、筑紫地区の各自治体の負担金725万7,674円、国庫補助金203万5,000円及び県費補助金101万7,000円でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、審査会支援システム関係費345万7,728円、審査会関係費417万8,200円であります。

次に、認定第7号「平成27年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

この特別会計は、太宰府市が事務局担当市となっております平成27年、平成28年度の2年間に限り設けている特別会計でございます。

歳入歳出決算総額9,575万747円となっております。

歳出の主な内容としましては、認定審査会委員の報酬、費用弁償3,819万7,400円、老朽化による要介護認定支援システム機器入れかえに伴う備品購入費2,948万4,000円、審査会事務局職員2名分の人件費負担金1,320万2,285円となっております。

歳入の主な内容としましては、介護認定審査会運営のために筑紫地区4市1町が負担する共同設置負担金9,438万8,267円となっております。

今後も筑紫地区介護認定審査会の円滑な運営と公正な審査に努めてまいります。

次に、認定第8号「平成27年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成27年度末における給水人口は、前年度に比べ0.6%増の5万9,479人で、普及率は83.1%となっております。また、年間総給水量は558万2,441m<sup>3</sup>で、前年度に比べて4.2%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で2億4,565万4,907円を投じ、配水管の新設工事及び布設替工事等を行いました。

次に、経理面であります、収益合計13億5,673万7,562円に対し、費用合計は11億5,178万7,259円で、差し引き2億495万303円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、1億7,837万5,226円を資本金に組み入れ、残り2,657万5,077円を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額1,433万3,860円に対し、支出総額は3億6,078万2,819円となっております。差し引き3億4,644万8,959円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が平成27年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第9号「平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成27年度末における水洗化人口は、前年度比0.1%増の6万9,161人で、水洗化人口普及率は96.6%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ1.2%増の629万1,860m<sup>3</sup>となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め、総額で5億7,022万7,212円を投じ、北谷、内山、松川、水城、大佐野地区の汚水枝線工事及び陣ノ尾雨水並びに芝原雨水整備に取り組んでおります。

次に、経理面であります、収益合計17億4,827万5,450円に対し、費用合計は13億9,828万8,845円で、差し引き3億4,998万6,605円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、2億5,852万2,745円を資本金に組み入れ、残り9,146万3,866円を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額6億5,100万7,920円に対し、支出総額は15億6,740万3,866円で、9億1,639万5,946円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が平成27年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11から日程第19までの平成27年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に、総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の宮原伸一議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで、決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に宮原伸一議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月21日及び9月23日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月26日を予定しておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月5日月曜日午後1時までに事務



局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後及び9月5日の午前10時からと9月20日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20から日程第25まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第20、報告第5号「平成27年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第25、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 報告第5号から報告第10号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第5号「平成27年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の平成27年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較しますと1.3ポイント下がり0.4%となりました。将来負担比率につきましては、前年度に引き続き算定上マイナスになるため、比率の表示がありません。

したがって、太宰府市の財政状況は、全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

以上、簡単ではありますが、太宰府市財政健全化判断比率の報告といたします。

次に、報告第6号「平成27年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

本年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第7号「平成27年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市下水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第8号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成27年度の事業及び決算並びに平成28年度の事業計画及び予算について報告するものでございます。

まず、平成27年度の事業及び決算についてご報告いたします。

公有地取得事業につきましては、事業の執行はございません。また、公有地の処分につきましても、平成25年度までに全てを処分していることから、事業の執行はございません。

決算につきましては、収益的収入4万1,610円に対しまして、収益的支出は238万4,033円となり、差し引き234万2,423円の当期純損失を生じております。

次に、平成28年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では、具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第9号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つを柱として事業を展開しております。

まず、平成27年度の事業及び決算についてご報告いたします。

平成27年度に実施しました事業内容でございますが、日本文化体験講座といたしまして空手体験を通じた市民との交流、市内小学校や民間交流団体が行う自主的国際交流活動への支援、国際交流員による外国語文化講座、協会の総会を兼ねて外国人と市民との交流を図ることを目的としたフレンズベル倶楽部メンバーのつどい、協会事業等の広報、太宰府市民政庁まつりでの協会PR活動、市内並びに近隣の国際交流団体の交流事業への共催、後援などを実施いたしました。

また、外国人学生や在住外国人の支援事業といたしまして、セカンドファミリー事業、史跡散策交流会、日本語教室の開催、市が作成いたしております生活情報ガイドブック平成27年度改訂版の外国語への翻訳などを行いました。

平成27年度の決算でございますが、収入につきましては、太宰府市からの補助金、会費等合わせて563万1,985円となっております。支出につきましては、事業費支出315万7,665円、管理費支出246万6,771円、合わせて562万4,436円となっております。

次に、平成28年度の事業計画と予算でございます。

今年度の事業につきましては、平成27年度に実施いたしました事業をさらに充実させ、市民

と外国人との交流、外国文化の体験、国際理解講座など国際理解が深まる事業、外国人学生や在留外国人の支援事業を積極的に展開していく予定です。

平成28年度の予算につきましては、市からの補助金、会費等を合わせまして623万円の収益を見込み、費用といたしましては、事業費、管理費合わせまして、収益と同額の623万円とし、当期増減額を0円と予定いたしております。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成27年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め10の施設の管理運営と、文化スポーツの振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など308事業を開催いたしまして、団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理、運営している施設におきましては、76万2,000人の方にご利用をいただきました。

今後も多様化する市民ニーズに応えますために、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して使用できる施設の管理、運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、収入の当期経常収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金等を合わせまして、合計3億8,181万4,514円となっております。

支出の経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして、合計3億6,915万9,785円となり、収支差額である当期経常増減額は1,265万4,729円となっております。

これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き一般正味財産期末残高は8,120万9,848円となっております。

次に、平成28年度の事業計画と予算についてでございます。

公益財団法人に移行し4年目に当たり、事業につきましては生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベント等を、いきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計316の事業を計画しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益等を合わせまして、収支予算として収入の経常収益3億953万5,000円、支出の経常費用計が3億1,485万7,000円で、収支差額の当期経常増減額はマイナス532万2,000円となります。

一般正味財産期首残高は、基本財産を除き6,190万2,819円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は5,658万819円となります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告

いたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 通告しておりませんが、先ほどの報告によりますと、35ページですが、

ここにあるもので言えば、「平成27年度に実施いたしました事業をさらに充実させ、市民と外国人の交流、外国文化の体験、国際理解講座など国際理解が深まる事業、外国人学生や在住外国人の支援事業の支援事業を積極的に展開していく予定です。」となっておりますが、このうち国際理解講座というものは、事業計画書、予算書によると、国際理解講演会でしたかね、という名称になっているものだと理解しますが、まずそれでよいのかということが1点。

もしそのとおりであるならば、国際理解講座というのは平成27年度には予算もついていない、何も行われていない事業ですので、ここでは「実施いたしました」となっておりますが、新規に何かしらを考えているということになるかと思しますので、そのとおりであるならば、新たにこれを行う意図と、現時点で考えている内容があれば、お聞かせいただきたいと思いません。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今笠利議員がご指摘のとおり、その国際理解講座、この国際理解講演会ということでご理解されてよろしいかと思ます。

それで、昨年はこの事業がなかったということでございますけれども、国際交流協会につきましては、平成4年に設立をされた協会でございまして、来年度がちょうど協会設立25周年を迎えるというような形になります。それで、改めましてこのたび、来年の設立25周年を控えまして、多文化共生のまちづくりを目指した理念を再認識をするために、国際理解講演会を開催すると。以前も節目節目、協会の周年事業、周年周年のときには、こういったような講演会を開催してきたという経過もございます。

中身につきましては、ちょっと今現在計画中でございまして、確定したところではございませんけれども、映画「風に立つライオン」というのがありましたけれども、何年前にありま

した。主演は大沢たかおさん、主題歌はさだまさしさんが歌ってあったと思いますけれども、そのモデルとなった柴田紘一郎氏を講演に迎えまして、これまでの経験談でありますとか、日本人に求められる国際理解の視点等に関してご講演をいただくというところで、現在計画を進めているところでございます。日時、場所については、現在調整中というところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということで、昨年0円で今年35万円ということは納得いたしました。周年事業という考えでいいかと思うんですけれども、今改めて多文化共生を目指したまちづくりを目指すという表現がありました。多文化共生を進めるとすれば、継続的な努力が必要だと思うんですけれども、来年度に予定しているこの講演会を機に、改めて引き続き何かしらを続けていくというようなことは、具体的でなくてもいいんですけれども、考えていらっしゃるかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現時点、来年度ということではなくて、25周年を控えて、今年度を実施するというような形で計画をしております。そのほかにもいろいろと国際交流協会の中では、日本文化体験の講座でありますとか、それこそその多文化共生のまちづくりを体感してもらい、また理解を深めてもらうというような形で、いろいろな主催事業を考えておるところでございまして、来年度も引き続き行っていこうということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はございませんね。

次に、報告第10号について質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 通告はしておりませんが、執行部席に財団の宮井課長の姿も見えますので、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思いますが、まず配付されております決算書の59ページに1点お伺いしたいことがありまして、満期保有目的ということで地方債を、北海道債ですけれども、平成24年にここで取得をされておられると思いますが、平成24年で満期保有目的ということは、今平成24年の取得から、25、26、27、28と幾らか年数たっておりますけれども、まずこの北海道債の満期は何年なのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） ご質問の分にご回答させていただきます。

平成24年からさせていただきますので、10年間でございますので、満期は平成33年という形になります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 基本の認識として、その10年という期間が長いのかどうかというのは、これは市としてどういうふうを考えておられるかお聞きしたいんですけども、地方債ですので国債等とは違いますけれども、これ財団独自でやられていることなのか、それとも市が相談を受けた上でこういったことを関連されているのか、その辺の、正直10年という期間が、私はちょっと今の金融情勢等を考えたら、ちょっと長いのかなという感じもしますが、その辺についての市のご認識はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今の期間につきましては、この内容については財団の独自のほうでやられている内容でございます。市としても、そういう経済状況を判断してやられているというふうに認識をしておりますので、適当ではないかというふうに判断しております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問、よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月6日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第79号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第80号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 意見書第1号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
- 日程第8 意見書第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 堺 剛  | 議員 | 2番  | 船越隆之  | 議員 |
| 3番  | 木村彰人 | 議員 | 4番  | 森田正嗣  | 議員 |
| 5番  | 有吉重幸 | 議員 | 6番  | 入江寿   | 議員 |
| 7番  | 笠利毅  | 議員 | 8番  | 徳永洋介  | 議員 |
| 9番  | 宮原伸一 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 神武綾  | 議員 | 12番 | 小嶋真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井雅之 | 議員 | 16番 | 門田直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山弘行 | 議員 | 18番 | 橋本健   | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                     |       |                    |      |
|---------------------|-------|--------------------|------|
| 市長                  | 芦刈茂   | 副市長                | 富田 讓 |
| 教育長                 | 木村甚治  | 総務部長               | 石田宏二 |
| 地域健康部長              | 友田 浩  | 総務部理事<br>兼公共施設整備課長 | 原口信行 |
| 建設経済部長              | 井浦真須己 | 市民福祉部長             | 濱本泰裕 |
| 観光推進担当部長<br>兼観光経済課長 | 藤田 彰  | 教育部長               | 緒方扶美 |
| 上下水道部長              | 今村巧児  | 教育部理事              | 江口尋信 |

|         |       |          |        |
|---------|-------|----------|--------|
| 総務課長    | 田中 縁  | 経営企画課長   | 山浦 剛志  |
| 地域づくり課長 | 藤井 泰人 | 市民課長     | 行武 佐江  |
| 都市計画課長  | 木村 昌春 | 社会教育課長   | 中山 和彦  |
| 上下水道課長  | 古賀 良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |        |      |        |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮  | 議事課長 | 花田 善祐  |
| 書 記    | 山浦 百合子 | 書 記  | 高原 真理子 |
| 書 記    | 力丸 克弥  |      |        |



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により船越隆之議員の退場を求めます。

（2番 船越隆之議員 退場）

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（橋本 健議員） ここで、船越隆之議員の入場を認めます。

（2番 船越隆之議員 入場）

○議長（橋本 健議員） 船越隆之議員に申し上げます。

ただいまの諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任とし

で答申することになりましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第76号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第76号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 予算の関係ですけれども、ページが12ページと15ページにつながっていますので、歳入と歳出があります。補正予算でわざわざ17款1項2目1節の企画費寄附金がふるさと太宰府応援寄附1,000万円が出ておりましたので、これは他市のほうからどなたかが寄附をしていただいたところでこの計上があったのかなと思いましたが、後ほど聞きますとそうじゃなくて、今後の問題ということのようです。

それにあわせて15ページにも書いていますけれども、これもふるさと納税をもらった場合に、納税関連事業の委託料が760万円ほど要するというようなことでしたので、このことについても、それにしても1,000万円のうち760万円も出すというのはどういうことかなと思っておりました。これについては、最初言いましたように、私が内容確認をしなかった部分もありましたことから、今後の問題として、この2点について説明をしていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

1項目めと2項目めは関連がございますので、あわせてご回答を申し上げます。

ご存じのとおり、これまで本市におきましては地方税法第314条の7第1項第1号に基づき  
ます自治体への寄附により減税措置が受けられる、いわゆるふるさと納税につきましては、返  
礼品等の制度を設けておりませんで、したがって太宰府の寄附につきましては、返礼品を  
目的としない方々からのご寄附のみでございました。

その一方で、昨今、特に昨年でございますけれども、テレビを初めといたしますマスメディ  
アでこのふるさと納税制度とともに返礼品の紹介をすることが増えたこともございまして、本  
市市民の中でこの制度を活用いたしまして、他自治体へ寄附をされる方々が増加をしておいま  
す。減税措置による税収の減少も大きくなってきているというような状況でございます。

このようなことから、本市でも返礼品を商工会などと連携をいたしまして準備をいたしまし  
て、本市への寄附の促進を図ろうとするものでございます。

返礼品制度を設けているほとんどの自治体におきましては、寄附の受け付けから返礼品の発  
送まで一括して代行する民間会社のインターネットサイトに返礼品を掲載いたしまして、寄附  
を募っております。本市もそのような方法をとりたいと考えておるところでございます。

歳入予算の1,000万円につきましては、あくまで目標額でございまして、1万円の寄附が  
1,000件あるものとして計上させていただいておるものでございます。

次に、歳出予算に計上いたしております760万円の内容についてでございますけれども、こ  
れは先ほど申しました代行業者への代行手数料のほか、返礼品の購入費用でありますとか返礼  
品の配送費用、そういったものを当て込んだ計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それで結構ですが、この補正予算でこういう計上をすること自体が問  
題があるかなと思います。できたら来年度は、歳入は入れないで、歳出のほうは新年度の中  
に入れて、そういうことにやっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

（10番上 疆議員「要りません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第78号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正  
予算（第1号）について」及び日程第6、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸  
付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号及び議案第80号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 意見書第1号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第7、意見書第1号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番塚剛議員。

〔1番 塚剛議員 登壇〕

○1番（塚 剛議員） 意見書の提出をさせていただきます。

題名のほうは、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出させていただきます。

理由といたしましては、学ぶ意欲のある学生が経済的理由で進学を断念することなく、安心して勉学に励めるようにするためということでございます。内容につきましては、読み上げさせていただきます。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記。

1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減

免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。

2、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。

3、低所得世帯については学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。

4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を下げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今提案ございました1から4のうちの4番に関連してお伺いをさせていただきます。

4番の項目にございます新所得連動返還型奨学金制度というのは、現行の制度のとおり一定額を15年で返済する低額返済型と、年収に応じて返す月額が決定される新所得連動返還型の選択になるというふうに理解しておりますが、後者の連動返還型については収入が0円であっても最低2,000円の返済となりまして、収入がなかった期間については免除ではなく現状無期限なんですけれども返還猶予に期限を設けるというふうになっているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご質問の内容にお答えいたします。

今回のその2,000円、無収入の方でも2,000円ということで、今回文部科学省のほうで3月に有識者会議の報告書を取りまとめた内容についてご説明を少しさせていただきたいと思いますが、2,000円という金額がまず妥当かどうかということで、国のほうといたしましては、検討事項として0円、2,000円、3,000円及び5,000円という設定条件のもとで精査した結果、今回2,000円というのが、金額が2,000円から5,000円では条件が若干の回収割合、要するに国のほうとしましては税金を投与いたしますので、回収義務というのが発生いたします。それと、あともう一つは、ほかにお支払いをされている、返納されている学生さんたちの平等性を保つ、そういった観点からこういう精査を行ったわけですが、5,000円というのは高額であるというふうに考えられる現行の中で、基準としては、通信教育の面接授業機関の3,666円、これを上回らないということで、できるだけ返還を緩和する観点から2,000円という設定をされたみたいでございます。

そして、このことを考えますと、今まではこれまでの定額型の返還型では、返還月額が1万

4,400円、これに対して今回2,000円という形になっていきますので、かなり軽減をされているのではないかなというふうに思います。

また、それでもお支払いが困難であるといった場合はどうするかといいますと、それでも返還が困難となった場合に返還猶予制度を新たに今、拡充をされてあるところでございます。特に奨学金の家計の支持者ら、親の世帯になると思いますが、その方たちが300万円以下の世帯につきましては、申請可能年数について現行制度と同じく期間の制限を設けないことが適当であるというふうな回答が一応上がってきております。

いずれにしましても、今回私がこの意見書で4項目でお願いしたいことが、この制度については制度設計を着実に進める、この内容を拡充する。今のご意見はごもっともだと思います。だから、そのあたりまで含めた上での議論を今から先、冬までかけて議論されていく過程において、来年度の成立に向けて動き出しておりますので、そのあたりもしっかりと意見書の中に着実に進めてくださいという内容では取りまとめているので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 確認になりますけれども、私が提案理由を今お聞きした限りだと、1から3の部分と4の部分、4は現状への対応なのかなというふうに理解しましたがけれども、私の個人的な、今お聞きしての理解ですけれども、あくまでも意見書の趣旨というのは、タイトルにあります返済不要の給付型の奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求めるというのが中心点にあるということを確認しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） それは結構だと思います。いずれにしましても、我が党の公明党といたしましても、立党から5年後、1969年だと思いますが、奨学金拡充に向けて取り組みをしてまいりました。今回、一億総活躍プランということで国が打ち出しまして、ようやく創設ということまで踏み込むことができました。2017年度の会議に向かつてはこの拡充をしっかりと求めていきたいと、こういう意見書でございますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 再々質問ではありません。通告もしていない中、誠実なお答えをいただきましてありがとうございました。

終わります。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

**日程第8 意見書第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第8、意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 意見書第2号を提案させていただきます。

今、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。その解決のためにも、一人一人の子どもたちに対するきめ細かな対応が必要となっています。

意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」。

太宰府市議会会議規則第13条第1項により、上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案の理由説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。現在、社会状況等の変化により、学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増え、教育条件格差が生じています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人一人の教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては、下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記。

- 1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~



# 1 議事日程（3日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月14日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目   |
|----|-----------------|--|
| 1  | 長谷川 公 成<br>(14) | 1. 中学校完全給食について<br>(1) 6月議会でも一般質問を行ったが、中学校給食調査研究特別委員会からの要望書及び太宰府市立学校給食改善研究委員会からの答申を受けたうえでの、現在の市長が考える中学校完全給食について伺う。<br>(2) 今後のスケジュールについて伺う。<br>2. 通級指導教室について<br>文科省は通級指導の担当教員増を行う方針だが、本市の現状と今後の考えについて伺う。 |
| 2  | 船 越 隆 之<br>(2)  | 1. 本市の施設運用管理について<br>(1) 太宰府市にある各公園施設整備運用について伺う。<br>(2) 駅周辺の駐輪場整備について伺う。<br>2. 総合体育館近郊のインフラ整備について<br>総合体育館と市民プールとの連絡ブリッジについて伺う。<br>3. 本市の地域防犯について<br>警察交番の配置について伺う。                                     |
| 3  | 有 吉 重 幸<br>(5)  | 1. 災害時帰宅困難者について<br>(1) 災害が発生し帰宅困難者が発生した場合、どのような対策を考えているのか。また、観光客（外国人）に対する災害状況や避難勧告等をどのようにして正確な情報提供をするのか、市の対応について伺う。<br>(2) 情報提供の実施において、庁内、関係機関、事業者等の連携体制はどうなっているのか、市の見解を伺う。                            |
| 4  | 木 村 彰 人<br>(3)  | 1. 近隣市と連携したまちづくりの推進に向けて<br>(1) 都市計画マスタープラン（20年計画）を実現するための課題について<br>(2) まちづくりにおける近隣市（大野城市、筑紫野市）との連携について   |

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 5 | 神 武 綾<br>(11)   | <p>1. 指定管理の更新について<br/>今年度末に指定管理更新対象となる施設について業者選定などの準備が進められるが、学童保育所についての現状と改善策について伺う。</p> <p>2. 保育園の主食費について<br/>3歳以上児の主食については保護者の実費負担、または持参することになっているが、保護者負担のない保育所もある。統一すべきだと考えるが、見解を伺う。</p> <p>3. 小中学校でのノーメディアの取り組みについて<br/>2年前にPTA、校長会、教育委員会三者で「太宰府市宣言」を出されたが、その後の取り組み、成果について伺う。</p> |
| 6 | 堺 剛<br>(1)      | <p>1. 地域防災の取り組みについて<br/>(1) 被災者支援システムの導入について<br/>(2) 本市の地域防災に関する今後の取り組みについて</p> <p>2. 高齢者の困窮対策の取り組みについて<br/>(1) 本市の高齢者世帯等の実態について<br/>(2) 本市の高齢者の生活実態について<br/>(3) 生活困窮者自立支援制度による高齢者の困窮対策の取り組みについて</p>  |
| 7 | 藤 井 雅 之<br>(15) | <p>1. 国民健康保険事業及び国民健康保険税について<br/>(1) 共同事業拠出金と保険給付費の関連について<br/>(2) 国保財政基盤安定のため国が整備した補助金の認識について<br/>(3) 国民健康保険税の滞納状況について</p>   |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員      | 2番 船 越 隆 之 議員  |
| 3番 木 村 彰 人 議員  | 4番 森 田 正 嗣 議員  |
| 5番 有 吉 重 幸 議員  | 6番 入 江 寿 議員    |
| 7番 笠 利 毅 議員    | 8番 徳 永 洋 介 議員  |
| 9番 宮 原 伸 一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神 武 綾 議員   | 12番 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 陶 山 良 尚 議員 | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員   |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

|                           |           |                                |         |
|---------------------------|-----------|--------------------------------|---------|
| 市 長                       | 芦 刈 茂     | 副 市 長                          | 富 田 讓   |
| 教 育 長                     | 木 村 甚 治   | 総 務 部 長                        | 石 田 宏 二 |
| 地域健康部長                    | 友 田 浩     | 総 務 部 理 事<br>兼 公 共 施 設 整 備 課 長 | 原 口 信 行 |
| 建設経済部長                    | 井 浦 真 須 己 | 市 民 福 祉 部 長                    | 濱 本 泰 裕 |
| 観光推進担当部長<br>兼 観 光 経 済 課 長 | 藤 田 彰     | 教 育 部 長                        | 緒 方 扶 美 |
| 上下水道部長                    | 今 村 巧 児   | 教 育 部 理 事                      | 江 口 尋 信 |
| 総 務 課 長                   | 田 中 縁     | 経 営 企 画 課 長                    | 山 浦 剛 志 |
| 防災安全課長                    | 齋 藤 実 貴 男 | 地 域 づ くり 課 長                   | 藤 井 泰 人 |
| スポーツ課長                    | 大 塚 源 之 進 | 市 民 課 長                        | 行 武 佐 江 |
| 納 税 課 長                   | 千 倉 憲 司   | 福 祉 課 長                        | 友 添 浩 一 |
| 保育児童課長                    | 中 島 康 秀   | 国 保 年 金 課 長                    | 高 原 清   |
| 建 設 課 長                   | 山 口 辰 男   | 都 市 計 画 課 長                    | 木 村 昌 春 |
| 学校教育課長                    | 森 木 清 二   | 上 下 水 道 課 長                    | 古 賀 良 平 |
| 監査委員事務局長                  | 渡 辺 美 知 子 |                                |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |           |         |           |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮   | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐   |
| 書 記    | 山 浦 百 合 子 | 書 記     | 高 原 真 理 子 |
| 書 記    | 力 丸 克 弥   |         |           |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日7人、15日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[14番 長谷川公成議員 登壇]

○14番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目は中学校完全給食についてですが、芦刈市長は、中学校完全給食の導入を公約の一つとして掲げられました。その中学校完全給食の具体的な方針について、昨年6月議会、今年6月議会と2度質問をしましたが、その際は、内部協議等を重ね考えをまとめているところであり、太宰府市立学校給食改善研究委員会の答申を受け、具体的な提案をしていきたいとの回答をいただきましたので、今回3度目になりますが、改めて市長が描いている完全給食について伺います。

2項目めは、中学校給食調査研究特別委員会からの要望書や学校給食改善研究委員会からの答申をもとに、市長がお考えになる今後のスケジュールについて伺います。

2件目は、通級指導教室について伺います。

この件につきましても、過去質問をさせていただきましたが、その後進展がないように思えます。文科省は、通級指導を充実させようと、2017年度予算の概算要求で、公立小・中学校に専任教員を890人増やすように求めております。

文科省の資料によれば、平成26年度に通級指導を受けていた小学生は7万5,364人、中学生は8,386人。この数字を見てわかるのが、学年数の違いはあるにせよ、中学生になると通級指導を受けている生徒が大幅に減っているのがわかります。

過去の一般質問の中で、制服が違うことに抵抗があり、通級指導教室がある他校に行くのが

嫌だという生徒があることが事実としてあるということを発表したこともありました。今回、来年度予算の概算要求ではありますが、文科省が担当教員増を行う方針を打ち出しておりますので、この機に乗じて本市において各学校ごとに教室を設置できないか伺います。

また、本市の現状と今後のお考えについてお伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

ご質問の中学校完全給食についてご回答を申し上げます。

現在の市長の考える中学校完全給食とはについてですが、私の考える完全給食とは、基本的に全ての生徒が自宅から弁当などを持ってこなくても、学校で安全で栄養バランスのとれた食事が提供されることであり、給食を通して生徒の皆さんが食生活のあり方などを学ぶ機会になればと考えております。

本年6月議会では、議員のご質問に対し、多方面からのご意見をいただきながら、現実的な対応を行うということでご回答申し上げていたところでございます。

先月19日、議長と中学校給食調査特別委員会委員長の連名で要望書をいただきました。また、同月31日には、学校給食改善研究委員会の答申を踏まえた教育委員会の考え方も、報告書という形で示されました。その中で、現在他の自治体で実施されている給食方式につきましては、それぞれ一長一短があります。

私としましては、今回報告されました教育委員会としての考え方、議会中学校給食調査特別委員会からいただきました要望書も踏まえまして、現在どのような給食方式がいいのか、生徒の皆さん、保護者の皆さん、また現場の先生方それぞれの思いなどをどう酌み取っていくか考えているところでございます。

今後につきましてはでございますが、給食導入となりますと、実施後は皆様もご承知のように一過性ではなく、経常的に多額の経費がかかることでもありますので、慎重に検討する必要があります。このため、今庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、内容をよく検討させた上で、方式や実施時期等を最終的に私が決定し、12月議会には議員の皆様には表明したいというふうに考えておる次第でございます。

私からは以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。市長のお考えとしては、全ての生徒が弁当を持ってこず、安全・安心に食べれて、ましてや食育ができる的な今ご回答をいただいたんですが、教育委員会から上がってきた報告書ですね、それと特別委員会、私たちの中学校給食調査研究特別委員会からの要望書ですね。それを見比べた中で、市長がこういった考え方があるというのをご自分で認識されたと思うんですね、ようやく。それをごらんになって、12月議会までには決めると。ということは、それが無い前は、もう一切市長は、中学校給食をやるとは

言ったけれども、自分の考え方はなかったということによろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 自分の考えはなかったということはございませんが、全体的な、議員の方からも要望書という形で出され、教育委員会としても答申という形で上がってるわけですし、そのあたりを全体の、私としての考え方というよりも、もう次元は市としてどのような形の計画書を打ち出していくかということでございますので、私がいろいろ考えてきたところはありませんが、もうそういう次元ではなくて、市としての具体的なそういう新たな局面というか、どういうふうにしていくのかということ、はっきり打ち出さなきゃいけないというところに来ていると考えますので、そういう形で私は先ほども申し上げましたように、プロジェクトチームを立ち上げ、その中でいろいろなことを検討しながら、やり方とか実施時期を最終的に回答して打ち出していきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私たちの特別委員会の中で、他市にお邪魔させていただいて、例えば自校方式をやるとか、いろいろな方式勉強してきたんですけれども、大体の市長の考え方があって、こういう方式でやろうと。例えばやんなさいという言い方はあれですが、そういったやり方で例えば教育委員会が動く。そういった感じでやってきた市長もあるわけですね。

私は、市長はそういう考えを持って動かれると思っていたんです。しかし残念ながら、多方面から意見を聞いて、自分で最終的にこの方法がいいだろうということで決めていくとおっしゃられました。それだったら公約になってないんですね、私に言わせれば。

私は中学校給食を実現しますよ。したら、自分が例えば勉強して、こういう方式があるから、こういう方式でやっていきたいというふうなのを言うならわかるけれども、全部調べてもらって、ああ、じゃあこの方式がいいから、何か流されているような、丸投げをして流されているような気がするわけですね。それが非常に残念です。

それともう一つ、市長いろいろなイベントごと、夏祭り等々で中学校給食のことをずっと言われていました。私の自治会の夏祭りも来られて、中学校給食のことをおっしゃっていましたが、その後どうなるんですかって聞かれるのは私たちなんですね、身近にいるから。中学校給食どうなるんですか、いつからですか、どんな方式ですか、そこまで突っ込まれて聞かれるわけですよ。しかし、市長にそういった考えがないから、一切私は答えることができませんでした。市長がどげん考えとるかわからんもんねって、それしか言うことしかできないんですよ。

本来であれば、市長がこういう方式でやれって言ってくださってれば、私たちもすぐ、あ、こういうふうになるよと、時間をかけてでもこういうふうになるよというふうには市民の皆さんに説明ができたんですよ。

12月議会に自分の考え方を打ち出すとおっしゃられましたけれども、この期間に関して1年ちょっと、2年たっていないぐらいですね、この期間に関して、市長は長いと思われませんか、短

いと思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市長としての立場がありますので、自分の考えを言うということと、市の方針というのは、やっぱりそれはずれがあってはいけないと思いますので、そのあたりは慎重に考えざるを得ないという今の市長の立場もご理解いただきたいということを思いますし、いろいろなことは、私に考えがなかったということではなくて、今のところそういうことしか現実には言えないというところもご理解いただきたいと思っておりますし、私としては本当に長いのか短いのかということ言えば、そもそも私が中学校完全給食について実現するようにという形で、選挙でそういう形を訴えましたし、また市長になった折も、そういうことを教育委員会に私自身が答申をすると。給食については、基本的に市長部局ではなくて教育委員会部局であると、そういうことも現実にあるわけですし、いろいろな動きがどうなるかと言われれば、ちょっと私も動きが鈍いなというように感じたのは事実でございますが、ここまで来ておりますので、市としてこういう形でいくということを出したいと考えておりますので、そのあたりのところをご理解いただきまして、議会の中学校給食調査研究特別委員会が出された答申、あるいは教育委員会から上がってきたものをあわせて考えていきたいということで、決して私が自分の考えを持っていないということではありませんが、市役所の仕組みとしてそういう形で進まざるを得ないということもご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 市役所の仕組みは市長になってみないとわからないんであれなんですけれども、ただ私が言いたいのは、やっぱりリーダーシップを発揮してもらって、こういう方針でやりたいから、方式でやりたいから、ちょっと調査してくれと、そういった感じではいいです、それならいいんですけれども、納得いくんですけれども、例えば自校方式でやりたい、大体そしたら中学校4中学校の建築費等ですね、そういったものが幾らかかるとか、そういう全部集めて報告なり、議会にもこういうふうを示されればいいんですけれども、一切それがなくて、全て答申がうのみということで、私は非常にがっかりしているところですね。全て調査研究を行った上で、この方式というんならわかりますよ。市長の考え方があってですね。それが無いのが非常に残念だと、私はそう思います。

ですから、先ほどから言っていますように、他市町に行ったときには、市長がやれと言ったことに対して、そういうことで他市は動いているわけですから、実際動いているわけですから。何も太宰府だけが特別じゃないでしょう。太宰府市だけが動けないということはないはずなんです。ですから、本当はリーダーシップを発揮してもらって市長にはやっていただきたいかった、私はそう思います。

12月議会に一応一定の方向性が出るということで、楽しみにはしていますが、市長、私どもの議会からの特別委員会でも一応要望書が上がっていますので、それは全て、今の市の状況等を勘案した上での要望書となっています。私は、これがゴールになってほしくないというこ

ろがあるんですね。

例えば自校方式にした場合、防災の面でも非常に役に立つと思います。やっぱり給食室があればですね。その場で動けば調理できるわけですから、何らかの形でですね。物資と水さえあれば。ですから、本当は自校方式にさせていただきたいというのが私の思い、考えです。市長には、そういう思いが本当はあったのかなかったのかちょっとわからないですけれども、それが本当は聞きたかったんですけれども、市長ははっきりお答えにならないので、非常に残念です。そっちのほうも残念ですね。

ですので、12月議会、また市長のお考え方がそこで聞けるとしますので、そのときにまた一般質問するかどうかはまたちょっと考えて、この件に関しては終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育長。

○教育長（木村甚治） 2件目の通級指導教室の現状と今後の考え方について回答いたします。

通級指導教室は、通常学級に在籍する者のうち、言語障がいや自閉症、情緒障がいなどがある児童・生徒さんを対象に、必要に応じて特別な指導を行う場と、教室となっております。本市の通級指導教室の設置状況につきましては、小学校が4教室、小学生64人、中学校が1教室、中学生12人、合計76人が入級をいたしております。

入級希望者は小学生を中心に増えており、通級指導教室によって特別支援教育の充実を図っていくことは、本市の教育施策の中でも重要なものだと認識しておるところでございます。このことを含めまして、詳細につきましては、教育部の理事のほうで回答をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 失礼します。詳細について、私から回答いたします。

通級指導教室で学習している児童・生徒は、年々増加の傾向にあります。このような状況を受け、教育委員会といたしましては、毎年通級指導教室の教員の加配を福岡県に要望しているところでございます。

中学校への加配につきましては、本市の拠点校である太宰府中学校への1名増員を継続的に要望しておりますが、現在まで実現しておりません。

議員お尋ねの太宰府中学校以外の3中学校への新設ですが、本年度の各中学校の入級者につきましてはゼロ人、3人、4人、5人というふうな内訳になっており、各中学校単独での加配要望はかなり難しいと考えます。そこで、太宰府中学校を本市の拠点校として、加配の1名増員を要望しているわけです。来年度に向けましても、要望を続けたいというふうに考えております。

一方、小学校につきましては、入級希望者が毎年約10名ずつ増え続けており、早急の増設、新設が必要となっております。そのことを踏まえ、来年度に向けて1学級当たりの入級児童が多い2つの小学校への加配の増員、加えて設置されていない1小学校への加配を県に要望してま



いりたいと考えております。

小学校は、普通教育のうち基礎的なものを施す時期であります。学校生活、学習への困難を抱えている子どもたちに対して、なるべく早い時期にその子どもたちの障がいの特性に合った指導を手厚く行っていき、中学校へつないでいくためにも、まずは小学校への加配の充実を念頭に、県に働きかけていきたいと考えております。そして、いずれは市内3中学校においても、通級指導教室が設置できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。加配教員の要望はわかるんですけども、毎年大体やっぱり10名程度、小学校においてですね、増加しているということは、早急にやっぱり、今現状、理事、小学校4校っておっしゃられました。3校ですね。済みません。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学校は3校です。学級は4です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 小・中合わせて4、そうですね。ですので、増えていますので、やはり早急に対応が必要だとは思いますが。来年度、特に国のほうも増員をやるというふうに言っていますので、本当にこの機に乗じて、1名とは言わず、2名、3名、できたら教室も増加できる。

それと、あと考え方の一つとして、巡回指導ですね、そういったものは考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今ご指摘いただいた巡回指導なんですけど、県のほうから基本的に巡回指導はしないというような指導を受けております。以前、他市町でも巡回指導を実施していた他市町がありますけれども、そこについては県の指導で、もう拠点校での指導というふうになされておりますので、なかなか巡回指導を始めるというのは難しい現状であります。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 平成27年度で決算資料ということで通級指導教室のことを要望していたんですけども、やっぱり見てみると、小学校においてはもう、その小学校に設置してある教室のやっぱり児童・生徒数が多いんですね。ただし、そこから移動していく児童・生徒数を見ると、かなり少ないですよ。基本的には、やはり保護者が付き添いというのが原則になっていると思います、その時間はずっといないといけません。それと、他校に行くときには送迎をしないとダメ。そういうのを非常に保護者としてはネックになっているんじゃないかなというふうに思っているんですね。

それと、小学校のとき、壇上でも申し上げましたけれども、これだけ多いのに、中学校になると本市においても4分の1ぐらい減っているんですね。そういった現状、やはり事実として

あったように、制服等の違いで他の中学校に行くのが嫌だというふうに、中学校のちょうど年ごろの時期ですからね。あいつ何でここ来とうとかいなくなって見られるのも嫌だろうし。十分そこら辺は配慮するようにというふうに県の指導にも書いてあったんで、大丈夫かな、一番出入り口に近いところに設置しなさいよと、そういったのもあったんですけども、やはり行くほうにしてみるとやはり抵抗があるようで、ぜひとも中学校にも、太宰府中学校と、例えば学業院中学校に設置できるといいなと。この人数を見てみると、太宰府西中学校もやっぱり多いですよ、はい。ただ、太宰府東中学校がゼロ人というのは、ちょっと納得いかないところなんですけれども。

ですから、中学校に行ってもそういった送迎が基本的にあるので、保護者としても非常に負担じゃないかなというふうには思っています。だから、そういった負担が解消できるようになれば、非常にいいんでしょうけれども。例えば理事が言われたように、巡回が県によってだめになったというのが非常に残念ですね。

10月にちょっと視察に行かさせていただくんですが、愛知県の刈谷市というところに今度こういった件で行くんですけども、これは愛知県、県によって違うとは思いますが、巡回指導の実施とかあって、特別支援学校の教員による専門家チームが、市町村からの要望に応じて小・中学校を巡回し、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に対する支援のあり方について指導、助言を行っています。これは指導、助言なんで、恐らく教員とかに対して行っていると思うんですね。

それとか、あと地域特別支援教育推進者養成研修会というのがあって、発達障がいのある児童・生徒に対して指導、助言をしたり、地域における特別支援教育を推進したりすることのできる教員等を育成する研修を実施していたり、あとは発達障がい児研修会というのがあります。小・中学校の教員を対象に、特別支援教育の考え方や発達障がいについての基礎的な知識、実際の支援方法についての研修を実施しているということで、これは県の取り組みなんです。福岡県では実際こういうのがあっているのかどうかちょっと私はわからないんですが、市として考え方の一つによって、教職員の研修会等でこういったことを実施されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 本市といたしましても、県でももちろん研修は行われているんですけども、実際に研修を行っております。教育委員会のほうに特別支援教育コーディネーターという専門性の高いスタッフを置きまして、そのスタッフを中心に研修を行っております。

対象といたしましては、特別支援学級の教員、それから通級指導教室の教員。それから、本市の場合には、特別支援学級と通級指導教室に支援員をつけております。例えば先ほどご指摘があった人数が多い西小学校については19人、それから1学級当たり16人ということで、適正と言われている15人から超えていますので、支援員を置いています。それから、2名、市の職員を補助として指導ができるように配置しております。以上のような教員を対象、それから支

援員を対象として研修を実際に行っております。

それから、一般の通常学級の先生方についても、現在インクルーシブ教育の推進ということで、特別支援教育の充実を図る上からも、そういった情報を提供したりとか、実際に研修会の中で話をしたりしながら、特別支援教育の考え方を高めていきたいと考えているところです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あと、最後になるんですけども、この通級指導教室というのは、やっぱり保護者の理解がないとなかなか難しいというところで、いろいろ私も調べて読んだりしたんですけども、非常に難しいのは、親が認めないとか、やっぱり送迎もしないといけないのでというのが一番ネックになっていると思います。

そういった負担がなくなって、早期にやっぱりしておかないと、中学校になってからじゃあやっぱり遅いと思いますし、気づくのもですね、受験を控えているわけですからね。そういうふうなことも勘案しまして、また視察等行って勉強してきた際には、いろいろとまたこの一般質問等で報告なり、今後の課題なりを発言させていただきますので、そのときはよろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔2番 船越隆之議員 登壇〕

○2番（船越隆之議員） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、3件についてお伺いします。

1件目、太宰府市の施設運用管理についてです。

1項目め、太宰府にある各公園施設の整備について伺います。

公園の整備については、自治会にお願いされているとのことを聞きましたが、近年は高齢者の方が増えたことにより、公園の整備をすることが行き届かない状況が続いております。これについて市のほうとしてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

2項目め、駅周辺の駐輪場の整備について伺います。

太宰府駅県道沿いの駐輪場ですが、現在の状況は放置自転車と使用自転車で乱雑に置いてあるために、歩道を歩く人の妨げと、景観上も見た目が悪いのが現状でございます。市としては今後の対策としてどのようにお考えか、お聞かせください。

2件目、総合体育館近郊のインフラ整備についてでございます。

総合体育館と市民プールとの連絡ブリッジについて伺います。

今年11月3日に総合体育館の開館式が行われますが、開館に伴って交通量と来館者数も増えることが予想されます。また、開館されることにより、プール使用者が体育館駐車場を利用すると思われませんが、連絡ブリッジを先送りしたことにより、道路を横断する人が増えると予想されます。それにより、車事故の危険性が高くなることは否定できません。

落合橋のところに信号機はできますが、体の不自由な方、高齢者の方、車椅子の方にとって優しいまちづくりを太宰府市として目指すべきではないでしょうか。市長に伺います。

3件目、本市の地域防災についてです。

警察交番の配置について伺います。

太宰府市において、派出所が太宰府交番と水城交番の2カ所しかありません。大佐野、向佐野、吉松地区では、痴漢、不審者、変質者が出ている情報がありますが、この地域に交番ができることにより、被害の抑止ができるのではないのでしょうか。太宰府市としてどのようにお考えか伺います。

以上でございます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 皆さん、おはようございます。

1件目の本市の施設運用管理についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの太宰府市にある各公園施設整備運用についてでございますが、市内にあります133の公園のうち128の街区公園につきましては、今おっしゃられたように、自治会に平場については草刈り等をお願いし、ご協力をいただいているところでございます。草刈りがしにくい斜面等につきましては、市内の造園業者に委託を行っていますが、高齢化により平場の草刈りの協力も困難になってきている自治会もございます。

このような状況において、若年層への参加、協力も各自治会へお願いしながら、また近隣の市町の例も参考に、これからの公園の維持管理のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの駅周辺の駐輪場整備につきましてご回答申し上げます。

太宰府駅の横、県道沿いの駐輪場におきましては、その管理を太宰府市シルバー人材センターに委託しており、平日の5日間、自転車の整理を行っているところでございます。

この駐輪場は、県道の歩道に沿って設置しているため、細長い形状となっていることから、駅に急ぐ方の中には、歩道にはみ出したまま駐輪していかれる方も見受けられます。また、乱雑に駐輪されている自転車の中には、放置されたままの自転車もあります。

使用自転車と放置自転車を見分けるには、平日のみならず、土日も自転車の整理を行うなど、歩道に影響のない整然とした駐輪をしていただくために、今の簡易的な自転車車どめではなく、駐輪機材を設置するなどの対策が必要というふうに思っております。

今後、安全な歩道確保のためにも、利用者への駐輪マナーの啓発に努めますとともに、太宰

府駅前を初め市内の駅前と似た形態で管理運営されている駐輪場を調査し、駐輪場の管理に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 公園の草刈りに関してですが、今現在でもかなりの草が生えて、多分その公園の近くの子どもたちを遊ばせるのに、今現在、遊ばせる場所がないぐらいに、もう草が茂っているわけですね。この状態をそのまま放っておくと、公園としての意味がないし、そういうことで、公園を使う利用者にとっても、やっぱり優しい公園づくりをしてあげないとけないんじゃないかという気がします。

それで、今後今の状況をどのような形で整備していくか、また今現在そういう公園がたくさんある中で、それを一つ一つでもいいので、どのような形で処理していくかということをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 確かに船越議員がおっしゃるように、公園によりましては草が生えて、遊ぶスペースが少なかったり、なかったりという現状も私どもも見ながら、ただ業者のほうの委託のほうも、一応先ほどお話ししましたように、平場以外のところのり面とか、あと木が生えている周辺とか、そういうところの委託をしていますので、あと時期的なものもちょっと注視しながらということで、今ちょっと見ていたところでございますので、平場というか、草が刈れるようなところは、また自治会のほうにもお話をしながら、確かに公園は今おっしゃったように、防災安全上も1つはありますけれども、まずは日々の子どもたちの遊び場とか、近所の近隣の方の憩いの場ということで大事だろうというふうに考えていますので、そういう自治会等との協議をもう少し密にさせていただきたいと。それとあと、委託業者のほうへの指導というか、そういうことも含めてさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この公園の草刈りに関しては、私、最近金沢のほうに視察に行かせていただいて、金沢のほうで公園、道路を走っている中で公園を、かなりいろいろ公園があるのを見てきました。その中で、道路沿いの沿線上の木が植わっているところとか公園を見てくる限りでは、やっぱりかなり観光地であるということで整備が行き届いています。

それを見たときに、太宰府はもう少しそういう観光地であるならば、景観上のいろいろな問題があるのであれば、やっぱり少しでも早くそういう整備を行き届くように、行政のほうでも考えていただきたいと思いますと思っている次第でございます。これは要望ですので、なるべく早目によるしくお願い申し上げます。

1項目めはこれで終わります。

駐輪場の件ですけれども、太宰府駅県道沿いの自転車置き場が、今現在、毎日私もあそこを今散歩がてら見ているんですけれども、130台ぐらいの自転車がとめてあります。その130台の中に、バイクが四、五台あります。その中で、実際自転車、この自転車は乗っているのかなというふうな自転車の数も20台近くあります。それによって、駐輪をするときに歩道にはみ出て駐輪している、乱雑に置かれている自転車はかなりやっぱりあったりして、通行する方も何か困ってあるみたいですよ。年寄りの方が前通ってあったけれども、何か嫌な顔して通ってあったことも伺いました。

そういう形で、やっぱり駐輪場というのは景観上も、余り乱雑に置くと、太宰府の天満宮周辺の近郊においては、余り見た目のいいものではないんじゃないかという気がいたします。それによって、今後ああいう駐輪場におきましては、都府楼南が駐輪場を料金的にとめるような形をとっています。だから、そういう形で、幾らかでも整備と、それと駐輪の乗ってない自転車はとめられないような仕組みをとるのも、市側としての一つの対策の方法じゃないかと思えます。

その駐輪場の料金化することによって、それは市民からの意見もいろいろあると思えます。でも、それを整備することによって、その整備するのにシルバー人材センターの方に依頼しているということで、その方がおられるときは、多分自転車はちゃんと整理してあります。しかし、明るくなる日になると、また乱雑に置かれる状態が続いているわけですね。そういう人件費を太宰府市のほうで支払っているわけですね。

その人件費を払うだけでなく、太宰府も何らかの形でそういう駐輪を料金化することによって、その人件費をそこから発生させるというふうな、市税を払うんじゃないかと、そういう形で払っていくような形をとるのも一つの案じゃないかと私は思っておりますので、今後ともそれについてはちょっとよくお考えの上、ご検討願いたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 回答は要りますね。

○2番（船越隆之議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） ご提案ありがとうございます。実は私も現場を見に行く機会が多々ありますので、その際には駐輪場を見させていただいて、確かに議員おっしゃるように、平日といいますか、私が通るときには、大体整然と何か並べてあるようなイメージがありましたもんですから、まだまだ私自身も現場をもう少し、平日だけでなく、土日なんかも何かあったときには現場の確認はさせていただきたいと思えますし、一番は担当者に任せるのではなく、やはりいろいろ利用者の声とか、あとシルバーの委託をしてそれで終わりではなく、やはり私を初め課長等で、やはりそういう利用状況の確認なんかも、やはりやっていく必要があるのかなというふうに今考えているところでございます。

今提案していただいた料金化につきましては、二日市駅東とかJRの都府楼南駅とか、そういうところでは、させていただいていますけれども、今回提案いただいた案ですけれども、ま

だまだ実は太宰府駅周辺、今もう議員ご存じのとおり渋滞対策で、非常に私どもも対策をしなきゃいけないという状況でございます。朝夕の自転車が有料になることで、逆に車に変更されるとか、そういう懸念もあるということも、ちょっと今考えているところでございます。

それと、どれだけ市民の方に理解が得られるかということもありますので、そこは先ほども申しましたように、利用されている方の声を直接聞くのがまずは初め、最初の一步といいますか、初めなのかなという今私は気がしています。その後に、人件費、シルバーにかけている人件費と、あと機材を入れたときの費用対効果というか、その費用の効果、費用をかけることによってどれだけの効果があるかとかということも含めて、検討はさせていただきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 駐輪場を有料化することに関しては、30台程度のそういう有料化のための機械をつけるのであれば、採算は合わないということは、私もちょっと調べた結果出ています。あそこの県道沿いに関しましては、200台以上の自転車がとまるわけですね。200台以上の自転車がとまるということは、そういう設備投資するにしても、割安でできるという話も聞いています。なので、今後そういう前向きな方向性で、いろいろな市民等の意見も聞きながら、前向きになるべく考えていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 回答。

建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 私どもも、先ほど公園の管理とも関係ありますけれども、やはり観光地であり、お客様を迎えるということで、市長のほうも草刈りとか、そういう観光客を迎えるのには、やはり草刈り等道路をきちっと整備しようということはいつもおっしゃっていただいているので、そういうものとあわせて、やはり駐輪場が乱雑であると、景観上、それとあとこれからの高齢化が進む中でバリアフリー、歩道の整備というのは、私どもの一番一つの目標といいますか、しなきゃいけないことであるというふうに考えていますので、そこもあわせて考えさせていただくということで、やる、やらないということがなかなかここでは言えませんが、私自身がまずは現地を見て、確認をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） いいですか。2件目入っていいですね。

○2番（船越隆之議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の総合体育館と市民プールとの連絡ブリッジについてでございますが、平成27年9月議会においてご説明しておりますとおり、将来にわたる全体的な交通体

系の必要性と、市民の皆さんのご意見を勘案した結果、設置についての判断を将来世代に譲ることにしておりました。

このことにつきましては、両施設間を横断する歩行者の安全性を確保する措置として、信号機の設置に目途が立っているため、連絡ブリッジについては設置後の状況を確認しながら、必要があれば検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） ブリッジに関しましては、市長が去年の7月18日の日に市民との意見交換会の中で、体育館はそのまま続行するという形で、その中では一切、ブリッジはやめるといふ話は出ていませんでした。9月の議会において、突然ブリッジをやめるといふことで、その中で信号機をつけるような方向性をしているということでしたが、今の市民のいろいろな意見聞くと、なぜブリッジをやめたのかと、できるようになっていたじゃないかと、事故があったときに補償できるのかというような意見も多数聞きます。

それと、これは市民だけじゃなくて、警察、筑紫野あたりも、何でブリッジをやめたんですかと、危ないんじゃないんですかと、大丈夫ですかと。

信号機はあくまでも交通整備をするための手段であって、子どもを守るための手段でもないんです。市民を守るための手段でもないんです。やっぱり横断歩道、幾ら信号機ができて、横断歩道を渡ったり道路を渡らなきゃいけないんです。その渡る中で、安易に体育館からプールに移動したり、信号機のないところをわたる可能性もかなり予想ができるわけですね。その中で、ブリッジがあることによって、市民にとっては物すごく安全性を確保できるわけですよ。安心・安全なまちづくりを進めていく中で、市長も安心・安全なまちづくりをしていくとおっしゃった中で、そのブリッジを外すということに関しては、これは大変市民に対して不安を与えることになります。

それで、先送りということですが、その先送りを、もう1年半以上たちました。実際その先送りというのはいつごろの予定にしてあるんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご回答申し上げます。

いろいろな流れの中で、この問題しっかり考えていきたいというふうに私は思っておる次第でございます。中止、取りやめということではなくて、先送りということを行いました。

いろいろな流れを見ますと、当初この体育館は、建設のことが問題になりましたときは17億円でした。ところが、それが22億円になり、最終的に27億円という金額でもって、具体的に議案書として出てきたということでございますし、そのことは皆様ご存じだと思います。

そしてまた、その27億円で実際議会で決まりまして、入札をしましたところ、落札業者があらわれなかったということで、5億何千万円か増やしまして、最終的に1つの業者に決まったという流れがありまして、ですから27億円が32億円何がしかになったということでございます。



す。

ただ、私が市長になりまして、私の手元に追加の補正予算として空調施設、椅子、雨水の問題ということで、3億3,000万円の補正予算の案が私の机の上にはありました。

いろいろな流れの中で、私としては箱物無駄遣いにノーと言った流れもありますし、前市長が出される予定だったものを、私はそれはそのまま私が出すわけにはいかないというふうを考えました。ただはっきりしているのは、体育館の内部の問題については、後づけするというのは非常に困難ですから、私は現実必要なものをつくるということで、空調施設と自動の椅子については実現するというので、ブリッジについては先送りするということを決めたいきさつがあるということは、よく皆様ご存じだと思います。

現実的にこの11月3日にオープンいたします。オープンに当たりまして、この夏も警備員つけてまして、プールとの間の安全については細心の気を配りまして、事故が起こらないような形にしましたが、具体的に言いますと、体育館完成し、330台弱の駐車場が整備されるわけですから、具体的にまた来年度の7月、8月、2万人のプールの利用者が来るというような流れを見まして、いろいろなことは考えていきたいというふうに思っている次第でございます。そういう流れの上で、このブリッジについては先送りしているということで、決してつくらないということを言っているわけじゃありませんし、プール側には基礎の土台も一応確保してはおります。そういうことをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 先送りという言葉はもう何回も聞いておるんですが、その先送りすることによって、費用がかなりアップするわけですね。今回も前議会で話聞きましたが、1億3,000万円かかると。今の状況で、でき上がった状態でブリッジをつくるということは、1億3,000万円かかる。今度オリンピックができることで鋼材が値上がりする可能性、もう上がっていますけれども、そういう形でそれが1億5,000万円になるかもしれない。

今現在、体育館ができる前に、もうプールのほうにはそのブリッジの基礎もできとったわけですよ。体育館側の基礎ができております。またそれを掘り起こして、そういう形をとるといふ。それで、市民のことを本当に考えてあるならば、あのまま続行するのが一番ベターじゃなかったかと私は思っております。

要するに、その6,000万円がブリッジの金額で、警察から体育館のほうに階段をつくってくれ、歩道のほうからも階段をつくってくれという要望があったはずですよ。そのプラスすると9,000万円。9,000万円を削除することによって、万が一事故が、これは去年の9月の議会でも言いましたけれども、もし大きな事故があったときに、ブリッジができるようになっていたじゃないかと、そのおかげでこういう事故が起きたんだということを市に言うてきたときに、市はその責任をとれるんですかと私言っているんです。

お金じゃ人の命かえられないでしょう。もう少し市民のことを本当に考えているんだって

ら、自分のことじゃなくて、市民のことを考えないかんとですよ。9,000万円で人の命が買えますか。もう少し市民のこと考えてください。

それは何十億円もかかるというんだったら別かもしれませんけれども、9,000万円のお金で市民を危ない目に遭わせるようなことをさせたらいかんですよ。そういうことも考えて、もうちょっと判断してもらわないと。何も市民のためになってないじゃないですか、実際いうて。それに対して答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 済みません、ちょっと確認しておった次第ですが。

私は、私のことを考えているのではありません。いろいろな流れの中で、何が一番選択としてふさわしいかということで考えているわけでして、信号の問題もかなり県警と交渉しまして、あそこ、落合橋の橋がありますので、普通の形の信号機では無理だということで、かなり大きな門型の柱をつけることでもって、信号については目途がついてきたということもありますので、当面はその信号機を活用しながら、また安全について配慮しながら、いろいろなことは進めていった上で、そのブリッジのことはまた考えたいというふうに思っているということを行いました、今でもそのように考えておきまして、私自身のこととかということではなくて、市民の安全というのはしっかり考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） その流れによって判断されたと言いますけれども、したら、ブリッジつくることは大事じゃないんですか。流れの中では、ブリッジつくるのが先でしょう。計画が立っていたんだから。それをやめて信号機をつくる、信号機はその分遅れるんですよ。今年中にはできないんですよ。もうオープンするんですよ。流れ、流れと言わっしゃるけれども、流れでいくならば、ブリッジをつくるほうが先でしょう。その流れということはおかしくないですか。

大体本当にどのように考えてあるんですか、流れ、流れって。お金のことだけですか。その流れ自体が間違っているんじゃないですか。流れでいくならば、ブリッジつけるのが先ですよ。信号機は後でもいいんですよ。信号機はすぐできやせんのやから。ブリッジはすぐできとるでしょうが。開館に間に合っとなんですよ。その流れを間違えたらいかんですよ、市長が。そのところもう少しよく考えてください。もう私の答弁それで終わります。

○議長（橋本 健議員） この件はいいですか、回答は。

○2番（船越隆之議員） いいです。

○議長（橋本 健議員） 3件目入りますか。

○2番（船越隆之議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

次に、3件目の本市の地域防犯についてご回答を申し上げます。

警察交番の配置についてでございますが、交番を新設する場合は、世帯数や刑法犯認知件数などを考慮されて設置することになっておりますが、用地取得や建築に係る費用など多額な予算が見込まれることや、県内の刑法犯認知件数が減少していることなどから、現状としては難しいとの報告を受けております。

このような状況の中、筑紫地区内では春日警察署が新設されたことによりまして、筑紫野警察署の管轄区域は太宰府市、筑紫野市に変更されました。また、福岡県警では、犯罪を減少させるため、警察署の管轄を超えての自動車警ら隊による活動や、犯罪現場への救急時間の短縮などに取り組まれているところでございます。

ご質問の大佐野、向佐野、吉松地区は、団地造成や区画整理事業により人口が急増した地域であります。この地区だけの犯罪発生件数は公表されておられませんけれども、JR水城駅の利用でありますとか商業施設の立地など、人々が多く集まる地区でありまして、地域住民の方が交番の設置を望まれていることは承知をいたしているところでございます。

しかしながら、減少傾向にある刑法犯認知件数や、平成15年度に県内で交番や派出所の再編が行われたときから交番の新設が行われていない状況を見る限りにおきましては、交番の新設は大変難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 太宰府市におきましては、太宰府駅前交番と水城交番があります。この2つの交番で一応太宰府市内を回っているわけですが、大佐野、向佐野、吉松に関しましては、あれだけ人口が増えているにもかかわらず、交番がないというのがおかしいということで、いろいろな市民から、それからまた自治会長さんからも意見をもらっております。

現に痴漢行為とか不審者、それからそういうのが、やっぱり警察に連絡が行ってない部分の目に見えない部分はかなりあるように思われます。それによって、やっぱり交番ができることは、その抑止をするということで、大事なことじゃないかというふうに思います。

私も一応今回、昨日、おとといか、筑紫野署に行って地域課の課長と話して、交番というのは、去年も行きましたけれども、できにくいと、難しいという話は聞いていましたけれども、実際どうなんですかという話を伺ってきました。地域課のその課長は、犯罪の件数とか人口の割合によって、そういう派出所をつくるかつくらんかの判断を県のほうですするというような形の話をお聞きしました。

太宰府の水城交番を、例えば大佐野、吉松、あっちのほうに移転できないのかという話も仮にしました。それはちょっと難しいでしょうという話で、太宰府交番におきましては、今回改修工事が、建て直すというような話がもう予算が組んであるんで、あそこは動かせませんとい

う話であります。

事例として、須恵町に派出所が小学校の横にあったのが、志免市役所の横の角、大きな交差点の角地に移転しています。それは新しく交番所をつくって、そこがそっちに移ったと多分思っているんですが、そういう事例もあります。

事例があるということは、太宰府においても移転するのが難しければ、何とか交番を大佐野、西校区のほうにできないかと言うたら、大体どこに設置してほしいんですかという意見を質問されました。私は、西中学校とか小学校のあの相中あたりにつくったらどうですかという意見を言うたら、ああ、悪くはないですねという話の中から、あそこも交通事故なんかも結構あっているんで、そういうのも抑止できますよと。交番所があるだけで、そういう犯罪件数が減るんですよと。警察官の方と話すときに、したら人件費がいろいろかかるからと。それは人件費と人のそういう命とどちらを優先するんですかと言ったら、そこまで言ってもらったという形で言われていましたけれども、実際そうでしょうと。

だから、やっぱりそういう抑止するためには、そういう派出所も必要なんですということと、いろいろお願いもしてきました。したら、その地域課の課長は、一応この話は太宰府市のほうからも依頼がっておりますということで、一応上のほうには上げさせていただきます、返事までもらっております。

あとは実際にそれをつくるかつくらないかは、設置できるかできないかはわかりませんが、今後市としても、ぜひ設置できるように要望していってほしいという気持ちが私の中にありますので、そういう形で行政のほうも動いてほしいというのが、私の気持ちでございます。

太宰府市の、私も少年補導とかいろいろしていますけれども、やっぱりそれによっていろいろな小さな目に見えない部分があるんです。昔みたいに、もう十何年前みたいに暴走族みたいなのは減りましたが、それ以外でやっぱり陰湿なそういう犯罪件数も、やっぱりそういうことがあるんで、そういうのを含めて、やっぱりそれを抑止するのも、一つのそういう交番があることによって抑止できるんじゃないかという考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど痴漢とか不審者とか、そういったものも増えているということもございます。一つの抑止力といたしましては、せんだつても議会のほうにもご報告させていただいたと思いますけれども、地域見守りカメラですね、防犯カメラの設置のほうも、順次そういった箇所には設置をしていくというような形で考えております。

繰り返しになりますけれども、要望する分については、設置の要望については今後も行っただけとはいえないとは思いますが、それほど、平成24年、平成25年、同じような質問を小柳前議員さんからされたときにも、すぐその後、筑紫野署の当時の地域課にも出向いて、そういったような要望、口頭での要望ではございましたけれども、させていただいたところでござい

すけれども、やはり毎年各市町村からもそういった要望が多々出されているということですが、現状としては平成15年の再編以来、新設はないというような状況があるというようなどころでございます。

そういったこともございましょうが、粘り強くといいますか、要望はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 私が行ったときも、市のほうから要望があったということですが、それは逆に言えば、出向いていったわけじゃないと思うんですね。警察のほうは電話で受けたと。だから、警察に対して電話でお願いしますということはないんじゃないかと。お願いする立場であれば、出向いて行って、頭下げてお願いしてこないかんちゃんないかと私は思うんですね、何事に対しても。

やっぱり電話やったら、はい、わかりました、上に言っときますで終わるんですよ。その課長は、私が行ったときに、部下からその電話があったということをその日まで知らなかったんですよ。今聞きましたと。たら、その課長が、おまえ早く言えよという話で部下には言ったらしいんですが、その程度なんですよ、電話の対応というのは。

電話で要望するんじゃなくて、行って、やっぱり切実にお願いしなきゃいけないということなんですよ、こういうことは。やっぱり市民にとって大事なことから、だから安全・安心を守るためには、そういう形で、警察に対しても電話でどうですか、ああですかじゃなくて、行って、こういう要望が出ていますので、ぜひ、いろいろ県のほうでもあると思いますが、できればつくってほしいんですよというようなやっぱり意気込みを見せないと、警察も動かないと思うんですね、本気で。

だから、そこのところをちょっと、私が聞いたときにちょっとあつと思ったから、この場で言わせてもらいますけれども、そういう電話の対応だけはやめていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ちょっと誤解があっているようでございますけれども、先ほど小柳前議員さんからの質問に対して、その後の経過として要望したのは、電話ではございません。実際に筑紫野署の当時の地域課に出向いてでのやりとりであるということは、ご回答させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） その行かれたというのは、いつの話ですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成24年の小柳前議員さんの質問があった後ですね。その中で、毎年やっぱりそういった要望書が各市町からも出されていますけれども、その平成15年の再編以来、繰り返しになりますけれども、新設がないということで、非常に難しい、極めて難しいという

ような回答でございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 平成24年のことじゃなくて、ここ四、五日前の話かな。私は3日前に行ったと言いましたよね、今。だから、そのときに初めて地域課の課長が、何日前に太宰府市からもありましたよと、電話がありましたよと言ったから、私は今あえて言っているんです。平成24年のことを言っているんじゃないです。

私も去年、やっぱり議員になって初めてですが、警察にも行きました。それは同じようにそっけない返事でした。でも今回行ったときは、またちょっとニュアンスが変わったんで、だから少しは一部の望みでもあるんじゃないかという気持ちで、今言っとるんです。

だから、この何日かの話ですよ、この電話があったというのは。そのところです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その電話をしたというのは、今回の船越議員さんの一般質問がございましたので、今現在の警察のほうの状況を聞き取りしたというようなところでの電話でございます。電話で新設してくださいというような問い合わせということではないと思います。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） その状況をお伺いするにしても何にしても、やはり私は出向いていくべきじゃないかと思うんだけど。じゃないと、相手にその気持ちが伝わらない。それはそこで新設してくださいとお願いしなくても、こういう要望が上がっていますんで、今の状況を教えてくださいというにしても、面と向かって、地域課の課長と面と向かって、目を向き合わせて話し合えば、いろいろな話ができるんじゃないですか。電話だけやったら、それだけの話ができないでしょう、実際いうて。私自身が自分の耳で聞かないと気が済まないタイプやから、警察にも行くけれども、そういうことなんですよ。

実際やっぱり何を聞くにしても、その状況を聞くにしても、実際その担当課の課長なり何なりとやっぱり顔を向き合わせて話し合わないと、言いたいことも言えないし、電話じゃあやっぱりもうそこそこで終わってしまうじゃないですか。そういうことをやめてくださいと言っているんです。行くときは時間を潰してでも行ってほしいと。そんな何時間もかかるわけじゃないから、1時間以内で終わる話ですから、そういうことをしてほしいと私は要望しているんですよ。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 今船越議員さんのおっしゃるのを、本当に重く受けとめていきたいと思っております。これも突き詰めますと、市民のいろいろな命、そういうものにかかわってきますので、できるだけ前向きの方角でしていきたいというふうに思っております。

それこそそれだけじゃなくて、各地域に安全・安心のまちづくりということで、防犯パトロ

ールとかそういうものも非常にお願いして、西区のほうについては特に熱心に動かされておりまして、実際犯罪件数も減ってきておるといことでございますし、また警察のほうにも、私も現役時代に警察に何回かしたことがあるんですけども、やっぱり警察に110番するということが非常に、今警察のほうは機動力がありますので、すぐさま現場のほうに来ていただいて、いろいろ処理した経過もございますので、基本的にはそういう、そして市民の語る会で西校区でしたときに、やっぱりそういう駐在所ですか、そういうほうがどうですかという意見も出ておりました、やっぱりおっしゃるとおり、つくるだけで抑止力、そういうものが出てくるというのは承知しておりますので、できるだけそういう方向で進めてまいります。

ただ、いろいろな状況がございますので、そういうところをひとつご理解いただきたいなというふうに思っております。前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 確かにいろいろな犯罪は減少しているのは確かでございます。ただ、青パト、私も少年補導員していますけれども、青パトで回る日にちが決まっているので、犯罪犯そうとする人間はそのパトロールの日を知っているんですね。だから、その日はほとんど動きません。その第1月曜日、第3月曜日、月曜日じゃなくて金曜日にするようにしていますけれども、その日は昔みたいに暴走族なんかほとんど動きません。いませんけれどもね、今は。

だから、そういうこっちの行動する、青パトが動く日にちを知っているんですね。だから、そういう形で、その何か起こそうとする、問題を起こそうとする人は、その日は動きません。それ以外の日に、やっぱり夕方薄暗く、今から先、もう5時過ぎると薄暗くなってきますけれども、そういうときにやっぱり犯罪を起こそうとするんですね。

だから、目に見えない部分でやっぱり起きている部分はかなりあるんで、今後はやっぱり前向きにそういう形で要望書を上げながら、市のほうでも動いてほしいというのが私の希望でございます。これはもう要望で、これで質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番有吉重幸議員の一般質問を許可します。

〔5番 有吉重幸議員 登壇〕

○5番（有吉重幸議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

熊本震災や、昨今地球温暖化の影響にて、各地区で集中豪雨など頻繁に起こっております。

平成23年に発生した東日本大震災に、首都圏各自治体において大量の帰宅困難者が発生し、大規模災害時の帰宅困難者の対策の必要性が再認識されました。帰宅困難者に向けての一時滞在施設が必要だと考えます。

災害対策基本法の改正により、減災の考え方、自助・共助・公助、ハード・ソフトの組み合わせ等の理念が明確化されたことにより、社会全体で帰宅困難者の対策に取り組む機運が高まっております。

本市においても、災害により交通機関が停止した場合、駅周辺に滞留する外出者や観光客、通勤通学者等が自力で帰宅することが困難な状況になることが想定されます。

そこで、お尋ねします。

1項目め、災害が発生し、帰宅困難者が発生した場合、どのような対策を考えておられますか。また、観光客、特に外国人に対する災害状況や避難勧告など、どのような形で正確な情報提供をするのか、市の対応を伺います。

2項目め、情報提供の実施において、庁内、関係機関、事業者等の連携体制はどうなっておりますでしょうか、市の見解を伺います。

なお、回答は1項目ごとをお願いいたします。再質問は議席発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害時帰宅困難者についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの帰宅困難者が発生した場合の対応についてでございますが、本市では平成26年6月に太宰府市地域防災計画の改定を行いまして、これにあわせまして、毎年多くの観光客がお見えになる太宰府天満宮、門前町地区における観光地区避難誘導計画を作成したところでございます。

この観光地区避難誘導計画につきましては、1年で一番人出が集中する正月三が日に地震が発生した場合を想定した行動の素案でございます。しかしながら、その計画に基づく避難誘導についての行動計画や関係機関との協議が、現在実施できていない状況でございますので、今後はさらに詳細についての協議検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、外国人観光客への避難勧告等の正確な情報提供につきましては、言葉の壁が大きいことから、インターネットやスマートフォン等の通信機器を介しての情報発信が威力を発揮するものと考えております。

しかしながら、災害発生時に気象庁から発信される緊急速報メールは、国内の携帯会社に対してのみ発信をされております。気象庁へも確認をいたしましたところ、海外の携帯会社への契約機器については、ほぼ受信できないだろうという回答でございました。同じく市から発信する場合につきましても同様の結果となりますことから、その対応策といたしまして、入国時に防災アプリ等をインストールしていただくことが必要となるため、今後旅行会社や観光事業者に働きかけるように努めてまいりたいというふうに考えております。



また、先日、太宰府市のハザードマップの英語、中国語、韓国語版の翻訳作業が完了いたしました。今後、配布に向けまして、またホームページへの掲載など、外国人に向けた情報発信を行ってまいるようにいたしておるところでございます。

次に、2項目めの情報提供の実施における市内、関係機関、事業者等の連携体制についてでございますが、大規模災害が発生した場合におきましては、市の職員のみでは対応ができません。そのため、関係機関、事業者の協力が必要不可欠であると考えておりますことから、太宰府天満宮さんや観光協会、関係事業者への協力要請等を実施してまいりたいと考えております。

具体的には、避難所の周知や地震発生時の誘導避難マニュアルの作成、配布など、災害対応に対するの共通認識のもとで、誘導などの行動をしてもらえるよう協力をお願いしてまいりたい、このように考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 回答ありがとうございます。

帰宅困難者といっても、地震とか災害の状況によってはいろいろ変わると思います。私もこの太宰府市が出しています観光地区避難誘導計画書ですかね、こちら持ってありますけれども、見させていただきました。こちらは見させていただいても、ちょっとわかりづらいなど。これが毎日見ていればわかるんでしょうけれども、いざというときにこれは恐らく見る方もいられないし、まずどういうふうに動いていいかもわかりません。全然これじゃあ、恐らくいざというときには役に立たないと思います。

いろいろ避難の計画も立ててあるみたいですが、やはりもっとわかりやすい、やはりシンプルですね、誰が見てもわかるような避難誘導計画、そういったものが必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まさに有吉議員ご指摘のとおりだと思います。この中でもやはり平常時の取り組みといたしまして、体制づくりが大事だというふうに考えております。

この観光地区避難誘導計画につきましては、正月三が日の3日間という期間に、約200万人近くの方々が天満宮、門前地区のほうに訪れられています。そういった災害が発生した場合には、約5万人の帰宅困難者が発生すると想定をしているところでございます。

その中で、具体的に今後は一時帰宅の抑制でありますとか、一時滞留場所への誘導を行います案内誘導担当をどなたにするのかとか、あと行政等の情報や避難支援拠点と連携を行う施設は、情報収集、伝達担当というような担当というような形で位置づけられていますが、それを誰にするのかというような問題。それとまた、太宰府駐車センターでありますとか避難支援拠点の所有者及び周辺事業者には、一時滞留場所の開設とか運営担当になっていただきたいというようなことも書いておりますけれども、じゃあ実際どんなふうにするのかという部分が、まだまだ協議がなされていないというような状況でございますので、今後こういった実際の運営

を見据えました各事業者との役割分担と合意形成が、まず必要であるんじゃないかというふうに考えております。

早急にこういった役割分担を踏まえた観光地区の避難誘導対策協議会なるそういったものを立ち上げて、より詳細なシミュレーション、運用をしていくというような形で、今後進んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひそういう組織が必要だと思います。

あと、外国人の方ですね、たくさん中国人観光客の方がたくさんいらっしゃいますけれども、こちらを誘導する際はどのような形で誘導される、先ほどアプリとか言われましたけれども、それ以外の方法は考えてあるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的な対策というのは、まだまだこれからということで、まずはそういった、その場面場面にそういった語学が堪能な方たちが多数おられるということも、なかなか考えられないということもございますので、まずそういったアプリから取り組みたいというふうに考えております。それ以外につきましては、ちょっとこれからというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そうですね、例えばそういう参道におきまして、担当者というか、そういう事業者を決めていただいて、ただし決めたときにいわゆる、ただ日本語で言っても、多分外国の方はパニックになって、多分もうわけがわからないような、特に日本人よりも特に中国人とかアメリカの方はかなりパニックになりやすいと思いますので、そういうときにやはり簡単な中国語とか簡単な英語とかという形をしゃべれる、簡単と申しましても、例えば今こういう状況、いわゆるぺらぺらしゃべるのではなくて、今こういう地震が起こっていますとか、今こちらのほうに避難してくださいというような簡単な語学、そういった形をそういう事業所に依頼しまして、その従業員の方にお勉強していただくとかという形をとりまして、そうしたらいろいろな事業所の方も、やはりそのような私が担当だからということで、ちょっといろいろ真剣に考えようかなというような形で考えていただけるのじゃないかなと思います。

こういう災害はいつ起こるかわかりませんので、常日ごろが大切でございます。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員おっしゃるとおりでございます。そういった観光に携わる方たちの語学での伝え方もあろうかと思えます。また、そうではない、簡単なフリップといいますか、文字で伝えられるような避難誘導の方法もあろうかと思えます。そういったところを今後検討、協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 本市太宰府市には、たくさんの大学があります。幸いにもたくさん留学生がいらっしゃいます。この方たちと一緒に、もし語学勉強とかそういう講座を開いて、今国際交流協会のほうでもいろいろやってあるみたいではございますけれども、やはりもっと簡単な、余り語学といたら結構難しいなというところがありますので、もっと簡単な英語とか簡単な中国語、韓国語、このような形でいろいろ国際交流協会もしくは単体の大学と一緒にコラボしまして、交流を深めていくと、かなりまた違った形で交流が、また別の面でも交流が深まるんじゃないかなという気がしております。こちらは要望でございますけれども。

次に、東京都がこのような、この間一般質問でもありましたけれども、こういうハンドブック、これはコピーですけれども、こういった形でありまして、特に避難される場合は、男性もそうですけれども、女性、女性のほうがかなりいろいろな、もし避難された方は大変だというふうはこのハンドブックは言っております。

特にやはり、このページを見ますと、東日本大震災の被災地では、女性専用トイレや更衣設備など、女性特有のニーズに対応してくれる傾向が高まりました。これは、帰宅困難者の対策を実施する上でも参考にさせていただきたいポイントです。事業所の女性従業員だけでなく、来訪者や受け入れた帰宅困難者の女性の配慮を念頭に置いておく必要があります。女性のニーズは繊細なものであったり、一見ぜいたくなものであったりしますが、それを踏まえて、ここは女性特有の備品項目などいろいろ上げたほうがいいんじゃないかという形で、もちろん男性の方もいらっしゃるんですけれども、女性は特にトイレの問題とかいろいろな生理的な問題がありますので、その辺のところは非常に大切かなと思っておりますけれども、その辺の女性に対する配慮というのはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員おっしゃいました先進事例、そういったハンドブック等も作成をされているところも多々ございますので、そういった先進事例を参考にしながら、今後煮詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひともそういう横のつながり、また業者間との提携を結んでいただいて、ぜひお願いします。

ちょっと聞いたところでは、京都の伏見稲荷ですかね、ここは京都市と提携して、何人受け入れますよといった具体的な計画もあるみたいなんです。そのような形で具体的にないと、どうしてもよくないと思います。もっと具体的に各業者、各施設に検討していただいて、そういう委員会を設けていただいて、いつ来ても万全とは申し上げませんが、対策ができるという形でやっていただければと思います。

そういった、「備えあれば憂いなし」という言葉がありますけれども、やはりこういう観光地区のこういった形がちゃんと実施できればいいんですけれども、なかなか絵に描いた餅になりかねません。やはり実際にどうなったときにこうするというマニュアルというか、いわゆる頭の中にも必要ですし、簡単な、やはり避難される方の誘導する方もマニュアルが、簡単じゃないとだめだと思うんですよね。もうこれはこうこうですよみたいな感じで、一目で、冷蔵庫に張っていてわかるぐらいのやはりマニュアルじゃないと、やはりなかなか浸透しないと思いますので、そのところをぜひとも要望しまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました近隣市と連携したまちづくりの推進に向けてについて質問いたします。

先日のこと、菅原道真公が過ごされた南館があったとされる榎社境内の発掘調査の現地説明会に参加しました。道真公が太宰府に在所された同時代の遺構が発見されたことは、まさに大発見です。この説明会での解説によりますと、現地の榎社は、大宰府政庁から約600m南、大宰府条坊のほぼ中心にあり、政庁から真っすぐ伸びた朱雀大路の道沿いにあったそうです。

ちなみにこの大宰府条坊とは、朱雀大路を中心に基盤の目状に街区を配置した古代の都市計画のことです。1,000年以上もの昔、都市計画に基づいたまちづくりがこの太宰府の地で行われていたことに驚くばかりです。

さて、現代に立ち戻りますと、本市では第2次となります都市計画マスタープランを策定する真っ最中であります。この都市計画マスタープランは、今後20年間にわたるまちづくりの設計図、目標となる重要な計画です。このまちづくりの計画に直接携わることができる私たちとしましては、本市の未来に対する重たい責任を感じるとともに、当然のことながら大きなやりがいもございます。

そこで、まず1項目めとしてお伺いしなければならないのが、都市計画マスタープラン20年計画を実現するための課題についてです。これは、さきの第1次都市計画マスタープランを総括することでもあります。何ができて何ができなかったのか、またその原因は何だったのか。計画といっても、構想に近い都市計画マスタープランを、20年間の限られた時間で確実に実現するための押さえるべきポイントは何かということです。

そして2項目め、まちづくりにおける近隣市との連携についてお伺いします。

本市は筑紫地区の真ん中に位置し、筑紫野市と大野城市及び宇美町に隣接しています。本市の市域外周がこれらの2市1町と接する割合は、筑紫野市が何と53%、大野城市が26%、宇美町が21%です。特に、市街化区域が複雑に入り組む筑紫野市と大野城市との行政境では、道路や交通、土地利用等、さまざまなまちづくりの不整合が生じています。隣接する自治体同士、連携したまちづくりの必要性、重要性を私ども頭では理解できるのですが、なかなか連携が進まない状況が長らく続いています。

そこで参考にしたいのが、春日市と大野城市で計画、実行されたハイタウン構想です。春日、大野城両市のまちづくりの方向を設定し、一体的な都市施設整備のマスタープランを作成することを目的とする、まさに連携したまちづくりのモデルケースになります。この画期的とも思えるまちづくりの取り組みなのですが、何と25年昔の話なんです。両市の連携したまちづくりのその後は、皆さんもご存じのとおりですね。

その中で計画された事業の一つが、西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業になります。実現するまでに20年以上の歳月がかかりましたが、事業は着々と進捗しています。

今こそ本市と筑紫野市、大野城市のまちづくりにおいても、このハイタウン構想で実際に行われた自治体間連携ができないものか、ご提案する次第です。

そこで伺いするのが、まちづくりにおける近隣市、大野城市、筑紫野市との連携についてです。両市とのまちづくりにおける連携の現状と、これからの展望についてお聞かせください。

以上、近隣市と連携したまちづくりの推進について2点お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 近隣市と連携したまちづくりの推進に向けてにつきましてご回答を申し上げます。

国や県が推進する今後のまちづくりにつきましては、都市機能を集積し、いわゆるコンパクトシティを推進するよう求めています。今年度本市が策定いたします第2次都市計画マスタープランにおいても、住居や都市機能を集積させ、市民の皆様の生活の利便性の維持、向上を図ることにより、都市のコンパクト化への取り組みを進めるものとしております。

また、近年は都市機能の低下や地域経済の減速から、まちづくりを自治体単体だけでは取り組むことはできない状況でございます。

現在もあらゆる分野で近隣市と連携しながらまちづくりを行っておりますが、今後もより緊密に連携を図り、進めていかなければならないと考えております。

詳細については、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私から回答させていただきます。

1 項目めの都市計画マスタープランを実現するための課題についてでございます。

もう議員ご存じのとおり、都市計画マスタープランとは、都市の望ましい将来像や土地利用の方向性、各地域のあるべき市街地像など、都市計画の基本方針を定める計画でございます。

平成10年3月に策定しました本市の第1次都市計画マスタープランにおきましては、現在まで本計画で策定しました基本方針のもと、そこで示された土地利用等の方向性に即しながら、本市の特性であります豊かな緑と歴史を生かしたまちづくりを進めてきたところでございます。

また、これまで社会経済状況や本市の土地の利用状況等を踏まえ、都市計画の検証を行い、長期未着手の都市計画事業等の見直しや、新たな都市計画の決定を行ってまいりました。

都市計画は、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制・誘導を行い、目指すべき都市像の実現を図るため、長い期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性が要求されます。

第1次計画の総括を行い、実現できた項目、例えば佐野土地区画整理事業や佐野東地区のまちづくりの一環としての通古賀地区、吉松東地区の土地区画整理事業、高雄公園を初めとします公園整備事業、上下水道の整備、景観の取り組み等につきましては、維持、継続に努め、また実現できなかった項目、例えば新市街地の整備、商業・業務施設の集積地における再開発事業、交通ネットワーク整備等につきましては、継続的に第2次計画にも記載することとしております。

現在、第2次都市計画マスタープランを策定中でございます。また、市民の皆様からいただきましたパブリックコメントの精査を行っているところでございます。

策定後の計画を実現するための課題としましては、市民の皆様への情報発信を行い、成果等を共有しながら進めていかなければならないと考えております。

また、策定中の第2次都市計画マスタープランにも、実現に向けての取り組みの方針も定めさせていただいております。この方針のもと、事業の選択と資源の集中を図り、また進行管理等を適切に行うことにより、効果的なまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

次に、2 項目め、まちづくりにおける近隣市との連携についてご回答いたします。

近隣市との連携の状況でございますが、筑紫地区3市1町とは随時都市計画の情報共有を図っているところでございます。特に、市の境界が入り込み、まちづくりにおいて共通の課題を共有しております筑紫野市とは、平成3年より西鉄二日市駅周辺整備連絡協議会を立ち上げ、二日市駅東口、県道観世音寺二日市線の延伸等の事業に取り組んでまいりました。今後も、特に筑紫野市とは情報共有を図り、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、大野城市とは、大野城市が進めております西鉄天神大牟田線沿線まちづくり計画に関連し、都市計画道路下大利駅東線の整備を計画しているところでございます。本市におきまし

でも、大野城市の事業の進展に伴い、事業化を予定しておりますところでございます。

これからの展望でございますが、福岡県において進めております都市計画区域の見直しにより、筑紫野市、大野城市とともに福岡広域都市計画区域となる予定でございます。また、福岡県において国が進めております居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能誘導と、それに連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指すために、福岡県まちづくり事業連絡会議を昨年からは実施していただいております。その中で、他市と連携を図ったまちづくりについて情報共有等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず、1項目めの第1次都市計画マスタープラン20年計画を実現するための課題についてですけれども、何ができて、何ができなかったのかと、またその原因は何だったのかということですね。まず、できたことは、各種土地区画整理事業、上下水道、高雄公園等の整備ができたということですが、非常に重要なのは、逆にできなかったことだと思っています。

できなかったこととしては、新市街地の整備、中心市街地の再開発、交通ネットワークの整備ということですが、これは都市計画、まちづくりの核となる重要な部分ですので、これができなかったというのは、非常に残念な厳しい状況だと思っています。

そして続いて、ご回答としては、実現できなかったことは第2次計画に引き継ぐとのことですが、そのまま引き継ぐだけでは、同じ轍を踏んでしまうと私は思います。ここはしっかり、そうならないように検証していかなければいけないと思っています。

そこで、ご回答にもありましたとおり、第2次都市計画マスタープランに記載の取り組みの方針、方針に書いてあるんですね。そこで、私もそれをちょっといろいろ検証したところで、都市計画マスタープランを実現するための3つのポイント、一番重要だと思う3つのポイントをちょっと上げてみました。

まず1点目として、まちづくりの情報公開の推進。これ、いいことも悪いこともオープンしましょうということだと思います。その中で、都市計画マスタープラン、まちづくりの情報を公開しますとあります。その方法として、ホームページ、市広報、パンフレットとあるんですけども、ここで市民説明会というのが入ってないんですが、これについては、なぜないのかというのは非常に疑問に思っています。

同じような取り組みとして、市長が行っていらっしゃる市民と語る会というのも、市民説明会の一つだと思いますけれども、私も時間がある限り市民説明会のほうには出席させていただこうと思っています。

そこで、執行部のほうからの報告というのは、余り各回そんなに変わりはないと思うんですけども、私が一番気にしているのは、会場での市民、地域地域ごとの市民の質問を非常に気にしています。そこで、私、情報収集ということで、そこで非常にそれが情報収集源になって

いるんですけども。

この都市計画においても、そのマスタープラン、市民説明会というのが入ってないんですけども、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今木村議員おっしゃったように、一応ホームページとか、あと広報とか、できましたというPRをさせていただいたり、先ほど市民と語る会のこともおっしゃっていただきましたけれども、市民と語る会の中でも、市長のほうから今年度の取り組みとして都市計画のこのマスタープラン、第2次作成していますというPRというか、そういうこともお話をさせていただいているので、何らかの形で、確かにそういうふうに市長のほうから説明をしていただくと、やはり質問とかも出てきますので、そういう、ちょっと今すぐやるということではないんですが、ちょっともう少し市民と語る会の状況等を見ながら、やはり、そうですね、市民の熱を見ながらというのは失礼なんですけれども、やはりそういう要望に応じていくというのは、実際私どもの責務かなというのがありますので、もう少しちょっと状況を見ながら検討していきたいというふうに、ちょっと今すぐできますと言うことはなかなかできませんけれども、一応また状況を見させていただくということで回答とかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

また、市民と語る会においても、この都市計画マスタープラン、地区地区の計画がございます。それはその説明会の中で説明されると、非常に市民としてはありがたいと思っています。

また、出前講座という方法も市民の取り組みの一つとしてはございますので、それについてはしっかり対応していただくようお願いしておきます。

続きまして、都市計画マスタープランを実現するための3つのポイントの2つ目ですね。2つ目として、計画の進行管理と適宜見直しとございます。都市計画マスタープランはあくまで構想ですね。構想ですので、これを実現するための計画が絶対必要です。その中で3つほど上げられています。

都市マスを実現するための実施計画を作成します。計画を策定しないと、構想だけでは夢に終わってしまいますね。

都市マスの進行管理を行い、適宜フォローアップ。当然計画というのは途中途中、事情によっては変わってきますので、それに応じて実現に向けてフォローアップしていくということは大事だと思っています。社会情勢の変化や市民ニーズの変化に応じて、計画の見直しや充実を図るとございます。まさにこのとおりだと思っています。2項目めはまさにこのとおりと思っています。

最後に3項目め、実現するための3つのポイントの3項目めですね。これ実は私、一番大事だと思っていて、広域連携の推進とあります。その中で、近隣市町、国、県との連携とご



ざいまして、周辺市町との連携について、これは私特に、周辺市町と漠然と書いてありますけれども、太宰府市が接するところ、大野城市、筑紫野市、ここが非常に重要なのは、先ほど申しました。特に筑紫野市、大野城市との連携が重要だと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今最初の回答でもさせていただきましたように、本当に大野城市、筑紫野市は、連携というのは重要だというふうには思っています。ただ、今のところ、実はいわゆる担当者レベルといいますか、先ほども回答いたしましたけれども、定期的に都市計画についてとかというお話はさせていただいていますし、先日も大野城のほうから、下大利東駅の関係の計画で、まだ状況報告みたいなことも来ていただいたり、そういう連携、いわゆる個別のといいますか、事業別の連携はやらせていただいているのかなというふうに感じているところでございます。

それは、ひいては先ほど第1次の都市計画のマスタープランの中でできなかったいわゆる広域連携を、もう少し深めていこうという一つの反省ではないですけれども、総括からきているものかなというふうに私は見て、思ったりもしています。

それと、事業別でいいますと、それぞれ市長レベル、副市長レベルでいろいろ意見交換とかさせていただいていると思いますし、私も4月に建設経済部長を拝命させていただいて、筑紫野市の部長のほうとは、先日8月にも一応連携、事業についての連携とか、総合体育館ができるときの道路の状況のお話とかもさせていただいたりしていますので、そういう事業、事業ではやっているんでしょうけれども、こういう都市計画マスタープランについては、やはり私自身もこの2次ができ上がったら、やはりお互い情報共有というか、筑紫野市のマスタープラン、大野城市のマスタープランをきちっと見せていただいたり、うちのマスタープランを相手に見ていただいたりという、そういうところからまず初めていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 特に周辺市町との連携ですけれども、特にやはり筑紫野市、大野城市とは、特化して連携を深める必要があると思っています。

この広域連携の推進に関しましてもう一つ、国、県、周辺市町との連携についてなんですけれども、この連携の内容ですね、ちょっと私読み取るところですけれども、協議、連絡、相談、調整とありました。どうもご回答でも情報共有というところだとどまっているような気がするんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 文言的には共有ということで、なかなか捉え方もいろいろあるとは思いますが、先ほど申しましたように、まず情報共有から始めて、それからお互い何

が必要かということを探求していくというか、そういうことが必要なのかなというふうは今考えてはおるところでございますので、その文言でなかなか共有だけじゃないということも、議員おっしゃる意味もわかりますので、そこにとどまらず、一步踏み出すという姿勢はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まずは情報共有なんですけれども、そこから共通の課題、また目標を見つけて、それに向けて一緒に解決、取り組むというところまでいければ、本物になるのかと思っています。

この第2次都市計画マスタープラン策定に当たって、ちょっとおもしろい取り組みをなさっているのを私ちょっと知りました。マスタープランの策定に当たって、情報公開の取り組みの一つだと思いますけれども、太宰府市の未来予想図募集というのをなさっていらっしゃいます。これ内容としましては、小学4年生を対象に、20年後の理想の太宰府市の姿を描いてもらう企画ということでした。

ちょっとまず、小学4年生を対象にしたという理由と、その募集要項の中には、未来予想図から要素を抽出して都市計画に反映するとありますね。これ具体的に何をその未来予想図から抽出したのか、ちょっと知りたいところです。

ちなみにこの、忘れないように、この未来予想図というのは、第2次都市計画マスタープランの概要版の表紙になっています。これを見ると、最優秀作品で、タイトルが「太宰府ドリームランド」って書いてあるんですね、これですね。これから我々の第2次都市計画マスタープランに何が反映されたのかというのが非常に気になるところです。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） この概要版までPRしていただきましてありがとうございます。

私のほうからちょっと説明しようと思ったんですけれども、議員のほうからしていただきましたので。

実は、この未来予想図の4年生に各小学校から10名ずつお願いして70名、最終的には71名になっているみたいなんですけれども、応募があったというふうになっています。小学校4年生というのは、ちょうど年齢的に9歳から10歳ですね。それとあと、学校の先生のほうからのアドバイスもいただきまして、4年生ぐらいになると、自分の身の回りのことや、まちというか、この太宰府のこともよく知れるようになるというアドバイスもいただきましたし、それともう一つは、私どものなるべく高学年ではなく、なるべく3、4年生ぐらいでできたらという思いが合致したという形で、4年生をお願いしたというふうにお伺いをしています。

それとあと、その抽出された要素につきましては、いろいろこれが一番多いのが未来都市、今言っていたこのマスタープランにも書いてあるような未来都市についての絵が多かったと。それとあと、歴史資源とか緑、そういう何か太宰府市の未来を担う小学生にとって、や

はり歴史資源とか自然ということが望まれているのかなということを、私どもとしては提出されたものを見ながら総括をしているところでございます。

あと、生物と、今生き物とか川とか、商業、イベント、一番大きいのと言ったらあれですけども、人というのが中心になっているのもあったということですので、やはり小学生もそういう建物とかというものだけじゃなくて、やっぱり人が中心の太宰府というのも、未来予想図の中に描いているのかなということも感じたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 小学4年生、10歳ということで、一番イマジネーション、想像力が旺盛で、未来に対して非常に想像しやすいというところで選ばれたのかもしれない。

この都市計画マスタープランは20年計画なんですけれども、今から20年後といいますと、4年生10歳が30歳になるわけですよ。30歳というのは、もう社会の一番根幹の働き盛りということで、町の中心、働き盛りで、ばりばりやっぺらという時代かなと思っています。そのときに、それこそ未来予想図を描いてくれた子どもたちですね、この第2次都市計画マスタープランに描かれている構想が、20年後実現していることを私もしっかり願うところなんですけれども、先ほどの都市計画マスタープラン実現の3つのポイントですね、これしっかり実行して行って、都市計画マスタープランを実現していかれることを非常に望みます。

続いて、2項目めですね。まちづくりにおける近隣市、大野城市、筑紫野市との広域連携について、先ほどの都市計画マスタープランを実現する3つのポイントの中で3番目ですね、最も重要と思われるので、取り上げさせていただきました、あえて。

この広域連携につきましては、昨年度、私としては非常に残念なことがございました。それは、第五次総合計画基本計画の後期基本計画で、34番目の項目ですね、広域連携の推進というのが大きな柱がなくなったということは記憶に新しいところです。

その総合計画34番目の施策、広域連携の推進に記述してあった内容をちょっと読み上げさせていただきます。

今後も広域的な行政需要の増加が予想されることから、単独では実施困難な事業について、他市町と連携して取り組むとありましたので、すごくこの34番目の施策、すごく重い施策だと私は思っていたんですけども、また、国、総務省においても、自治体間の広域連携を後押しする方針を打ち出している。にもかかわらず、34番目の項目ですね、施策、広域連携の推進を削除してしまったのが非常に悔やまれてなりません。

そこでまずお伺いしなければならないのが、総合計画における広域連携の推進について、これは市政全般にわたる広域連携と考えますけれども、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 広域連携は非常に重要な課題だと思っております。もういろいろな、消防、

水道、ごみ、いろいろな分野で組み合わせは違いますが、実際に広域連携して進んでおります。今年からは、福岡南部のごみ処理工場と埋立地という形で稼働を始めております。福岡市、那珂川町、春日、大野城、太宰府という形で、具体的な動き始めている仕事の仕方もあるわけですし、非常に大事なことだというふうに考えております。

また、4市1町の市町長の連絡会的な組織があるわけですが、そこでもとりわけ各市町の意向といたしますか、どうやってそれぞれのまちの持っている課題だけじゃなくて、どうやって連携を広めていくのか、それをもっと議論しようという方向で市町の集まりも進んでいるという形でございます、そのあたりは今後もいろいろな形で、各分野でいろいろな議論をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この市政全般にわたる広域連携の推進ということなんですけれども、太宰府市の第五次総合計画後期基本計画には削除されました。けれども、前期基本計画にはありました。ちなみに近隣の3市に、この広域連携という施策が柱として上がっているかというところ、実は上がってないですね。文言としては広域連携進めますと書いてありますけれども、実はそんなに近隣の3市は重きを置いてないのかもしれないと、私ちょっと思い始めたんです。

しかしながら、この広域連携、ほかの3市は、実は広域連携、深い広域連携をしなくても、近隣市と調整するというところで、十分実行できると思っているんじゃないかと思いはじめたところなんです。

しかしながら、本市におきましては、やはり広域連携、調整だけではだめですよ。もっと内容まで深く入り込んだところでの本物の広域連携をしていかなければ、近隣する3市には到底追いつかないと思っているところなんです。

ちなみに大野城市も10万超えましたね。人口だけの問題ではないんですけれども、やはり本市としましては、近隣3市、表面的な調整だけじゃなくて、しっかり内容まで踏み込んだところでの連携を、これちょっと難しいところです。近隣3市のほうが踏み込んだ広域連携を考えてないのであれば、本市が主導権を握って積極的に広域連携進めていかなきゃあ、全然向こうのほうから来てくれないと考えているところです。

続いて、近隣市、大野城市、筑紫野市との連携の現状を、先ほどのご回答では、各種、例えば大野城市でいいますと、下大利東線、県道の事業をやっています。筑紫野市とは、二日市駅周辺整備で連絡協議会を立ち上げておりますと。あと、筑紫地区4市1町で随時都市計画の情報共有を図っていますということなんですけれども、近隣市との間でいろいろな連携を取り組みなさっているのはよくわかりました。わかりましたが、市域が接するところだけの調整だけに終わってないかという感じがしてならないんですけれども、ここの辺についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 確かに今の現状はそうです。そのように見えるかもしれませんが、先ほどもちょっと回答しましたけれども、やはり今回の都市計画マスタープランを作成していく中で、私自身もその連携についての重要性といたしますか、やはり今までの20年間、第1次で見たときに、いや、何が足りないかとか、何が今後必要なのかということのを改めて確認させていただいたということもあって、やはりもう少し広域のとか、その部分部分だけじゃない、先ほども言いましたように相手の都市計画のマスタープランを知ることもまず第一歩だし、それからじゃあ何が連携できるかというものを探していくとか、私どもが何が連携していただかなきゃいけないのかということ、近隣にもお話をしていかなきゃいけないのかなという思いは持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと関連しまして、ちょっともうちょっと具体的にお話をしたいと思います。

西鉄二日市駅周辺整備の連携をちょっと例に挙げたいと思いますけれども、筑紫野市と西鉄二日市駅周辺の整備で連絡協議会を立ち上げておりますけれども、これに関して、まず本市と筑紫野市が接する駅周辺だけではなく、もうちょっと連携を深めたいというこれ一つの例ですけれども、例えば二日市温泉からJR二日市駅周辺を経由して、西鉄二日市駅周辺、榎社横を経由して政庁跡ですね、政庁跡から政庁通りを経由して天満宮、九博に至るといった、これ交通とにぎわいの軸ですよ、それを両市で検討してみてもどうかと思うんですけども、こういうことが本物の広域連携ではないかと私は今考えているところなんですけれども、この考えについてご意見を伺いたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 済みません、今お伺いしたので、それについての云々ではなく、ただ太宰府市としまして、西鉄の二日市駅から客館、それから榎社とか、それからそれを通って政庁跡という、それで政庁跡の横に今度は今の地区計画を出していただいて、やっぱり店ができて出店していただいて、にぎわいをつくろうということもあってやっていますので、そういう回遊性というのは私どもも、今は太宰府市内でとまっているのかもしれませんが、私はそこからまた天満宮まで行く、逆に言えば水城跡に行っていただくという、そういう市の全体の回遊性みたいなところは必要だというふうに考えています。

それプラス、もう少し二日市温泉まで延ばしてという意見も今日お伺いしましたので、そういう意味では、また連携の切り口として話をさせていただけるのかなというふうには思いません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。政庁前通りについても、今回建築基準を緩和したという

ところで、太宰府市としては回遊性を高めるというところで取り組んでいるところなんですけれども、これについても本市だけの施策だけにとどまることじゃなくて、それこそ筑紫野市も巻き込んだところで、本市もこういう取り組みをしていますよということを筑紫野市に対して、それこそ一緒になってPRしていくという方法もありかと思えます。

ちなみに筑紫野市でのJRの駅で配っていました。これ観光のマップなんだと思いますけれども、びっくりしたことに天満宮、水城、書いてあるんですよ。筑紫野市じゃないのに。当たり前ですよ。筑紫野市としては、それで観光資源というのはもう全然関係なくして、当然太宰府市域にあるものも当然含めたところで観光マップつくっていらっしゃいます。

であれば、この政庁前のこの回遊性を高めるという取り組み、これも筑紫野市と一緒にやるべきかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。これはまだ筑紫野市さんのほうには、まだお話はしてないのでしょうか、具体的には。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 先ほどもちょっとご回答しましたけれども、やはりいろいろ連携の切り口といいますか、私ども都市計画のマスタープランだけではなくて、今言われました観光とかそういうこともあると思います。その分につきましては、観光の担当部長もおりますものですから、一緒になりながら、そういう連携、PRも、今も実際はいろいろなところと観光についてはやっているというふうに思いますし、PRじゃないですけれども、福銀の本店のほうにも古都の光のパンフレットなんかも置いているということも聞いていますので、そういう意味でいえば、太宰府市内だけじゃなくて、市外とのそういうPRの場とか、観光を連携するというのは、観光だけじゃなくて、それも一つの切り口かなというふうには思いますので、いろいろな切り口を持ちながら連携していくのは必要かなとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、いろいろなものを盛り込んだところで、両市でその計画を膨らませていけば、すごい効果があらわれるのじゃないかと私も思っています。

続いて、広域連携のこれからの展望ということなんですけれども、これについてちょっと質問させていただきたいと思います。

連携効果がなかなか出てこない状況ですね、今ね。まだ先ほども、まだ情報共有の段階だということで、私もそれはよく理解しております。

しかし、本物の広域連携をしたいというのは先ほど言いました。近隣市同士、共通する課題、共通する目標について連携して取り組むための取り組みですね。それこそ先ほど冒頭に言いましたように、25年前に春日、大野城の両市が掲げたような、いきなり掲げているわけですよ。ハイタウン構想という形で、両市の課題を共有しながら、ばらばらにやるんじゃなくて、春日市・大野城市ハイタウン構想という形で、一緒に調査研究をやっています。

こういう方向へ、今情報共有の段階ですけれども、段階を追ってステップアップをするとい

う方向、これはお願いなんですけれども、逆に、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 先ほどから申していますように、まだまだ私どももそういう連携のあり方の具体的なものまで考えてないというところが本音といたしますか、実情でございますので、私もハイタウン構想ですね、平成2年につくられたものを拝見させていただきましたけれども、やはり両市だけじゃなくて、国とか県ですね、特に国の動きが非常に大きかったのかなというふうに見ています。しかも、西鉄さんとかJRさんとか、そういう交通機関も含めての大きな構想でしたので、なかなかそこまでやりますということではないんですけれども、ただやはり国が主導すると大きいのかなというのも、1つ私も感じておりますし、国と県ですね。

ですから、市域だけじゃなくて、県とか国とか一緒にやると、大きな力と言ったらあれですけども、やはりそういう組織的なものもつくっていく必要があるのかなというふうな感じは持っているところでございます。

ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、両市だけでは実は限界があることも、実は事実なんですね。ちなみにこれ、ハイタウン構想、これ大野城市の図書館から借りてきました。これ25年前の計画なんですけれども、確かに策定調査委員会のこれ所属を見ますと、当時建設省だったんですね、建設省の名前ずっといっています。それで、福岡県の土木部とか建築都市部、福岡県のほうも名前を連ねております。当然両市の市長、部長、名前連ねている、すごい計画になっているんですけれどもね。どうしてここまで大きな計画になったのか、非常に不思議ですよ。

ちなみに私は大野城市に聞いたんです。これどういうふうな形でここまで大きな計画に立ち上がったのかと聞いたんですけれども、当然25年昔のことなんで、そのときの方はほとんどいらないと思います。何でなんだろうねというふうに言われましたけれども、やっぱりまず福岡県のほうに相談に行って、そこでその当時建設省ですね、そっちのほうにうまくつながったというふうなことをおっしゃっていらっしゃいました。

確かに両市だけではなくて、福岡県、国というところとしっかり一緒に動いていくということが重要になるのだと思っています。

もうちょっとこのハイタウン構想に関しまして理解を深めるために、もうちょっと突っ込んでいきたいと思っておりますけれども、ちなみに本市の第2次都市計画マスタープランにおいても、すごく大きな目玉として取り上げてあります。西鉄天神大牟田線の連続立体交差、これは大きな計画ですね。これについて、どうやって本市は進めていくかということですね。まだまだこれからだと思いますけれども、その手順について、わかるところで結構です、どういうふうに進めていくかをご説明いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今私どもが考えているのは、今の現時点ですけれども、まずはここ何年かやっていません地域交通計画をまず策定するのが最初なのかなと。いわゆる道路だけじゃなくて、鉄道等を含めたそういう地域交通計画をまず策定して、道路と鉄道、それとあとまちづくりといいますか、人の流れ、車の流れを把握した上で、そういう、ここに第2次都市計画のマスタープランに書いてあります連続立体交差の検討等をやっていくということになると思います。

まずは現状を、いろいろ調査等々はやっていますけれども、今の現在の、特にクルーズ船が多くなって、観光バスが非常に多く、渋滞対策が必要と言われる中で、まずはそういう地域交通計画を、現在の把握、状況を把握することが最初なのかなと。そこからスタートするべきかなというふうに私のほうは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この西鉄大牟田線の連続立体交差事業なんですけれども、非常に本市としては重要な事業、これをどう進めるかということで、まさにここに、春日、大野城市が行ったハイタウン構想的な手法を用いたらどうかなと思うんです。

このハイタウン構想の中でも、連続立体交差ということが項目として、大きい項目として上がってきています。当然この中で、まず調査を一緒にやっているんですね。交通量調査もしているし、影響調査もしている。連続立体交差の鉄道を上げるだけじゃなくて、それに沿ったまちづくりもやっていこうと。ただの鉄道を上げるだけじゃなくて、下に町ができるわけですね。それを一緒にやっていこうということやっています。

調査をまず太宰府市から進めようということわかります。わかりますけれども、もうこの段階から筑紫野市と連携してはどうかと思うんですね。

ちなみに筑紫野市の都市計画マスタープランにおいても、当然この西鉄の連続立体交差というのは大きな課題になっていますね。ちなみに西鉄二日市駅から朝倉街道ぐらいいまでですかね、それが連続立体交差で鉄道が上がったとしたら、すごいまちづくりができていくと思います。まさにこれですね、筑紫野市と連携して、このハイタウン構想というところで一緒にまず構想を描いてみてはどうかと思うんですね。

ただこれ、ハイタウン構想ですから、西鉄の連続立体交差だけじゃないですよ。ほかの交通軸もそうです、町のにぎわいの軸もそうです。町の拠点もこのハイタウン構想の中には織り込んであったんですよ。

今回、太宰府市と筑紫野市ハイタウン構想をつくるのであれば、西鉄の連続立体交差を軸に、いろいろな各市の課題をその中に入れる。それで、共通の目標も入れるということで構想を描いてみてはと思っています。どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。



○副市長（富田 謙） 今木村議員のご質問等、非常に重要なものと思っております。それで、基本的にはもちろん市間の調整、大切でございますし、話を通しておかないといけないということでございますし、また県においては県レベルでのマスタープランがございます。そういう中にきちっと位置づけて、それから進むというようなことがございます。

確かに東口をしたときも、県を通して、西鉄を通して、そして国土交通省のほうにいろいろなバリアフリーの関係、そういうものもございましたので、話を通してようやく実現いたしたところでございます。

それで、今回は単独市のマスタープランで上げておりますけれども、もちろん筑紫野市のほうにはお話、そういうレベルはいたしております。今からそういう部分で実現のほうに向けて段階を踏んで進んでいくということはこれからでございますので、議員のご発言等重々踏まえながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 段階を踏んで進んでいくということですね、ありがとうございます。しっかり進めていってほしいと思います。

ちょっとお話ですね、大宰府条坊、また初めに戻りますけれども、1,000年以上もの昔の古代の都市計画ですね、私すごく不思議なんです。この当時でも大宰府というのは辺境だったと思いますけれども、そこでなぜあのような大規模なまちづくりができたのかということは、非常に興味深いところなんですけれども、恐らくですよ、強権的な国家体制と大宰府の長官の強力なリーダーシップがあってからこそ、あのような都市計画、まちづくりができたのではないかと思うところなんですけれどもね。

太宰府市におきましても、市域を越える大きなまちづくりをこれからしていかなければいけないところで、まず聞かせていただきたいのは、芦川市長のこのこれからステップを踏んで、段階を踏んでいくと言われましたけれども、副市長が、この太宰府市版ハイタウン構想、これに向けてのお考えと、もしご賛同いただけるのであれば、意気込みまでいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦川 茂） とりわけ筑紫野市さんとは、西鉄の駅の開発の問題、あるいは下大利からの二日市までの西鉄の高架の問題というふうなことを抱えております。具体的にいろいろな話、話は始めているところというか、まだ二日市の駅については、もう西口と東口どういうふうにするかということとあわせて、話が向こうからは出されておるような形でございますが、一つずつ話を連絡協議しながら進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もう一回ちょっと言いますと、その一つ一つの事業に取り組んでいらっしゃるというのはわかりますけれども、私がちょっとお願いしたいのは、パッケージでそれぞ

れの課題、それぞれの市の課題、また目的をパッケージで共有して持っていくという方向を提案している次第なんですよね。

できればそういう形で大きな計画にして、県、国を巻き込んだところで大きな計画にしていけないと、それこそ都市計画マスタープランに織り込んでいます西鉄の連続立体交差、これ自体も今のところ具体的な計画がない、調査もないところで、ちなみに大野城、春日の連続立体交差、これも25年間かかりました。計画があつて、最速でも多分25年間かかると思うんです。今ない中で、そういう形では、25年以上かかるんじゃないかと非常に危惧しております。

今すぐにもそれこそ動いていただきたいところなんですけれども、最後にこのハイタウン構想なんですけれども、これずっと読んでいきますと、一番最後に結びの言葉が実はございまして、「計画の実現に向けて」と書いてあります。これちょっと読ませていただきます。

私がこれちょっとこのハイタウン構想をちょっとひかれたのは、最後のこの結びの言葉が、ちょっと非常に私の心に響きました。どういうふうに書いてあるかという、本調査は、まちづくりの方向と都市施設整備の方針の設定を目的としており、これらを実施していくためには、より地域に密着した詳細な調査検討が必要であると言っていますね。特に、幹線道路整備等の基幹プロジェクトについては、まちづくりの起爆剤として直ちに検討に着手するべきであると書いてあります。最後に、提案した都市施設の整備には多くの時間と事業費を要するが、次世代に個性ある町を残す意気込みを持って進められることを期待したいという形で結んであります。

最終的には両市、これを現実的な都市計画マスタープランに織り込んだところで、もう結果は今見えていますよね。そういう形で進んでいます。

本市におきましても、太宰府版ハイタウン構想、これに一刻も早く踏み出させていただきますようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について伺います。

1件目です。今議会に上程された補正予算の債務負担行為補正に、10の施設の指定管理料が提案されています。指定管理の契約更新の業者選定に向けて、これまでの事業者の事業内容、実績、また改善すべき点などを整理することが必要です。選定までのスケジュール、選定方法

などについて、先日の総務文教常任委員会で質疑をいたしました。その中の学童保育について伺います。

学童保育所は、平成25年7月の年度途中に、市の直営からテノコーポレーションへと指定管理となりました。直前に指定管理業者と担当課による保護者への説明会での意見交換や、保護者、議会からの要望などもあって、移行後、指導員が大量に入れかわるなどの大きな混乱もなく、また学童指導員と学校、行政担当課との情報交換の場も設定されるなど、子どもたちの生活の場を保障するための努力がされていると聞いています。

しかしながら、子どもの特性が理解されず、やむなく退所を余儀なくされた、利用児童が増えたことによって子どもたちが過ごすスペースにゆとりがなくなったなど、改善の必要を求める声などが聞かれるようになりました。

この約3年半、共働き、ひとり親家庭の児童の放課後の生活づくりを通して、子どもたちの発達を促すこと、親の働く権利と家族の生活を守るという視点から、事業者としての管理運営は適切だったのか、また今後の改善点について伺います。

2件目は、保育園での主食費についてです。

認可の保育園で、2歳児クラスまでは国の保育所運営費の中に主食費の補助がありますが、3歳児クラスになると補助対象外のため、主食費を保護者会または園が徴収をして提供をしています。しかしながら、徴収せず、保護者負担がない園があります。保護者の負担なしで統一することができないのか、伺います。

3件目です。小・中学校でのノーメディアの取り組みについてです。

2年前にPTA、校長会、教育委員会が共同して、携帯、スマホは夜10時から朝6時まで使えません太宰府市宣言が出されました。子どもたちのスマートフォン所持率は増え、これを介して子どもたちが巻き込まれる事件も後を絶ちません。また、子どもたちの体の成長への影響については、日本小児科医学会が警鐘を鳴らしています。情報モラル教育に取り組んではいるようですが、これまでの宣言の推進の取り組み、成果などについて伺います。

以上3件を件名ごとにご回答くださいますようお願いいたします。再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） まず、1件目の指定管理の更新について、私のほうからお答えいたします。

まず、学童保育所の現状についてでございますが、平成25年7月の指定管理制度移行後におきましても、行政、指定管理者、学校が連携、情報共有等を図りながら、放課後児童の安全・安心な遊び、生活の場の提供に努めており、当市の学童保育所は、指定管理者によって適切に管理運営がなされているものと判断しております。

次に、改善策についてでございますが、学童保育所としての機能を備えた児童1人当たりに必要な面積は、国の基準で定められており、現在当市にあります15の学童保育所全てがその基

準を満たしているところです。

しかし、今後もさらに児童増加が見込まれること、各小学校における余裕教室が少なくなってきたことから、新たな保育の場を確保することが今後の課題となっております。待機児童が発生することがないよう、また学童保育所の質を確保する観点からも、学校敷地内に新設することなども視野に入れ、学童保育所の整備について検討しながら、指定管理の更新事務を進めてまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今壇上で申し上げました、子どもたちが学童保育を退所するケースが幾つか私のほうにもお話がありまして、その中で幾つかちょっと紹介をしたいんですけども、指導員の方から、やっぱり一人で過ごす、本を読んだりとか寝転がって、ちょっと遊びを興じたりとかというようなお子さんがいるんですけども、そういう子たちを見て、一人で過ごしているから寂しそうだから、もう家で過ごしたほうがいいんじゃないかというようなことを言われたりとか、それからお友達とトラブルが多くて、指導員の言うことを聞かないから、仕事にお母さんの携帯に指導員が電話をしてきて、ここで叱ってください、電話で叱ってくださいと言われたりとか、それからやっぱりなかなか言うことを聞かない子に対して、指導員が声かけをして、その声かけがやっぱりその子の存在を否定するような声かけがあって、もう子どもが行きたくないと言うようになって、お母さんが解決しようと思って指導員の方と話をするけれども、もう受け入れられませんと、手に負えないのでというような話があったりというようなことがあっています。また、連絡帳にはそういうトラブルを毎日羅列して、こういうことがありました、こういうことがありました、指導してくださいというようなことが書かれて、もう嫌がらせのように思えて、もう退所をしたというようなお話とかを聞いています。

私が聞いただけでもこれだけあるんですけども、先ほどの回答の中には、そういうトラブルというか、問題はなかった、そういう話はなかったんですけども、こういう例は聞かれたりとかはしてないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 指定管理業者のほうからは、毎月報告書というものをいただいております。その中に、こちらのほうの中では記載されてなかったというふうに私のほうでは認識しております。ただ、いろいろ特別な突発的な事件というか、子どもさんの行動で連絡が入った場合等については、その都度こちらのほうの職員と指定管理者と指導員のほう、あるいは学校のほうとも、情報の共有化と事実確認を行いながら、そちらについての対処はその都度行っているつもりです。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 指定管理になる際、平成25年7月に移行しているんですけども、その前から私、この指定管理に関してはいろいろ問題があるということがほかの自治体でもあり

ましたので、何度か一般質問で取り上げているんですけども、やはり子どもがなかなか学童でなじめなくて退所に追い込まれる、先生たち、指導員の方となかなかコミュニケーションがとれないというようなことがあり得るというふうに聞いていましたので、そういう場合はそういうことがないようにということで質問したときには、今部長がおっしゃったように、月1回の事業者との情報交換会をして解決をしていっているというようなお話がっていました。

それが今これだけのお母さん方から困った、困ったというか、やはり学童のほうで子どもたちが落ちついて過ごせるように改善してほしいということが解決されていないということは、それだけではちょっと足りないのではないかというふうに思うんですけども、この点については何か改善策は考えられないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 直営から指定管理に移行するときの要望と改善というところで、その当時にもお話したかとは思いますが、質の継続というところで、今までの経験豊富な指導員をそのまま継続しての雇用をお願いするというところ、それと保育料の軽減というところ、それとあとは保護者会の負担ですね。その当時、直営でやっていたときには、おやつ代の徴収とおやつの手配というのを保護者会のほうがするというところの、その改善がなされないかというところで、移行するときにそこにつきましては、できる限りの手だてを打ちまして、なるべく雇用していた指導員をそのままテノのほうで雇用していただいたという経緯があることですね。

それと、保育料のほうも軽減をして、月額200円下がった状況。あとはおやつについての徴収等、おやつ代の徴収とおやつの手配は指定管理の業者のほうが実施するというところで、その点については保護者のほうに年に2回ほどとっていますアンケートの中で、非常に改善されてよくなったというご意見をいただいております。

また、保護者のほうもいろいろご意見、ご要望がありますので、そちらについて事業者のほうアンケートの実施ということと、あとは相談月間ですね、いろいろな指導員に対する要望であったり、改善点についての相談月間というものを設けておまして、それで状況を把握して、またそちらについての内容も、教育委員会のほうに報告書という形で上げていただいております。

やはりなかなか書きづらい内容とかも、保護者の方は持っていらっしゃるかとは思いますが。そういう話は直接やはり教育委員会のほうに上がってくることがありますので、その都度こちらとしては対応しているような状況です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） そのような保護者の方たちが困るような状況にならないように、保護者の意見を聞ける仕組みづくりを行って改善に努めたいということは、もう平成26年6月の私が一般質問で取り上げたときに、そういうふうな回答をいただいております。

それで、今相談月間を設けているというなお話がありましたけれども、これ初めて聞いたんですが、これは事業者が保護者の方とお話ができるような期間を設けているということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 議員がおっしゃるとおり、12月に、済みません、週間ですね、保護者相談週間ということで、事前に申込書を配った上で、いろいろその週で相談を受けているという状況です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 指定管理になる際に、保護者がなくなるのじゃないかということをお前はちょっと気にしてまして、今改善された点の中に、おやつ代の徴収が、保護者が集めていましたので、その負担がなくなってよくなったというなお話ありましたが、やっぱりその保護者が何か仕事をする中で、親同士がつながって、情報交換ができたりとか、子どものこととかも相談ですよ、ちょっとしたことでも、今こんなことで困っているんだけどもというなお話がやっぱりできるような場があったと思うんですけども、指定管理になればそういうところがなくなるだろうということで、当時保護者が継続できるように行政のほうも支えてもらいたいということを私要望したんですが、保護者は保護者のものなので、保護者が継続したいと言えば、それは拒まないというような回答がありました。

恐らく、ちょっとお母さん方に聞くと、やっぱりこの忙しい中、PTAの役員でもなかなか決まらない中ですから、もう本当に学童の保護者なんてする人いなくて、もうありません、どこの学童も保護者がありません。

やっぱり保護者があることによって、さっき言いましたけれども、お母さんたちがちょっと子どものことを共有できてほっとしたりとか、あとは以前は市に対して要望書を保護者会として出したりとか、それと直営のときですけども、担当課の職員さんと指導員と保護者で意見交換会ですね、改善点などもお願いしたりとかというような場を設けることができました。

そういうのがなくなってきているということで、相談週間を設けて、この1週間の間に来てくださいというように、お話聞きますというようなスタンスではあるかもしれませんが、何かいつでも話せるというか、やっぱりそういう雰囲気づくりも要すると思うんですよ。

お母さん同士がやっぱりつながるということが、これからの自分が親として成長していくということの一つの力にもなりますので、そういうところで、今すぐ行政が保護者会をつくってとかということは、ですね、ということになれば、保護者の人に役員さんを集めないといけないわけですから、それはちょっと無理かもしれませんが、業者、指導員と担当課と保護者と一緒に話せる場をつくって、もう何でも出してくださいというような場をつくっていただきたいなと思います。

じゃないと、今いろいろお話、私聞いてきました。お伝えしましたけれども、ちょっと余りにも子どもが悪いというようなスタンスで指導員の方が見られて、最後にはうちの子だけもう

我慢させれば、家にいてくれたらもうそれでいいというふうに引き下がるというか、退所してしまっ、長期の休みなんかも、夏休みずっと家で過ごしていると。

それも、指導員の方がトラブルがあるからとか、ちょっと指導がなかなか聞き分けがちょっと難しいのと言っている子というのは、やっぱり家で過ごすことも難しいですよ。学校でもそうだと思うんです。やっぱり大人がいて、何かしら声かけをしてというような生活をしないと難しいところがあるので、そういう子が家にいるということは、もうずっとゲームしていると、ずっとテレビ見ているとか、もう本当にお母さんは胸が苦しいというふうに言っていました。

ですので、そういうことがないように、そういうことが自由に話せる場をぜひつくっていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 済みません、ちょっと私も1つ言い忘れたところがあるんですけども、保護者の相談週間のほかに、保護者懇談会ということで、年に2回、6月と9月に行事として、個別の相談会という形でも実施しているというふうに、こちらのほうの報告書の中には上がっております。

それと、先ほど議員がおっしゃられました、支援の必要な子どもさんが家庭の中で一人過ごすようなことがないように、学童の中でもというお話なんですけれども、いろいろご相談があった場合については、子どもさんの学校の中での生活状況、家庭の中での生活状況、それと学童に入所されて学童の中で過ごしている状況というのを私たちも確認に行きます。

その上で、やはり加配の指導員さんをつけたほうが、この子のためにはいいのではなかろうかというところで、いろいろ検討する場をいろいろ設けておりますので、その状況によっては、指導員さんを増やしていただくかなりの対応はさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 年に2回のその相談会、意見交換会ですかね、もされているというようにお話でしたけれども、実際に言えないまま、退所を余儀なくされたという方がいらっしゃると思いますので、その持ち方も少し工夫していただいて、やっぱり学童で過ごせる、その加配ですね、そういう状況があれば加配はその都度つけていくというようにお話しは、もう前から聞いていましたので、その対応はもちろんされていると思いますし、そういう意味では、今の状況ですね、退所せざるを得ないという状況の方がやっぱりいらっしゃるということ。その方たちはやっぱり行政には言えなかった、行政というか、業者にも言えなかったというような状況があるということですので、事業者に向けて言うのはなかなか難しいと、やっぱり子どもがいますので。ですので、担当課がきちんと話を聞くとか、そういうところ、窓口とかもきちんとつくっていただきたいなというふうに思います。

そして、あとは子どもとのかかわりなんですけれども、指導員の質の問題です、保育の質の

問題です。指定管理になると、やはりコストカットが進みますので、質も下がるのではないかという懸念もしておりました。それがイコール、今回のこのいろいろな問題が出てきたときの質の問題につながっているかということ、そこらのところはちょっと私もはっきりはわかりませんが、人件費が抑えられているのか、そこの変化ですね、やっぱりちょっと抑えられた結果に今なっているのかということと、あとは直営のときには指導員の方が、子どもたちが過ごす時間プラス、やっぱり準備とか子どもたちの様子を情報交換するとか、指導方法をみんなで指導員同士で考えるとかというような時間をプラスした雇用になっていたんですけれども、その部分が子どもたちが来る時間のみになっていないかということですね。

子どもたちがいる時間だけになると、子どもたちの様子を指導員同士で情報交換をして、この子にはこうかかわろうと、担当の指導員がいるけれども、私じゃちょっともう手がいっぱいとか、もうどうしようもないので、じゃあ私がかかわろうとかか、こういうふうにしようとかかというような相談ができる時間がやっぱり必要だということは、前から指導員の方おっしゃっていましたので、その点が今どうかということをお聞きください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 子どもさん、同じ学童保育所の中では、当然そこら辺の情報共有であったりとかする時間は、業務の合間ということではないとは思いますが、されていると思います。あと、各学童保育所のリーダーの情報交換会の時間というのも設けられております。

あと、指導員の質というところなんですけれども、前期の研修が今のところ毎月行われておまして、研修もこちらのほうには内容的には危機管理であったり、保育実習であったり、スキルアップ、マナー保育とか書類の書き方とか、そういう内容で実施をしましたという報告も上がっております。

あと、先ほど賃金の関係で言われましたけれども、太宰府市が雇用していたときよりも高い単価での雇用ということでの金額のほうは聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 子どもについての情報交換や、どのようにかかわるかというような時間のとり方ですけれども、業務の合間というのはもちろんあるでしょうが、本当に今の子どもたちって、もうそれぞれ、学童に来ている子どもたちは特に親が働いているということが前提ですので、いろいろな問題を抱えている子どもたちが多いいと思います。ですので、そこら辺をきちんと酌み取って、子どもたちがゆっくりと、家と同じように過ごせるような環境づくりを進めていくために、業者への改善する点として、それは要望していただきたいと思います。その点について、済みません、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） うちのほうとしましては、現状を把握した上で、次回の業者選定のほう



について、いろいろ計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） そして、その業者選定なんですけれども、プロポーザル方式で行うということで、先日の総務文教常任委員会のほうで回答がございました。前回の指定管理になるときは、地域で運営する団体があれば、そこで随意契約でもというようなお話があったんですけれども、3年以上という契約でしたので、そこも、それとそういう団体が今のところないのでということで、指定管理で公募という形になりました。できればそういう地域で運営できるようなものがあればいいんだがというようなお話もありましたので、今回の選定については、そういうふうな視点は今お持ちでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 現状を考えまして、こちらの考える理想的なというか、できるところでの仕様書の中で募集をかけたいと思っております。地域でそのような活動で受けていただくところがあれば、それは総務部門のほうとも協議の上で、指定管理のほうの業者として入れるかどうかというところは、相談の上で考えていきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） その最初の指定管理のときに、春日市では学童の保護者会が連合会をつくって、NPOをつくって運営をしたりとか、大野城でも子育てのサークルですね、団体がNPOで運営をしているところが委託になったりとかというような流れがありましたので、できればやっぱり地域に根差したそういう大人たちが運営している学童ができれば、それが子どもたちの様子とかも含めて、運営にも安定したものが生まれるのではないかとということで、私はそういうところを期待したいと思えます。

今のところそういう団体が市内にあるかということ、ちょっと難しいところはあるかとは思いますが、そういう市民の方たちによって学童も運営できるような、団体を支えるというか、何かそういうことはもう学校教育課だけではなく、教育部だけではなくて、市全体のまちづくりの一つとしてそういうことも考えていただきたいということを要望いたしまして、1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 次に、2件目の保育園の主食費についてご回答申し上げます。

認可保育所の運営につきましては、国で定められた保育の基準に基づきまして、国及び県並びに市がその費用を負担しております。しかしながら、この費用には3歳児以上の主食に係る費用は含まれておりません。このため、現在保育所における給食につきましては、0歳児から2歳児までは主食及び副食の完全給食、3歳児以上には副食のみの提供となっております。ほとんどの園におきまして、主食の持参または主食費相当額の負担をお願いしている状況

がございます。

なお、一部の園におきましては、その保育方針の中で、保育所が食育を含む乳幼児期の教育の場であるとの観点から、3歳児以上につきましても完全給食を実施をしております。

議員からご指摘がございました主食費について統一すべきということに関しましては、保育所における完全給食の実施ということで、保育所に求められる課題の一つであると認識しておりますが、3歳児以上の主食費につきましては、市が交付しております運営費に含まれていないため、統一して主食費の保護者負担をなくすことは困難な状況にあります。

しかしながら、現在完全給食を実施している市町村もございますことから、今後も研究はしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今回の回答が少し前向きな回答かなというふうに受け取っています。

今回このことが私が知ったのは、今回回答の中にもありましたけれども、保育園での3歳以上の主食費については徴収をしているということで、それが保護者会が徴収しているところと、園が徴収しているところとばらばらでした。

保護者会が徴収しているところは、保護者の方からなかなか、保護者が保護者から主食費を徴収するので、なかなか払ってくれない方が今いると。親同士なので、ちょっと気まずいところもあるので、ほかの園がそういうふうになっているのだったら、園ではできないかというようなちょっと相談があったんですけども、その後、主食費の納入がありましたので、そのことはちょっと解決はしたんですけども、全園調べてもらった徴収してないところがあったと。10園のうち2園、徴収されていませんでした。

1つは南保育所なんですけれども、これは食育の観点でということでしたけれども、これは市からの補助金という形でよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたとおり南保育所、こちらにつきましては食育の観点、また人権保育、そういった大きな視点を持った中で、主食費の徴収はしていないような状況でございます。これにつきましては、園の運営費の中で賄ってあるという状況でございます。

各園につきましては、それぞれ園独自の特色のある取り組みというのも当然なされております。その一つということで、これについての特別な補助ということはございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） もう一つの園は、徴収はしてなくて、保護者が毎日主食を持ってきているという状況だそうです。

1カ所だけ主食費を徴収してないということなんですけれども、運営費の中から賄っているということでしたが、この園の運営費というのは市の委託ですね。ですので、委託料の中に入

っているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 民間の保育所であれば、運営費ということで交付をしておりますけれども、南保育所につきましては、同額を委託料という形で交付をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） やはり保護者の方からすれば、同じように認可保育園に通っていないながら、主食費がこっちは要らなくて、私たちはもう月700円とか、月額1,250円とか、園によってばらばらなんですけれども、負担をしているのはおかしいというような声も聞いています。

この点について、完全給食を推進していく、それから全国的にもそういう流れがあるということは、今部長の回答でもありましたけれども、今太宰府市で3歳以上の子どもたちが、調べていただいたら762人、この10園で3歳以上の子どもが762人いるというふうに聞いています。主食費が月に、一番低額なところで700円ぐらいなんですけれども、700円をこの1年間負担した場合が640万円ぐらいの金額になります。

それぞれ園によっては、無添加のものをとか、産直のものをとかというようなこだわりがあって、金額も先ほど申しましたけれども1,250円とか1,000円のところもあるということです。金額はちょっとばらばらになるかと思えますけれども、もうこの点についても、市のほうでこの主食費について、保育所の子どもたちに対して支援をしていくという点で進めていただきたいことを重ねてお願いしたいと思えますけれども、方向性として、もう一度回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今3歳児以上、今保育園の人数ということで言われましたけれども、市内で3歳児以上、大体2,200名ぐらい全体で子どもたちがいます。その中には保育園に通っている子どももおれば、届け出保育施設に行っている子ども、また幼稚園に行っている子どもというのも多数おられます。子育ての推進という意味におきましては、子どもたちの完全給食というのも一つの考え方としてはあろうかと思っておりますけれども、全体的な問題としてこれは考えていく必要があろうかと思っております。保育所だけでどうなのかということも当然ございます。

ですから、そういうことも含めまして、先ほど言いましたように今後の研究の一つとさせていただきますというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この件については、私はもう率直に、無料のところがあるんだということちょっとびっくりしたものですから、今回取り上げたんですけれども、やはり保育園だけじゃなくて、今部長がおっしゃったみたいに、今幼稚園などに通っている子どもたちも含めて、子育て支援という点で前向きに検討していただくことを重ねてお願いしたいと思います。

以上で2件目終わります。3件目で。

○議長（橋本 健議員） 3件目、回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3件目の小・中学校でのノーメディアの取り組みについてご回答いたします。

平成26年度の太宰府市宣言を受けて、各小・中学校におきましてはさまざまな取り組みを行っております。具体的には、PTAの新家庭教育宣言にノーメディア週間の実施を位置づける、毎月特定の日をノーテレビ、ノー携帯、ノーゲームの日として、家庭での徹底を図る、生徒会が強調月間を設け、全校生徒に呼びかけるなど、各学校で家庭と連携した取り組みが行われております。

取り組みの成果についてですが、児童・生徒や保護者の意識が高まったということは各学校から聞いておりますが、各学校とも太宰府市宣言を実践できている児童・生徒数を把握できているわけではありません。

これはあくまでも参考として捉えていただきたいのですが、文部科学省が行っております全国学力・学習状況調査における児童・生徒調査紙に、携帯やスマホで通話やメール、インターネットを使用している時間を尋ねている質問項目があります。調査は平成27年度、市内の小学6年生、中学3年生を対象としたものです。小学6年生で1日に2時間以上、通話やメール、インターネットをしている児童の割合は、全国平均より2.7%低くなっており、中学3年生は全国平均より2.8%低くなっております。一部の児童・生徒への調査結果ではありますが、本市児童・生徒の携帯、スマホの使用時間については、全国平均に比べ短くなっているということがわかります。これは太宰府市宣言の一つの成果のあらわれではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 3年前になりますけれども、いろいろな自治体でこういう宣言が出されて、近いところでは春日市なんかは早かったんですけども、そういうこともあって、太宰府市としても何かしらアピールしたほうがどうか、推進するようなことをしてはどうかというようなことを提案をしていたんですけども、PTA、校長会、教育委員会がそういうふうな宣言を出されて、私もPTAの役員していましたが、そこでいろいろな調査を試みたりとか、お母さんたちのご意見、子どもと携帯、ゲームを使うときにどういう会話をしているとか、約束事決めていますかとかというようないろいろな調査をしたこともあるんですけども、それからもう3年近くたっています。学校でも情報モラル教育なんかはされてきて、事業者が来て、中学なんかは親子で全員で話を聞いて、使い方について学習するとかというようなこともあって、PTAでそういう使うことに対して考えようということで、NPO団体を呼んで学習会をしたりというようなこともあって、私もある

加などをして学習もさせてもらっています。

今年、そのNPO法人で子どもとメディアというのが福岡にあるんですけれども、その全国フォーラムが福岡でありました。そのときに参加したんですけれども、現場からの報告、それから研究者からの調査結果などが出されました。子どもたちがメディア、ゲームとかスマホとか電子機器に接触することによって、モラル教育についてはもう随分されていると思うんですけれども、子どもたちの体にどういう影響があるのかということをお話される機会がなかなかなかったんですが、そういう研究者の方たちからの報告があっただけで、その中では、やっぱり夜遅くまでゲームやスマホに接することによって、脳が覚醒して睡眠不足になるとか、それからそのことによって、もう朝から二日酔い状態の子どもたちが増えてきているというようなこと。

それから、中学生での調査では、野球と卓球をさせると、空振りの率がスマホの接触率に影響があっていると。これはどうしてかということ、立体視が育っていないというような結果も出てきています。肺活量が60歳の大人と同じぐらいだと、これは走ることがなかなか減ってきているので、そういう結果が出ている。骨密度が低いというのは、もう日に当たってないということですね。

というような結果が出ているというのを私は聞きまして、本当に何か子どもたちの体がちょっと弱くなって、これからまた大人になって成長していくときに、影響があるのではないかというふうにちょっと心配をしたわけなんですけれども、その中で、教育委員会、そのときの先生は、教育委員会がやっぱり先頭を切って、ある程度の政策なり施策を打っていくべきじゃないかというようなお話があっていました。

子どもたちがメディア、スマホ、ゲームから遠ざかる、できるだけ接触しないようにするために何をやるかということなんですけれども、子どもたちが外で遊べる環境をつくるかということが、メディア以外の楽しみ方ですね、時間の使い方についての提案、それからその場所の確保などが、やっぱり市内全体で行われるべきじゃないかというような提案があっていました。

太宰府市宣言が出て3年たって、一定の効果もあったというふうに私も思っています。宣言が出されたことによって、親が子どもたちに、こういうのが教育委員会から出て、校長先生たちも言っているよということになりやすくなった、指導しやすくなったという声も聞いていますので、こういうことをまたさらに前進させていただきたいと思います。

子どもたちだけじゃなくて、親に子どもの体がこんな変化を起こしていると、これは今の子どもたちの体が、ゲームなどのメディアによってどういうふうになるかというのは、もう本当にわからない。人体実験だとも、極端に言うんですけど、というようなことも言われていたけれども、そういうこともちょっと頭に入れて、子どもとかかわることが必要じゃないかと思えますので、そういうところも含めて、またさらなる宣言の推進ということをお願いしたいと思います。その点について回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） この太宰府市宣言の特徴というか、いいところは、家庭だけではなく、いわゆるPTAの連合会だけではなくて、学校、それから教育委員会、3者で宣言しているところだろうというふうに思っているんですね。

というのは、この宣言の中に、スマートフォン、携帯電話、正しく使えば便利なのですが、一歩間違えると危険なものになると。その危険な要素を考えたとき、例えば1つはSNS等を使ったいじめ等がありますよね。それからもう一つは、基本的な生活習慣の乱れがあると思います。それから、今おっしゃったような身体への影響、例えば、これは全てが携帯、スマホが原因ではないと思うんですが、やはり視力が年々下がっている等のデータはあります。

この3つの危険を考えたときに、いわゆる家庭では基本的な生活習慣を中心に、それは家庭がやらないと、なかなか学校で指導できるものではないし、教育委員会がそれを見とることはできないというような性格のもんだらうと思います。

ただし、学校が入ることによって、今度は今おっしゃったような情報モラル教育、これにはやっぱり学校は取り組まなくてはいけないんだなというような意識は強くなると思います。

そこで、太宰府市の小・中学校を調べますと、親子で学ぶ規範意識の中に、すごくこの情報モラルを保護者と一緒に話を聞くというような学校が大変多くあります。そういったあらわれではないかなと思っています。

教育委員会としましても、例えば道徳の中に情報モラルが入ってきたりとか、先ほど言いました規範意識教育の中に、きちんとどういった内容が位置づいているかということ、毎年学校の状況を確認したりとか、また学校の話の聞いたりするようにしておりますので、これからもおっしゃるように3者で連携しながら、この問題は取り組んでいきたいなと思っております。

それから、身体への影響につきましては、これからいろいろなことが調査研究されて、いろいろなデータが出されてくると思いますので、いろいろ確認されたデータとかいろいろな事例につきましては、その都度提供していくようにして、子どもたちにとってよりよい成長につながるようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 子どもたちの成長とか、いじめの問題についても、このメディアだけの問題ではないということはもちろんわかりますけれども、一つの要因として、やっぱり大きな位置を占めているのではないかというふうに思っています。

子どもたちがメディアから離れて生活する、活動するというような、これはもう、これは松江市の「子どもとメディア」対策協議会というのが平成27年度に立ち上がって、進めてあるみたいなんですけれども、これはもう保健医療専門機関とか、そういう医療関係、それから教育関係、そして教育行政、社会教育、警察とか報道関係とかもあるんですけども、そういうところが全部手をつないで、子どもたちのことを考えていこうという、メディアでの影響が根本

にあるんですけれども、そういうふうな取り組みをされている自治体もあります。

これをまた立ち上げてしたらどうですかというのは、また大変な話だとは思うんですけれども、今の子どもたちには、もう何か全てのことが絡まっていると思うんですね。いうのは、もう子どもの貧困もそうですし、体の成長もそうですし、精神的な欠如というか、そういうところの成長を拒んでいるものはあるでしょうし、だからそういうところで、このメディアだけに限らず、メディアが中心であればとは思いますが、遊び場だったりとかということの保障をしていくための考える場をつくっていくということも、一つの提案として提案をしたいと思います。

これはもう要望で終えたいと思いますので、今後とも子どもたちのために、いろいろな施策を市全体で出し合ってつくっていただきたいというふうに要望いたします。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで15時05分まで休憩いたします。

休憩 午後2時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔1番 堺剛議員 登壇〕

○1番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1件目の地域防災の取り組みについて伺います。

まず、1項目めの被災者台帳「被災者支援システム」の導入についてお尋ねします。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することとされています。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及

び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システムの経費まで捻出できないとか、いつ起こるかかわからないことにお金も労力もかけられない、またはコンピューターに精通した職員がいないなど、消極的な意見もあると思いますが、しかし被災者支援システムは、阪神・淡路大震災のさなかに職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。

また、導入に当たって、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能です。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から50万円弱程度しかかかりません。平成23年では、当時埼玉県桶川市は約21万円、福井敦賀市では約46万円、新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できます。

被災者支援システムは、市民の孤立化を防ぎ、犠牲者ゼロを目指す重要なシステムです。ぜひ導入いただきますようお願いいたします。

次に、2項目めの地域防災に関する今後の取り組みについては、6月議会で市長、所管よりご答弁をいただいたばかりで恐縮ですが、以下の項目を確認させていただきたい事項がありましたので、よろしく願い申し上げます。

①強靱化計画策定期間について、最近の災害状況を考慮すると、早期な対応が必要ではないでしょうか。策定期間をご提示ください。

次に、②関連計画が今後複合する中で、市民目線としてはわかりづらい点があります。そこで、予定されている（仮称）太宰府市地域強靱化計画と地域防災計画との関連性について伺います。

次に、2件目として、高齢者の困窮対策の取り組みについて伺います。

総務省は、6月29日に2015年国勢調査の抽出速報集計結果を発表しました。その抽出速報集計結果によると、総人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は、1920年の調査開始以来最高の26.7%となり、初めて高齢者が4人に1人を超えたこととなります。15歳未満は0.5ポイント下がり、12.7%で最低を更新しています。少子・高齢化が一段と進み、社会保障の財源確保や地域の維持に大きく影響してくることとなります。

高齢者の増加に伴い、公的年金の役割に期待が寄せられる一方で、高齢者の貧困問題が深刻になっています。高齢者における持てる者と持たざる者の格差をどう解消するかは、喫緊の重要な政策課題になっています。また、高齢者における生活保護制度の利用者の増加も、大きな問題になってきています。

高齢者を中心とした医療費などの社会保障支出が膨張し続ける中で、社会保障制度を支える現役世代の減少は、極めて深刻な問題となっています。

一方で、厚生労働省の調査で明らかになった生活保護の実態によれば、生活保護の受給世帯のうち、65歳以上の高齢者を中心とする世帯が、今年3月時点で過去最多の82万6,656世帯、



50.5%となり、初めて半数を超えたことが厚生労働省の調査で明らかになりました。この10年で1.7倍に増えた計算です。

困窮する高齢者の実態を直視し、貧困拡大を防ぐ手だてを早急に講じる必要があります。生活保護に至る手前の新たなセーフティーネットとして、昨年4月に始まった生活困窮自立支援制度も道半ばです。そして今回、26.7%だった高齢者人口の割合は、2060年にはほぼ40%に達すると推計され、このままだと高齢者の9割が困窮化する現実が予測されます。

以上のことから、以下の項目をお伺いします。

①今回の抽出速報集計結果から、本市の高齢化率、世帯人数等、本市の実態について。

②本市の生活保護世帯の実態や高齢者の受給世帯の実態、高齢者の生活実態についてお願いします。

③生活困窮者自立支援制度による高齢者の困窮対策の取り組みについて。

以上2件の質問をお尋ねいたします。なお、回答は件名ごとにお問い合わせ申し上げます。再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1件目の地域防災の取り組みについて、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目目の被災者支援システムの導入についてでございますが、大規模災害においては、自治体が被災者に対して、迅速に生活復興に必要な業務を遂行しなければならないと承知をいたしております。この被災者支援システムを運用するに当たりましては、住民情報との接続を行い、常に正確な住民情報をもとに運用する必要があるため、住民情報システムと被災者支援システムの構築、改修が必要であり、多額の費用を要しますことから、現在太宰府市におきましては導入をしていない状況でございます。

また、このシステムは、地方公共団体情報システム機構から提供され、サポートも受けられるものでございますが、導入自治体の情報が公開されていないこと、また近隣自治体でのシステム導入が普及していないため、住民情報の接続などの詳細な情報が入手しにくい状況でもあります。

今後、当市の住民情報システムを構築、管理している業者等とも協議をしながら、このシステムの調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目目の本市の地域防災に関する今後の取り組みについてでございます。

まず、地域強靱化計画の策定期間につきましては、去る7月25日に県による地域強靱化計画の研修会が開催をされたばかりでございます。地域強靱化計画の遂行により、災害時の人命保護や地域経済の持続など多方面にわたる減災が図られ、地域社会の迅速な復興を可能にするとの説明を受け、早い時期の策定に取り組まなければならないというふうに感じております。

今後、先行策定をいたしております市町村の計画や策定の過程を参考にしながら、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、地域強靱化計画と地域防災計画との関連性についてでございますが、地域強靱化計画は、自然災害の危険を見据え、人的被害やライフラインの被害、産業の被害など最悪な被害を想定して、平常時から災害被害を最小限に抑えるさまざまな対応方策を検討し、方策の重点化や優先順位づけを行いまして、実施、評価、見直し、改善というPDCAサイクルを考慮した計画であるため、あわせて地域防災計画も見直しが必要になるというような認識でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 済みません、被災者支援システムの導入につきましてですけれども、今所管のほうからご説明あった内容の中で、私がちょっと不審に思ったのは、1つは、これはもう新聞記事の問題なので、これは先ほどご説明したように、これは兵庫県の西宮市のほうの職員が被災したときの当事者として立ち上げたシステムで、導入することによってどういう効果が得られるかということなんですけれども、これは今回データベースのこの被災者台帳の整備、これが一番問題だと思うんですね。この被災者台帳をつくり込みをするときに、物すごく時間を要するもので、結局災害後に物すごく時間がかかったというのが、今まで被災してこられた地域の方々の大きな仕事の負担になっています。これを迅速かつ速やかに、正確に行わせるために、効果としては、いわゆる罹災者証明の発行とか、義援金、支援金が回ってきたときの内訳とか、過重払いとか、そういうことがないのかとか、災害状況とか。

先ほど所管のほうからご説明ありました地方公共団体情報システム機構のほうからは、いろいろなバージョンで今出てきております。これは本当にバージョンアップしながら今やっている中で、うちの市のほうで導入できる検討を具体的にどういう精査の仕方をされたのか、1回ちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員おっしゃいますように、このシステムについては、被災者の負担軽減、これが期待されているというようなシステムでございまして、罹災証明書の発行でありますとか、あと支援金、義援金の交付、あと救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理するものでございます。これについては重々認識をいたしているところでございます。

ただ、この被災者支援システムと太宰府市の住民情報システム、こちらの接続に全く支障がないのかというところがございまして、住民情報システムのプログラムの関係で、被災者支援システムが正しく動作しないとか、また想定していない操作をしたときに動作がとまるなど、プログラムの修正の必要が生じるということで、ここにちょっとお金がかかるというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1番(堺 剛議員) そこで、今回ちょっとご意見申し上げたいのは、この地方公共団体情報システム機構、通称J-LISですかね、というところのサポートセンターでございますが、この中の閲覧の中にQアンドAという閲覧がございます。部長も見られたかどうか知りませんが、これは結局、うちのOSのサーバーはウィンドウズが基本であるのかなというふうに私は認識しております。そんな中で、向こうのサーバーはLinuxというサーバーを使っているんだろうというふうに思います。いわゆる互換性の問題ですね。

このQアンドAをちょっと見させていただいたときに、その質問は出ています。システム導入には、サーバー機が必要か、スペックはどの程度のものかということでありまして、回答のほうを見てみますと、パソコンにLinuxサーバー環境を構築しての運用も可能ですということになっております。このあたり専門的な話になりますので、ちょっと後でまたご紹介しますが、ちょっと提案がございます。

それと、もう一つあるのが、うちに例えばそのサーバーの利用が不可能である、要するにその互換性がないと先ほど部長がおっしゃいましたけれども、そしたら自治体レベルでの共同利用、いわゆる県にサーバーがあれば、うちはもう窓になるウィンドウズで対応可能と。共同利用という考え方もあるんじゃないかと、私はそのように思います。

なぜここまで私が申し上げるかといいますと、被災者支援システムを導入することによって、今日はまだ時間が限られた時間ですので、新聞記事は幾つか持ってきましてけれども、実際のところこの記事で読ませていただくと、当時事務レベルで7時間ぐらいかかっていた作業が、1時間程度で済んだという話なんです。

だから、被災後は時間が物すごく大事になります、人命に係っていますので。だから、スムーズな連携プレーで速やかな対応、これを求めるときに、これはどうしても必要なシステムであると、このように私は認識しております。そのあたり、部長の所感どうでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(石田宏二) おっしゃいますように、全くこのシステムを検討しないということじゃなくて、1答目でもご回答を申し上げましたけれども、私どもの住民情報システムを構築、管理している業者とも十分にそこら辺のところを協議しながら、現在ではウィンドウズサーバーでは動作しないとかというような問題も、そういった共同管理でできないかというようなご提案もありましたので、そういったところも含めまして、協議を重ねた上で検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 1番堺剛議員。

○1番(堺 剛議員) そこで、これは専門的になるので非常にあれなんでしょうけれども、これは所管のほうにも申し上げましたけれども、このサポートセンターのほうから派遣講師という内容もお伝えしていると思いますが、これぜひ実施してもらいたいですね。自治体のほうから申し入れしないと、多分サポートセンター受け付けませんので、私たちでは受け付けませ

ん。それで、よかったら所管のほうから講師派遣の要請を、これが問題なのが、申込期限が来年の1月までなんです。だから、早急にちょっと対応していただきたくて、この中につくり込みに弊害のある問題、効果的な問題、いろいろなものを計画性を持ってしっかりと受け取っていただきたいというふうに思いますけれども、このあたりどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 私、今手元にもその講師派遣の申込書の用紙をいただいております。こういったところの講師派遣もあわせながら、先ほども申し上げました、私どものほうの住民情報システムの業者とも連携をしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、被災者支援システムを導入されていく方向性で検討されているという認識でさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、強靱化計画でございますけれども、実は最近、2 日前もたしか福岡、余震があったというふうに私は認識しております、岩手のほうでは豪雨災害、東北震災からもう5年がたちました。熊本震災からも5カ月以上がたちました。

そういったところで、今ずっと日本列島見てみますと、どこかで何かの災害が起きている。こういった状況下の中で、やっぱり国土強靱化地域計画は非常に大事であるというふうな認識のもとで、改めてまたご質問させていただくことに対してご了解いただきたいというふうに思います。

そこで市長、芦刈市長、お尋ねなんですけれども、国土強靱化計画と今の本市の地域防災計画の関連性についてどういうご認識にあるのか、市長のご認識をちょっと1回伺っておきたいと思いますが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先日9月1日、防災訓練を松川施設で行いました。警固断層で実際に地震が起こったという設定の上で訓練をしたわけですが、ご指摘のとおり、警固断層、宇美断層とあるわけですし、4月以来の熊本の地震が本当に余震を含めて2,000回ある。そしてまたさらには、朝鮮半島では地震なんてあるはずがない慶州、キョンジュで随分大きな地震があって、福岡までその地震のときの震度が伝わってくるというか、そういうふうなところで、全体的にやはり日本列島、あるいは韓国でも地震がないと言われながら、釜山で揺れることが二、三回あったり、慶州で揺れるというようなことで、この地域自身がそういう非常に活性化している状況にあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、そういう先ほど言いましたような9月1日の防災訓練もしたわけですが、いろいろな取り組みでの防災の取り組みの指針あたりも、備蓄も含めていろいろなことの見直しをしなければいけないというタイミングに来ておりますし、災害に強いまちづくりを進めていくということで、この地域強靱化計画というのは、予防とか災害発生後の対応の計画である

地域防災計画の指針にもなり得るものではないかというふうに考えて、福岡県は福岡県として進めておりますし、私たちもしっかり考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 市長、ありがとうございました。この強靱化計画は、国がなぜ言い出したのかという大きな理由の一つの中に、私が認識しているのは、今まで地域防災計画見ますと、災害が発生した後の計画。要するにそういうことですよね。今回の強靱化計画というのは、発生前から、ある意味災害に対する姿勢というか対応、準備、こういったものをリスクマネジメントしていく計画性を持った、ただこれは産業とか事業とか地域とか、いろいろな方に協力をいただかないと構築できない内容になっています。

私もガイドラインちょっと見させてもらいました。そうしたら、もう80ページから成る、大変複雑な大きな事業計画になるんだなというふうに認識しております。

そこで、所管長にお願いしたいんですが、この国土強靱化計画に関する緊急講座、これは出前講座がございます。これもすぐ登用していただきたいなという、今日この思いで質問席に立たせていただいているんですけども、これも出前講座のほうも、一応問い合わせ先は内閣官房の国土強靱化推進室というところが出ておまして、一応旅費費用について1回だけは向こうが見ていただけるような内容になっておまして、この内容は、今回の計画の概要説明ですけども、一番ポイントとするのは、私は脆弱性の評価、いわゆる太宰府市にとって一番弱点は何なのかという。これあたりの計画性の中でつくり込む大事な要素がしっかりと6項目入っておまして、あと国土強靱と地域のイメージと、他の計画との関連整理、地域計画の策定推進の支援等がございます。

こういったものを国土強靱化計画を策定されるに当たって、ぜひ出前講座をやっていただいて、うちに合った形のベストの計画性をつくり込んでいただきたいと思うんですが、このあたり来年度から計画に対する取り組みが始まるという認識を持つととってもよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 強靱化計画につきましては、議員おっしゃるように脆弱性の評価、考え方でありますとか、また事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態、シナリオ、これはもう多岐にわたる計画でございまして、そこら辺のところを今おっしゃいました出前講座等も活用しながら、取りかかりを、ちょっとあれですけども、来年度からはちょっとそこら辺の方向性を見据えた上で、あわせて計画に取り組んでまいりたい、来年度から取り組んでまいりたいというようなところで今考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 災害は突発的に起こるという事案でございますので、これが早いのか遅

いのかよくわかりませんが、本当に速やかに計画進めるように、出前講座も取り入れながらやっていただきたいというふうに思います。

本当に災害については、うち断層が、市長も市民と語る会の中でしっかりと防災については語っていただいている中で、やっぱり住民の方も市民の方も、皆さん防災に対する意識は物すごく高いです、今。です、しっかりとこのあたり、市長、来年度からしっかりとこの防災計画、そして強靱化計画進めていくというご答弁をひとついただいただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今ご指摘いただきました、今後の太宰府市としての地域防災に対する取り組みまして、しっかりとその問題は取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、1 件目はこれで終わりますけれども、最後、所管のほうにこれ要望で上げときます。

国土強靱化地域計画と、今後、今やられています地方創生の地方総合戦略がうちあると思いますが、これの互換性、両制度の活用の仕方ですね、このあたりも視点に置いて、取り組みの策定をやっていただきたいと、このように要望して、1 件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2 件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 次に、2 件目の高齢者の困窮対策の取り組みについてご回答を申し上げます。

最初に、1 項目めの本市の高齢者世帯等の実態についてでございますが、高齢者人口は平成27年度末で1 万8,663人、高齢化率は26.1%となっております。5 年前と比較いたしますと、高齢者人口は3,745人増加しており、高齢化率も4.7%増加しております。

また、高齢者世帯は平成28年4月1日現在で、全世帯数3 万738世帯に対して1 万2,839世帯となっております、41.8%を占めております。5 年前の高齢者世帯数と比較いたしますと、2,256世帯、21.3%の増加となっております。

さらに、その中でもひとり暮らしの高齢者世帯数は、3,303世帯から4,382世帯と、1,079世帯、32.7%増加をしております。

次に、2 項目めの本市の高齢者の生活実態についてでございますが、平成27年度末で生活保護世帯633世帯のうち高齢者世帯数は262世帯ございまして、高齢者世帯率は41%となっており、5 年前と比較いたしますと、高齢者世帯数は102世帯増加をしております。

次に、3 項目めの生活困窮者自立支援制度による高齢者の困窮対策の取り組みについてでございますが、平成25年に生活困窮者の自立支援制度が制定され、平成27年4月1日に施行をされております。この法律は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、生活困窮に対しまして自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要

の措置を講ずるために制定をされたものでございます。

本市におきましても、この制度の趣旨に基づき、包括的な支援、個別的な支援等を実施するため、窓口での自立相談支援事業や住宅確保支援を実施しておりますが、高齢者のみを対象とした困窮対策事業としての実施という内容ではございません。

高齢者を取り巻く諸問題の解決につきましては、さまざまな要因が複雑に絡まり合っているケースが多々ございますので、生活困窮や介護など、その内容に応じて適切な窓口を紹介しながら、市内におきましてもその連携を図っているところでございます。

今後は福祉の総合的な相談窓口の設置等、高齢者はもちろんのこと、高齢者のおられる世帯の総合的な支援体制につきましても検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。市長、この福祉に関するサービス窓口で、総合窓口ですけれども、今所管長のほうから前向きに検討するというお返事なんですけど、これは大体どのような形で、いつごろから始めるのかというのを、ちょっと市長のほうからご答弁少しいただければ助かります。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今機構改革を進めておりますので、そのあたりとあわせて、具体的には機構改革は来年4月からスタートしますので、そういう目途になるかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。うれしい答弁です。本当に市民、特に福祉に関する窓口というのは、高齢者の方が、当事者がなかなか来られないケースも多々あります。高齢者のかわりにご家族の方が来られたり、代務の方が来られたりするケースが多々ありまして、諸種がよくつかめないこともよくあると思いますので、しっかりわかりやすいサービス提供ということで、その窓口の設置、一括的な受け付け機能というものをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

今回私がこういう一般質問に取り上げた背景といたしまして、なぜこういうことを私が申し上げたかと申しますと、実は市民の皆様から貴重な市民相談というご意見を私も拝聴させていただいております。そういった中で、最近目立って大きくなってきているのが、高齢者の諸先輩方々の生活困窮者という、余り言いたくないんですが、こういった方々が、結局は生活保護予備群的なふうになっている現状が目立ってきています。そこで、今回所管のほうにお願いして、数値を出ささせていただいたという形状でございます。

市長、この実態をしっかりと、ただ高齢化、高齢化だけじゃなくて、どういう現状の課題があるか、ニーズがですね、そのあたりのあえてお示ししていただくことによって、新たに認識

していただきたくて、今回1答目でさせていただきました。

高齢者のじゃあそういった困窮対策において、問題が1つ、ここに通知がありますけれども、これは去年の3月に出された、これ厚生労働省の老健局のほうから通知が多分所管のほうにも行っていると思いますが、生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して、地域で包括的な支援を行うためには、両制度が連携し取り組みを進めることが重要であるというふうに書いてあります。この観点から少しお尋ねしたいんです。

庁内で例えばそういう窓口で支援を求めてこられる方々が、当事者の方々がいらっしゃれば、それはそれでいいんですけども、庁内において例えば納税の係とか、いわゆる国民年金の係とか、そういったところからの情報連携ですね。いわゆる生活保護になるんじゃないでしょうかというところの情報共有化の連携は、庁内で行われているのでしょうか、そのあたり確認させていただきたいと思います。どうぞお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 先ほど答弁の中で言いましたように、特に高齢者の生活困窮というのは、本当にいろいろな条件と申しますか、そういったものが複雑に絡まっております。それぞれやっぱり一番気になる窓口で最初に行かれることと思っております。その際、その窓口で受け付けをまずは行うわけでございますけれども、その方について、例えば税の滞納状況があるのかとか、あと国保がどうなのか、そういったことも含めまして、関係所管とは情報の共有をするようにはしております。

また、詳細が必要な場合につきましては、直接そこそこの担当課と直接協議をしながら、共同で対応すると、そういう対応を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ありがとうございます。その情報の共有を、部長行われていると言いますけれども、どのぐらいの頻度で、それで大体対応できているのかどうか、そのあたりご認識はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 具体的に申しますと、非常に個人情報というのがまず1つございまして、なかなかその部署で保有している情報を全て共有できるかということには当然なってまいりません。ただ、個人情報保護条例に基づきまして、共有できる情報、そういったものはきちんと手続を踏んでやっている部分がございます。

例えば先ほど言いました滞納状況でありますとか、そういったところにつきましては、それぞれ各関係する所管のところでは閲覧ができるような体制も整えております。どうしてもそこに載ってこない情報というのが当然ございますので、そういった部分については、先ほど言いましたような直接協議を行うというような形で対応しております。一定の部分につきましては、各所管で関係する情報というのが見れるような状況というのもつくっているところでござ



います。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 何で私がこういうことを申し上げましたかといいますと、やっぱり所管と縦割り行政のやっぱり弱点だと思うんですね。だから、情報の共有化というのは物すごく大切なことです。なぜかといったら、早期に発見することによって、複雑化、固定化するんですね、そういう世帯の方々はですね。だから、そういうことがないように、早目に要するに把握をする。いわゆる専門的に言われるのはアウトリーチと言うんですけども、早目早目に手をこちらから差し伸べるというやり方です。

そこで市長、お尋ねします。先ほど、今機構改革が行われているというふうにお伺いしましたけれども、こういった中で、庁内でのそういった横断的な組織の構築的な、福祉においてですね、高齢者福祉に特化しなくても、福祉において横断的な組織づくりという方向性で、もう本当に機構を改革されるおつもりなのかどうなのか、1 回ちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 所管のいろいろな意見を聞いて、できるだけそういう形で共有できるような方向での機構を今考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 機構改革のことは言っていないので、今回制度的なところで組織編成していく上で、本当にこの今まで時代をつくってくださった諸先輩方々が、もう一日でも長く楽しく過ごせるまちづくりのためには必要な組織ではないかなと、私はこういう認識のもとで言わせていただいていますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、今度は実際問題、私が担当させていただいた市民の皆様のご相談の内容は言えませんが、どういった大まかな概要と申しますのは、大体高齢者の方で、中にはDVがあったり、そして経済的な困難があったり、障がいがあったり、ひきこもりがあったり、借金があったり、もうとにかく複合して、1つの所管では対応できないんですね。これが現実だと思います。

いろいろなところの所管に行って、相談に来て、窓口をたくさん回るといって、これが現実だと思いますが、そういった中で、庁舎内ではそういう形で進めていただくということで安心しましたが、これから先、市長、私たちが考えなきゃいけないのは、地域資源をどう活用するか。

包括支援センターとか社会福祉協議会とか、もう本当、皆さん一生懸命されていると思いますが、今の現状でいいのか、拡充が必要なのか、そういう連携はどういう形が望ましいのか、このあたりの構想が市長の中でおありであれば、ご提示ください。よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今言われた問題は、とても大きな問題だと思っておりますし、市政運営の大きな柱にしなければいけないのではないかというふうに思っております。この高齢者の貧困問題等々を含めまして、私としては大きく市の柱として、総合福祉ということと健康というこの2つの、つながっているわけですから、総合福祉と健康という一つの大きな柱は、あらゆるところで考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

いろいろな都市計画、まちづくりの課題としても、もう40年近くたつとる建物も出てきていますし、その統合、集約、どういうふうに図るかという課題も非常に大きい問題ですし、また長い期間にわたって随分なお金が必要であるということもありますし、その費用をどこから毎年どの程度捻出できるのかという、やはり太宰府自身、非常に史跡が15%だったり、学校法人、宗教法人という形の分もありますし、何度も言っておりますが、法人市民税あたりのやっばり収入も、とてもほかの町に比べるとウェートが低いというふうなことの中で、私は大きい問題として、具体的にどうするというは何もまだ言えませんが、検討していく課題、あるいは議員の皆様と一緒に考えていく課題として、総合福祉ということと健康というふうなことの考え方というのは、とても大事なことだと思いますし、給食自身も、やはり子どもたちの健康を中心に考えるということにつながっていきますし、将来的にはやはり健康な子どもたちが健康な大人になっていけば、いろいろな意味でのプラスのところもあるんじゃないかということで、一緒になって考えていきたいところであるということをお伝えしたいと。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。その姿勢をそのまま施策のほうに反映していただきますよう強く申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15 番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告しております国民健康保険税に関連いたしまして3点、9月議会におきましては質問させていただきます。

まず、共同事業拠出金と保険給付費の関係についてお伺いいたします。

今定例議会に提案されております平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計決算認定に

ついて、市長は本会議初日の提案理由の説明におかれ、歳出の共同事業拠出金が対前年度比115.9%、10億3,331万6,294円の増と述べられました。

共同事業拠出金とは、高額な給付が発生した場合やインフルエンザ等の大規模な流行への対応など、それぞれの保険者である市町村単独では対応が難しい場合に備えるものとして理解しておりますが、平成26年度までは30万円以上のレセプトが対象に行われていましたが、平成27年度からは全てのレセプトに拡大されたことが、今回の大きな伸びになったのかとは推測いたしますが、しかしその一方で疑問になるのは、平成27年度国保会計の決算において、保険給付費が前年とほぼ同水準の金額です。共同事業が拡大することで、市町村単独の部分の給付が減少するものとして認識しておりましたが、なぜ今回提案されているような決算の内容になったか、お伺いいたします。

あわせて懸念するのは、共同事業は2018年からスタートする国保の県レベルでの運営モデルになる側面もあると認識していますが、県レベルの運営の際の保険税への影響と関連するののかもあわせて伺います。

次に、基盤安定制度負担金についてお伺いいたします。

6月定例議会におきまして、国民健康保険税について一般質問を行いました。国が新たに整備した基盤安定制度負担金の保険者支援分の用途について質問をした際、執行部の答弁で、保険税率が同じであっても、保険税の税収に開きが生じる、その不均衡の是正措置として財政支援というふうにしており、低所得者世帯被保険者のための財政支援という趣旨ではないというふうに理解しておりますと述べられていますが、厚生労働省の資料を見ても、今回の基盤安定制度負担金については、低所得者対策強化のため、被保険者1人当たり1万円の財政効果改善ということが打ち出されています。少なくとも6月議会における答弁では、国の同制度の負担金について、低所得者対策という側面を否定するようになってしまっていますが、同制度負担金についての認識を改めてお伺いいたします。

3点目に、保険税の滞納状況について伺います。

厚生労働省保険局国民健康保険課が作成した2009年から2014年の6年間のデータによる全国の国保滞納世帯差し押さえ件数、差し押さえ金額の推移を見ると、滞納世帯は336万世帯、そして国保滞納世帯に対して全国の市町村が執行した滞納処分は27万7,000件、差し押さえ金額は943億円に上っています。

税や社会保険料など公的債権の中で金額が最も大きいのが、国民健康保険税、保険料です。2018年度の国保の広域化に向けて、2018年以前から累積赤字を持つ自治体は、現年度の給付金分の保険料収入に加え、赤字分を過年度の滞納分の収納で解消するため、滞納世帯への差し押さえが増えてくる懸念が言われていますが、まず太宰府市における国民健康保険税の滞納状況、そしてその要因についてどのように考えておられるのか伺います。

再質問は発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 国民健康保険事業及び国民健康保険税についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの共同事業拠出金と保険給付費の関連についてでございますが、共同事業拠出金につきましては、平成18年度に国の制度に基づき、県内各保険者からの拠出金を財源として、県内各保険者に対し、保険給付費の支出額に応じて交付される再保険的意味合いのものとして、保険財政共同安定化事業が創設をされました。

議員ご指摘のとおり、平成26年度までは事業の対象がレセプト1件当たり30万円を超えるものが対象でしたが、平成27年度から1円以上の全てのレセプトが対象となりましたので、平成27年度から歳出項目の拠出金及び歳入項目の交付金ともに、前年度に比較して大幅に増加をしたところでございます。

保険給付費につきましては、太宰府市国民健康保険被保険者の医療費に対する保険者負担分として、医療機関等への支払い分でございますが、医療の高度化や高齢化等に伴いまして、保険給付費は年々増加をしております。

ご質問の共同事業と保険給付費の関連についてでございますが、共同事業分の交付金につきましては、保険給付費として直接充当されるということではございませんで、国民健康保険事業特別会計の歳入項目として計上されておりますことから、保険給付費の決算額がその分減るということではございません。

また、共同事業の拠出金につきましては、過去3年間の保険給付費の実績と被保険者数をもとに算出をされますので、保険給付費に直接的には連動いたしません。傾向といたしましては、保険給付費が増加すれば、共同事業拠出金も増えるという傾向がございます。

また、平成30年度からの県との共同運営の際の保険税への影響につきましては、現時点では未定でございます。

次に、2項目めの国保財政基盤安定のため国が整備した補助金の認識についてでございますが、保険基盤安定制度負担金につきましては、低所得者被保険者に対します7割、5割、2割の保険税軽減による保険税減収分の補填に係る保険税軽減分と、低所得者を多く抱える保険者に対する財政支援措置としての保険者支援分の2つから成り立っております。

このため、国保特別会計の予算書、決算書の中におきましても、保険税軽減分と保険者支援分に分けてそれぞれ計上をしているところでございます。

6月議会におきましては、国の1,700億円の財政支援の追加に係る分についてのご質問ございましたので、保険者支援分に係る説明をさせていただいたところでございます。

保険基盤安定制度の保険者支援分につきましては、保険税の軽減対象となる低所得者の被保険者数に応じた保険者への財政支援でございますが、低所得者を多く抱える保険者ほど財政支援が厚くなるというものでございます。このため、保険者である市町村間の財政基盤の格差是正、財政安定化のための支援と認識をしております。

次に、3項目めの国民健康保険税の滞納状況についてでございますが、平成27年度の国民健

康保険税につきましては、平成27年度分15億511万円の調定に対しまして、14億2,490万6,306円収納しており、収納率94.67%で、平成26年度と比較いたしますと0.04%の減、収納未済額につきましては8,020万3,694円となっております。

滞納繰越分につきましては、4億3,713万1,109円の調定に対し、7,391万3,233円収納しており、収納率16.91%で、平成26年度と比べますと4.09%の増、収納未済額につきましては3億2,723万1,675円となっております。

滞納の要因といたしましては、自営業の営業不振、収入の減少、退職、再就職先がない、病気により就労できない、借金返済等が主な理由でありまして、所得の少ない方が多くなっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1からまた3、順を追ってちょっと再質問をさせていただきますが、まず共同事業との関係なんですけれども、大体ご答弁でも共同事業の仕組みというのは今ご説明いただいて、私の認識の部分と若干ずれがあったのかなとも思いましたけれども、今回議案として決算関係の資料も配付をされておりますが、やはり目を引くのは、歳出の部分で前年度比が増えているということなんですけれども、やはり同じように歳入の部分も見ても、歳出が増えている分、歳入も増えているんですけれども、これは共同事業だけに限らず、例えばその他の給付ですね、療養の給付ですとかそういった部分も含めて、そういうまず構造になっているのか、基本的なところでそういうふうになっているのかということをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたように、保険給付費につきましても、わずかではございますけれども、年々増加をしている傾向というのがございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ただ、そうすると、まず保険給付費に関してなんですけれども、平成26年度と平成27年度の歳出を比較いたしますと、約2,000万円ほど増えているような、歳出の部分はですね、ありますけれども、その部分の歳入に当たるこれは、他の、国からの支出金等の関連もあるので、一概に比べられないのかもしれないですけれども、療養給付費に対する交付金は、平成26年度が3億8,600万円あったのに対して、平成27年度の決算では2億6,100万円と、約1億2,000万円減っているんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金、これがその主なものとなっておりますけれども、その対象につきましては、平成26年度は61歳から64歳までが対象であったものが、平成27年度につきましては62歳から64歳が対象となったことによりまして、その額が減っておるという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そうなると、ちょっと歳出、歳入の関連の部分で、若干ちょっと複雑になってくるのかなとも感じますけれども、まず傾向としまして、この共同事業の部分ですね、今回提案の理由の形になった支出の大きな伸びというのは、これは太宰府市だけに特化したことだけじゃなくて、福岡県下の各市町村といいますか、保険者のところですね、そういったところも大体おおむねこういう傾向になっているのかという、その傾向が福岡県下というところと幅が広いですから、例えば筑紫地区の4市の中での比較した動向はどうなっているのか。

単純に国保に加入しておられる方の数も違いますので、比較が難しいところもあるかもしれませんが、大体増減率とかそういったところでは示すことできるんじゃないかと思うんですけども、その上で比較したときに、太宰府市と大体同じなのか、それとも太宰府市は低いのか、それとも太宰府市はちょっと筑紫地区の中では伸びているのか、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この共同事業拠出金ですね、これにつきまして、歳入と歳出の差についてでございますけれども、筑紫地区全ての市町村で拠出金のほうが多いという状況でございます。ただ、その額で申しますと、筑紫野市が約2,600万円、平成26年度でなんですけれども、春日市が1,700万円、大野城市が5,100万円、那珂川町50万円、太宰府市は1億800万円ということで、太宰府市が一番多い状況となっております。

平成27年度につきましては、まだ他市の状況というのがはっきりとこちらのほうで決算がまだ最終的に確定しておりませんのでわかりませんが、大体同じような状況になるのではないかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） この太宰府市1億800万円というのは、数字が1桁違うというのは、ちょっとこれは今お聞きして、ちょっと私もびっくりしたんですけども、この数字が大きくなった要因というところまでは分析されていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） これにつきましては、当然医療費の実績額でございますとか、そういったもので交付金額が決定をされます。本市の場合につきましては、保険者1人当たりの医療費がほかに比べて低いということが、その大きな要因だというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 確認ですけれども、その医療費が低いということは、これまでもいろいろその医療費削減の取り組みですね、議会の中でも議論あって、いろいろ執行部、長年継続してやられてきた部分の成果があるというふうに認識されているのか、それともその年、年で当然医療費のいろいろ水準というのはまた違ったりもしますよね、病気の流行だったり、いろ

いろいろといったものも含めてですけれども、偶然なったのか、それとも長年の取り組みが具体的な何か成果として出てきたものがあるのか、そこら辺はどういうふうに分析されています。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この傾向でございますけれども、太宰府市におきましては、平成22年度が一旦拋出金のほうが少ないという事態がございましたが、平成23年度以降は大体拋出金のほうが多いというような傾向がずっと続いております。これは当然医療費の適正化に太宰府市につきましてもいろいろな形で努めてまいっております。そういった成果のあらわれだというふうに認識をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それともう一点は、この項目でお伺いしないといけないのは、広域化、2018年に向けての保険税の関係ですけれども、県が医療給付の基準を定めて、市が納める納付金が定められますので、それが保険税にはね返るといいますか、保険税で算出されるという形で理解しておりますけれども、県のその部分が算定されるときには、共同事業への拋出、給付費だけでやられるのか、それとも共同事業まで含めた部分も算定の根拠になるのか、その辺はどういうふうな見通しになります。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 広域化に向けての詳細なことにつきましては、現在福岡県国保共同運営準備協議会におきましてさまざまな議論がなされているところでございます。まだそのあたりの結論が出ておりませんので、現在のところそのあたりの取り扱いについては未定のままだが続けております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まずその辺はわかりましたら、きちんと議会にも報告をいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

その上で、2項目めの国の補助金の関連に移らせていただきますけれども、まず冒頭確認いたしますけれども、これは前回6月議会でも冒頭質問をいたしました消費税率引き上げの延期との関係で、財政支援ですね、その部分が削減といいますか、縮小される、あるいはその部分で2018年度の広域化そのもののスタートが遅れるのではないかという情報が、6月議会の直前に報道もされまして、その際質問もしたんですけれども、その後の状況でここら辺はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この件は新聞報道等にも載っておりますけれども、消費税の引き上げの財源とはしてないというところも発表されているようでございまして、計画どおりに進むものというふうに私どもは今考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、その上で幾つかお聞きいたしますけれども、まずこの低所得者対策、私と認識の問題ですね、その部分ですけれども、これは厚労省が首相官邸のほうに、会議に提出をした資料を首相官邸のホームページから引っ張ってきましたけれども、オレンジの線ではっきりと低所得者対策強化というところが厚労省は打ち出しています。

その上で、先ほど認識の部分の、ちょっと若干お互い認識が一致してない部分が6月議会ではあったということですが、では今回の9月改めてお聞きしますけれども、その低所得者対策において、保険税の引き下げが、太宰府市の国保加入者の方におかれて保険税の引き下げといえますか、国が言われる5,000円あるいは1万円というような財政効果ということを受けられた保険者の方はおられるのか、改めてお聞かせください、その部分で、先ほどの答弁の部分です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今年4月から7割、5割、2割の保険者軽減分につきましては、一定の拡大がされたところでございます。そういったところの部分と、大きくは保険者支援分ということで考えておまして、太宰府市の場合、ここ数年といえますか、ずっと国保につきましては赤字が継続しているような状況でございます。現在この赤字がありますものですから、どうしても保険税率にまでこの保険者支援分の負担金ですね、基盤安定制度負担金、これが税率にまで転嫁ができていないというのが現状でございます。

この国保財政が黒字決算であるとか、赤字でなければ、そういったところにおきましては、当然この税率に転嫁するということも考えられるのではないかと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、太宰府市の場合、赤字となっておりますので、今のところ税率の転嫁まではできないというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 赤字だから、今まではその部分の対応として繰上充用という形で、その専決が毎回議会でも出されてきました。それは理解しておりますが、実際この部分を使って、静岡市などでは2年連続引き下げということをやってきましたけれども、繰上充用は引き続きやられている中で、この部分は赤字のほうに回したから引き下げができなかったというのは、ちょっと正直ひっかかるんですね、その使い方といえますか、使途の部分で。

赤字の解消は、解消といえますか、赤字への対応は従前いつも繰上充用でやられてきましたけれども、そこをあえてこの国の交付金を、引き下げではなくそういう形で使われたというのは、それは本来引き下げに使われるべき形ではなかったのかなというのがひっかかるところとか、大きな疑問点なんですけれども、6月議会でもお伺いしたいとき、法定外の繰り入れに関しては財調のほうから対応したということで、こちらの国の負担金は使っていないということでありました。しかも、前年も普通に繰上充用もされてきました。

それなら、少なくともこの国の補助の部分については、少なくとも国の趣旨としても低所得者対策ということがはっきりうたっておられるわけですから、そういった形で使うという選択



肢があったのではないかと思いますけれども、その辺についてのご認識はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） これは6月議会でも私も、国保の独立採算制というのを1つお話をさせていただいたと思います。ただ、長年続きました繰上充用、これによりまして十数億円の累積赤字が生じたところでございます。平成30年からの広域化に向けましては、やはりこの赤字については当然解消をやっぱりしていく必要があると。そういうところから、一般会計からの法定外繰り入れというのを平成27年度初めて行ったところでございます。

これまで累積してまいりました赤字、これは全て保険税やこういった共同基盤安定制度の負担金、こういったもので賄うというのは、当然額的にも追いつかない部分がございます。ですから、これまで累積した分については、一定そういったところ、法定外の繰り入れなども行いながら解消はしていきたいというふうには考えておりますけれども、基本的には独立採算という形で、単年度収支を基本的に赤字を減らしていきたいというような考えがございまして、この負担金につきましては、そういうふうな保険者の支援という形で活用をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 現実にはもうそういうふうに使われているわけでありましてけれども、じゃあそのまず法定外に関しては、まだ今年度の部分は上がってきておりませんが、繰上充用の専決の承認までは国保に関しては行っておりますが、法定外の部分は、これは12月に補正が上がってくるというふうに理解しておいてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この法定外繰り入れにつきましては、当然一般会計との協議ということになってまいりますけれども、当初から平成30年に向けて、これまで累積した赤字を解消していこうというような市の方針として大きなものは持っておりますので、まずその方向性で動いていくものというふうに私は認識をしております。これはまた12月補正の前に、一般会計のほうとも十分に協議をしたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もう国のほうも、国レベルでいっても概算要求が出たとか、そういうニュースが言っておりますから、当然役所の中でも予算編成に向かつては、いろいろ今いろいろ査定等が動いているんじゃないかなというのは、私も認識いたしますけれども、じゃあ法定外の部分は12月に上がってくるだろうというふうに想定して、またそれが上がってきたとき、じっくりとお話をさせていただきたいなというふうに、その辺は前もって予告をさせていただきたいと思います。

その上で、次に滞納の状況ですね、先ほど、3項目めのほうに移りますけれども、滞納の状況のところも数字出していただきましたけれども、とりわけ、先ほど届いた決算の関係の審査、追加審査資料の中にも載っておりましたけれども、資格証明書の発行状況の中で、やはり

所得200万円未満の方が資格証が発行されておられます。201世帯のうち194世帯ですね、これが5月末の段階でという数字も先ほど届きましたけれども、この滞納の状況が、今国保の滞納の状況の要因というのは幾つか上げられましたけれども、じゃあ今、これはあくまでも平成27年度ですけれども、現在進行している滞納の状況という部分において、国保の、平成28年度はとりわけ保険税の介護と後期の部分が引き上げが行われましたけれども、それに対する保険税の滞納の状況というのは何か分析をされておりますか、保険税そのものの収支といたしますか、収納の状況。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 平成28年度につきましても、この滞納状況といたしますのは、昨年度と同じような傾向で推移をしております。ですから、最初の回答で申し上げましたようなさまざまな要因、これは今も引き続きそういった状態になっているものというふうに認識をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その滞納の状況が昨年と同じというのは、具体的に言えば金額ですか、それとも件数ですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 状況が同じといたしますのは、件数として昨年度と同じような推移をしているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） つまり、件数が同じということは、やはり保険税の引き上げの影響というのは出ているんじゃないですか。平成27年度のベースで見れば、保険税の引き上げは行われていませんでした。平成28年度は介護と後期の部分が引き上げられました。それで、納期は、1回当たりの負担をそれで緩和するために納期は増えましたけれども、保険税の滞納の件数は同水準ということは、これはもう引き上げの影響が出ているということじゃないですか、違いますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） まだ、平成28年度というのはまだ全てが終わっておりませんで、同じような傾向ということでございますけれども、ここ数年の推移を見ますと、ずっとこの資格証明書の発行件数というのは減少をしているという状況もございます。

平成28年度から保険税ですね、これについては引き上げになったということは、私たちもこの国保を運営するに当たって判断をしたところでございまして、これにつきましては今後も積極的にお支払いをしていただくといえますか、徴収をしていくというような形、姿勢に変わりはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 滞納対策ですね、徴収等に動かれているというのは、私も実際そうい

ったところを現場、もう夜7時、8時とかに訪問されているのも見たことありますので、それはされているというふうに思いますけれども、ただ実際にその保険税が、国保税本体といたしますか、国保税だけじゃなくて、介護と後期の部分が上がった年に、前年と同じような、しかも緩和の措置ですね、納期の1回の負担の緩和の措置をされた上でも、前年と同じような滞納の件数の状況というのは、やはり明らかにその引き上げの影響が出てきていると思うんですけれども、その上でやはり懸念いたしますのは、さらにこの上に保険税を引き上げるというような、そういうようなことは計画はされていませんよね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 平成29年度の国保税の話になろうかと思えますけれども、これにつきましては今年度も太宰府市の国保運営協議会、これを開催いたしまして、現在諮問をしているところでございます。その答申を受けまして、平成29年度の税率をどうするかというのは、最終的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その運営協議会にどういった形の資料が、資料といたしますか、出されて、諮問といたしますか、議論されているのかというのが、ちょっとじゃあ気になるころではあります。医療費の伸びですとか、そういったものをベースに、それで保険税、国保の経営の状況とか、そういったところで保険税が決められて、仮に引き上げというような答申が上がってきた場合どうされるのか。

それをそのままされるのかということも気になりますし、やはりまず保険税を引き上げたその年度の部分を見て、平成29年度にスタートする運営協議会の中で議論するというのならわかるんですけれども、平成28年度に引き上げというか、保険税率の介護と後期の部分が行われた上で、今またその部分の分析もされない中で、同時並行で運営協議会でそういったことも議論されているということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 平成28年度から保険税の引き上げというのは行ったわけですがけれども、平成28年度の決算見込み、これにつきましても現在のところ赤字になるだろうという予想をしております。そういった状況を見た中で、平成29年度の保険税をどうするか、こういったものを議論をしていただきたいというふうに思っております。

国保運営協議会につきましては、まだ現在のところ、来年度をどうするかということでお話をしている状況でございまして、もう少し今年度の推移、そいといったものを見ながら、数値的なものは出していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、数値的なものということですがけれども、昨年というか、今年度の今保険税引き上げが行われた部分の状況と加味して、その滞納の件数といたしますか、そういった部分もこういう状況だというのは言って、年度で区切るのは当然難しいというか、不可

能ですけれども、一定何月、保険税引き上げた今平成28年の何月現在でこういうものが起きましたということは含めた上で、運営協議会にその資料として提供されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 先ほども申しましたように、平成28年度の決算の見込みと申しますか、平成28年度の収支がどうなるかという見込みを立てて、それに基づいて議論をしていただくということになってまいります。当然その中には、今言われましたような滞納の状況であるとか、そういったものも一定含んだ中で、この決算の想定、見込みというのは行っていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そのところをきちんと踏まえた上で、運営協議会からの答申を受けて判断をしていただきたいというふうに、これはもう要望しておきますけれども、少なくとも今回もこの間、今回の一般質問の中でも具体的に、はっきりとお認めにはならなかったけれども、若干今年度の保険税の引き上げの影響が、今のところは少し出ているというような認識は私は受け取りましたので、それがさらにこの部分がまた保険税のほうを来年度も上げて、またさらに滞納が、何とか今一生懸命払っておられる人が払えないようになるというような、そういう悪循環だけは絶対に起こしてはいけないというふうに思っておりますので、その辺のところも踏まえまして、国保のほうの運営していただきたいということを要望いたしまして、一般質問終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目   |
|----|-----------------|---|
| 1  | 上 疆<br>(10)     | <p>1. ごじょう保育所の今後と現状等について</p> <p>(1) 入所できていない待機児童数は、6月議会では市全体で222名だったが、現在は何名なのか伺う。</p> <p>(2) ごじょう保育所の入所児童数は6月議会では177名だったが、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われていたが、そのように200名定員とできるのか伺う。</p> <p>(3) ごじょう保育所の保育士確保を十分行い、職員の休暇等が取れない過酷な状態の職場環境を充実すべきと考えるが、この現状をどのように考えているか伺う。</p> <p>2. 西鉄バス二日市「二日市東口駅～西鉄五条駅」の増便等について</p> <p>(1) このバス路線は、昭和58年に団地バス「東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線」が開通し多くの利用者があり、便数も多くなり長い期間順調だったが、近年ピーク時の時刻表は把握していないが、平成23年にダイヤ改正後、再度減便され、平成23年時の便数と比較すると1日48便から24便の大幅な減便を強いられている中、高齢者が市役所をはじめ、買い物や病院等に外出することができなくなってますます大変困っている。</p> <p>そのような中で、西鉄バス二日市株式会社においては、太宰府高校への通学区間には大型・小型バス43便を運行している。</p> <p>この現状について市長の所見を伺う。</p> |
| 2  | 徳 永 洋 介<br>(8)  | <p>1. 子育て支援事業について（発達障がい児（者）支援）</p> <p>太宰府市発達障がい児（者）支援の組織について</p> <p>① 発達障がい児（者）支援の目的・基本理念について</p> <p>② 発達障がい児（者）の支援のための施策について</p> <p>③ 今後の発達障がい児（者）支援の計画と方向性について</p> <p>④ 療育相談室の現状について</p>  |

|   |               |  |
|---|---------------|--|
| 3 | 村山弘行<br>(17)  | <p>1. 長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係について</p> <p>(1) 長浦台共同利用施設(公民館)は玄関と道路は橋になっている。地震で橋が落ちた場合入れなくなり避難所としての役割が果たせない。又、駐車場側からの道路も狭く車いすでは通れない。改善の余地はないのか。</p> <p>(2) 長浦台5号公園はかつて、ゲートボール等利用されていたが、現在は、その活用がなかったため、子ども会等自治会で芋畑にしていた。</p> <p>その後目的外使用で他に移るようだが、その進捗状況はどうか。</p> <p>2. 市発注の公共事業の金額はどのようにしているか、予算の積算の裏付けはどうしているか。一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点、併せて最低制限価格の設定は。</p> <p>(1) 市の発注する様々な公共事業又は金額はどのようにして決めているのか。専門的な知識は必要ないのか。専門的な人材の期限付き職員採用の考えはないのか。</p> <p>(2) 任意の団体が様々あるが、受注する企業の差はないか、一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点はないか、その基準はどうか。</p> |
| 4 | 小島真由美<br>(12) | <p>1. 財務戦略からみる公金の調達、運用について</p> <p>(1) 資金管理の改善に、調達運用の両面から一体的に取り組む必要があると考える。公金管理運用方針の策定について伺う。</p> <p>(2) 的確な金融市場動向への対応と、リスクマネジメントを実現する財務戦略が重要であると考え。起債活動の効率性、資金調達の効率性等本市における取り組みの現況を伺う。</p> <p>(3) 戦略的財務活動のための体制整備、人材育成について伺う。</p>  |
| 5 | 森田正嗣<br>(4)   | <p>1. 「障害者差別解消法」(平成25年法律第65号)実施の取り組み状況について</p> <p>同法は平成28年4月1日施行となっている。上半期を過ぎようとしている現在、障害者を理由とする差別の解消に向けた市の取り組みについて伺う。</p>   |
| 6 | 笠利毅<br>(7)    | <p>1. 中学校「完全」給食の早期実現について</p> <p>(1) 学校給食改善研究委員会からの答申、教育委員会からの報告、議会からの要望書について</p> <p>(2) 市長及び教育委員会の考えについて</p> <p>(3) 実現までの課題と道筋について</p>   |

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 7 | 門 田 直 樹<br>(16) | <p>1. ICT推進と情報公開について</p> <p>市のホームページが新しくなったが、改善された点などを伺う。また議会審議や各種計画の策定経過などは積極的にICTを推進し情報をわかりやすく公開するべきと考えるが市長の所見を伺う。</p> <p>2. 手話言語条例の制定について</p> <p>手話を言語として位置づけ、普及をめざす手話言語条例の制定が各地の自治体で進んでいる。条例により手話通訳者をタブレット端末で呼び出したり、聴覚障がい者による手話授業を小中学校で行うなどの取り組みを行っている。本市での条例制定について所見を伺う。</p> |
|---|-----------------|---|

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員      | 2番 船 越 隆 之 議員  |
| 3番 木 村 彰 人 議員  | 4番 森 田 正 嗣 議員  |
| 5番 有 吉 重 幸 議員  | 6番 入 江 寿 議員    |
| 7番 笠 利 毅 議員    | 8番 徳 永 洋 介 議員  |
| 9番 宮 原 伸 一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神 武 綾 議員   | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶 山 良 尚 議員 | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員   |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 市 長 芦 刈 茂                         | 副 市 長 富 田 謙                            |
| 教 育 長 木 村 甚 治                     | 総 務 部 長 石 田 宏 二                        |
| 地域健康部長 友 田 浩                      | 総 務 部 理 事<br>兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 |
| 建設経済部長 井 浦 真須己                    | 市民福祉部長 濱 本 泰 裕                         |
| 観光推進担当部長<br>兼 観 光 経 済 課 長 藤 田 彰   | 教 育 部 長 緒 方 扶 美                        |
| 上下水道部長 今 村 巧 児                    | 教 育 部 理 事 江 口 尋 信                      |
| 総 務 課 長 田 中 縁                     | 経 営 企 画 課 長 山 浦 剛 志                    |
| 文書情報課長 百 田 繁 俊                    | 管 財 課 長 寺 崎 嘉 典                        |
| 地域づくり課長 藤 井 泰 人                   | 元 気 づ け り 課 長 伊 藤 剛                    |
| 文化学習課長 木 村 幸代志                    | 市 民 課 長 行 武 佐 江                        |
| 福 祉 課<br>障 がい 福 祉 担 当 課 長 菊 武 良 一 | 保 育 児 童 課 長 中 島 康 秀                    |
| 建 設 課 長 山 口 辰 男                   | 都 市 計 画 課 長 木 村 昌 春                    |
| 学校教育課長 森 木 清 二                    | 上 下 水 道 課 長 古 賀 良 平                    |

会計管理者  
兼会計課長 小島 俊治

監査委員事務局長 渡辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部 宏亮

議事課長 花田 善祐

書記 山浦 百合子

書記 高原 真理子

書記 力丸 克弥



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番（上 疆議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をいたします。

1件目に、ごじょう保育所の今後と現状などについて、3点についてお伺いいたします。

まず、1点目に、入所できていない待機児童数は、6月議会では市全体で222名でしたが、現在は何名なのか、伺います。

次に、2点目についてであります。ごじょう保育所の入所児童数は、6月議会では177名でしたが、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われておりましたが、平成29年4月には200名定員とできるのか、ご答弁ください。

次に、3点目についてであります。ごじょう保育所の保育士確保を十分行い、職員の休暇等がとれない苛酷な状態の職場環境を充実すべきと考えますが、この現状を具体的にどのように考えておられるのか、伺います。

2件目に、西鉄バス二日市、二日市東口駅から西鉄五条駅の増便等についてお伺いいたします。

この件については、平成23年12月議会で一般質問いたし、当時の前市長と議論いたしました。西鉄バス二日市に対して積極的な要望をされた経緯は全然ありませんでしたし、何の回答もありませんでした。このバス路線は、昭和58年に団地バス東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線が開通し、多くの利用者があり、便数も多くなり、長い期間順調でしたが、近年、ピーク時の時刻表は把握はしていませんが、平成23年にダイヤ改正後、再度減便され、平成23年時の便数と比較すると、1日に48便から24便と、50%の大幅な減便を強いられている中、高齢者が市役所を初め、買い物や病院などに外出することができなくなって、ますます大変困っております。

そのような中で、西鉄バス二日市においては、太宰府高校への通学区間には大型や小型バス43便を運行されていることから、この太宰府高校口から1台を西鉄五条駅に運行していただき、その便を五条駅から五条台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線、梅香苑入り口、君畑、西鉄二日市東口までと、西鉄二日市東口から五条駅までの往復間について、せめて1時間に最低でも2便にダイヤ改正ができるようにしていただきたく考えておりますが、この件については、市長は具体的にどのように考えておられるのか、ご所見を伺います。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

1件目のごじょう保育所の今後と現状等についてご回答申し上げます。

本市におきまして入所できていない児童は、9月1日現在、244名となっており、今後とも保育所の定員増の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、ごじょう保育所の保育士確保につきましては、8月1日付で3名の保育士を市職員として採用し、嘱託職員についても1名の採用をしております。

その後も、嘱託職員や臨時職員の採用につきまして取り組みを継続しており、この間、数名の面接や相談も行っている現状です。しかしながら、依然として保育士は不足しており、今のところ200名定員までの入所決定は困難な状況が続いております。

なお、3名の正職保育士の採用によりまして、職場環境の充実につきましては、大きく改善が図られたものと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） おはようございます。

それでは、詳細につきまして私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの待機児童数についてでございますが、本年9月1日現在の入所できていない児童数は244名となっておりまして、6月から22名の増となっております。

次に、2項目めのごじょう保育所の入所児童数についてでございますが、嘱託保育士の採用は、これまでの広報や市のホームページ、ハローワーク等に加えまして、新たに新聞折り込み広告の活用やごじょう保育所での嘱託保育士採用説明会開催など、不足する保育士の確保に努めてまいりましたが、依然として保育士は不足をしております、200名定員までの入所内定はできておりません。このため、今後とも不足する保育士の確保に努めてまいります。

次に、3項目めのごじょう保育所保育士の職場環境についてでございますが、保育士の人数に見合う入所決定を行うなど、職場環境にも配慮した上で、今後も入所児童数を検討してまいります。

なお、保育士の不足につきましては、十分認識しておりますので、引き続き募集をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目の9月の時期で、現在で244名、待機児童数ということでございますので、これにつきましては、そういう指導であればいいと思いますが、今後まだまだ増えてくる可能性が多いことでもありますので、その辺は十分に保育所関係の皆さんは対応を十分していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の2点目、これが、先ほど言いましたように、前回6月議会に部長のほうから、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われておりましたよね。そういう中で、今現在は200名は困難というのが問題であって、来年の4月1日まで、困難じゃなくて200名が入れるように、入所できるようにできるのか、その辺をもう少し詳しく説明ください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 回答の中でもお答えいたしましたけれども、これまで以上に、先ほど言いました新聞折り込み広告、また、採用の説明会、そういったものも開催したところでございますけれども、思ったほどの相談、また来所者がいなかったというのが現実でございます。私どもといたしましても、やっぱり一人でも多くの保育士を採用して、200名定員に近づきたいという気持ちは当然持っておりますけれども、今後、どういう方法ができるのか、これにつきまして、また内部でも十分検討して、新たな方策、そういったものも考えていきたいというふうには思っております。ただ、現実問題といたしましては、やっぱりどこの保育所も保育士の確保には随分苦慮をしてあるようでございます。また、他市の状況を聞きましても、やはり保育士の確保というのが、今大きな課題になっているというのはお聞きをしております。そういった中で、今不足している保育士、これが確保できるのかというのは非常に難しい面もあろうかと思っておりますけれども、できる限りのことはやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そういうことに大体なっていくのが問題であって、やはり早急にそういうふうにしていかないかんと思うんですよね。前回は私が言いましたが、市内には3カ所大学があつて、そういう保育士ができ上がっている方があると思うんですよね。そういった部分でのやっぱり市長を初め担当者のほうから、そのそれぞれの学校に協議をさせていただいて、できるだけこちらに入ってもらえるように、その辺はやっておったんですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 各大学等につきましては、今回も、こちら、人事のほうからの働き

かけということになりますけれども、それぞれ各大学の担当者のところを回らして保育士の確保についてお願いをしてきているような状況もございます。また、太宰府市内だけではなく、近隣の大学等へも今回の採用のパンフレットを送付するなど、そういったところはおるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 問題は、来年度に保育士を2人程度確保するというので、採用するようにしていますよね。それも危ないんですか。その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 来年度、議員おっしゃいますように2名程度の採用予定をいたしております。第1次試験が今度の9月18日に行われる予定でございますけれども、現在、申込者数といたしましては9名申し込みがあるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 9名ということで、中身は私どもが聞くわけにはいきませんが、基本的に保育士を2人程度採用ということのようではございますけれども、ごじょう保育所の200名を入所するためには、やはりこの2名程度ではできないわけでしょう。その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在、私どもが想定をしております中では、200名定員に対する保育士の不足数、これは9名ということで考えております。ご存じのとおり、ごじょう保育所には、特に配慮を必要とする子どもたち、こういう子どもたちも多数来ておられます。その子どもたちの状況によりまして、この人数というのは変わっていくとは思いますが、現時点で200名入れるとすれば、あと9名ほど保育士が必要であろうというふうに思っているところで

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そこでは、やっぱり200名定員を入れるために来年度に保育士を2人程度ということじゃなくて、9名今来ておるのであれば、中身的にこの保育園の子どもたちについては、指導者、保育士はとにかく子どもが好き、子どもやったらもう何でもしていききたいという部分を含めて保育士さんは頑張っておられる、勉強しておられると思うんですよ。そういう中で、2人程度じゃなくて、9名が来ているようですから、そういった部分を数字を私は9名なら9名入れてもらいたいと思うんですよ。そうすると、もう200名は全然できるわけでしょうが。そういう部分を含めて、これは総務のほうと協議いただいて、保育士を、最終的に5名は確保してもらいたいと思うんですよ。そのうち4名残りますから、4名も、何ですかね、補助というか、次の部分でももらえるような形で残すというたらおかしいんですが、4月までに保育士ができないならば、この時期に9名採用することが大事じゃないかなと思います。そうでないと、困っているのは子どもと保護者ですよ。そういう分では、ぜひ200名

が定員、できますように保育士を確保をお願いしたいなと思います。そういうことで、これについては市長、どう思いますかね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問ありがとうございます。

先ほどの話ですが、私自身も、大学2校、担当者と話をするなり、あるいは責任者と会うなりしまして、いろいろな形でお願いしているいきさつもあります。かねてから申し上げておりますように、当面の一番の課題は保育士確保、渋滞問題、給食問題というふうに思っておりますし、これについては私の責任を持って、というか、全部私の責任なんですけど、最大限の責任を持ってやりたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにしても、もともとごじょう保育所が前の体制では90人で、それが嘱託等を採用する形でうまく回ったというか、そういう体制だったわけですが、200人になった形でもって、いろいろなことを考え直さなきゃいけない、体制をつくらなければいけない。あるいは、200人に対して必要な保育士さんは約50名ということで、ほかの保育所に比べると、やはりハンディキャップを負った子どもさんたちが入ってくるということの中で、やはり市の市立の保育所として果たす役割というものは、私は大きなものがあるというふうに十分認識しているつもりでございます。

私としては、もうそういうことでは、やはり保育士確保という問題は大きい問題だと思いますので、私の責任において、来年4月からの、先ほどの上議員がご指摘していただきましたいろいろな方法、あるいはいろいろな形での方法でもって200人の定員確保については全力を尽くしたいというふうに思っております。それと、またいろいろな形で、保育所の新設の問題、新設の提案等も出てきております。やはり働くお母さんを支えるためには必要だと思いますので、保育の問題、保育所、保育士確保の問題、しっかり取り組んでいきたいふうに決意している次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。

次に、3点目のことですが、この職員の休暇等がとれない苛酷な状態の職場環境があるというふうに言われておまして、私どもそういうふうに耳に入ってきておるんですが、そういった部分で、少しちょっと聞きたいんですが、ごじょう保育所は、先ほど市長も言われましたが、50名ぐらいいるということですけども、今の現在は、現在、正職保育士が22名、嘱託保育士が19名、臨時職員さんがフルタイムで1名、及びパートが6名と、合計で48名おられるようですが、この中で非常に厳しいと前から言われておりましたけれども、3名というか、1名はこの間入った3名は、1人はやめられた方があって、2名ですよ、結局増えたのは。だから、そういうことで、2名この中に入ってきたことによって、非常に苛酷な状態が少しは緩やかになったということだろうと思うんですが、これは、総務のほうに聞かにかんどうでしょ

うけれども、正職の保育士22名が1カ月でどのくらい休暇日数をとられているのか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成28年度の統計ではございませんが、平成27年度の状況で申し上げますと、平成27年度は正職保育士は17名おったわけでございますけれども、年平均でいきますと3.7日というところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 恐らくこの3.7日ぐらいが休まれるということはあろうと思うんですが、非常に少ないっちゃ少ないんですね。そういいながら、この市役所の中の職員も、やっぱりなかなかそれぐらいでしょ。基本的には、もう少しやっぱり休暇がとれるような環境、これは、もう保育所だけではなくて、市全体の職員の皆さんの分で、週休ではないけれども、そういう休暇がとれるのが十何日かあるんですから、そういった部分では、せめて5日ぐらいというか、5日ぐらいというんですかね、5日ぐらいは休暇ができるような形を十分とってやりますと、職員は十分活動ができるだろうと思います。そういった部分では、そういった職場環境を十分今後ともやっていただいて、その辺を含めて職員を、今度数が少ないんですが、もう少し来年の中に入るようになっておりますが、分けていくんでしょうけれども、そういった部分でもう少しやっぱり職員を増やさないと、こういうことが残ってくるので、できたらこの際、正職というか、その中での保育士さんは9名確保していただきたいと私は思うし、どうしてもだめなら5名ということになります、プラス、職員を、パート15名、全体で20名ぐらいは追加していかないと、今、本当に職員は少ないですよ。そういう中で、仕事をするは大変な部分だろうと思います。そういうことで、その辺は十分考えていただいて、検討中でしょうから、そういう部分で出せるものは、この際予算、9名出ているということでしたが、その部分を含めて増やしていただくようにしていただければと思っておりますので、よろしく願います。

じゃ、2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の西鉄バス二日市、二日市東口駅、西鉄五条駅の増便等についてお答えいたします。

この路線は、ご存じのように、西日本鉄道株式会社が運行されております営業路線であり、バス利用者の状況や路線の経営状況により、運行ダイヤも設定されているものでございます。

運行開始以来、利用者の高齢化等で通勤手段としての需要が減少したことなどにより、段階的に減便されてきた経緯があるようです。

現在の運行状況は、路線全体で平日は、151便、そのうち五条駅発着の便は63便であり、五

条駅発の便につきましては、西鉄二日市東口行きが24便、太宰府高校入り口行きが7便で、合わせて31便が運行されております。

また、高齢者の皆様が主に外出される時間帯であります午前8時台から午後4時台までの運行状況を見てみますと、五条駅から14便、平均して37分間隔で運行しております。

この路線は、早朝から夜遅くまで運行している点や、筑紫野市の西鉄二日市駅まで直通で行くことができる点など、民間の営業路線ならではの利点がございます。

市といたしましては、このような貴重なバス路線を地域の皆様方に積極的にご利用いただき、路線を維持していくことが大変重要であると考えております。そのためにも、地域の皆様方のご意見、ご要望は、西日本鉄道株式会社へお伝えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。強く要望していただけるということですが、ちょっと少しだけ中身を言って、話をしたいと思いますが、このバスについては、昭和58年に団地バスとして東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線が開通しまして、今日まで34年間運行してもらいましたが、民間企業といえども、公共交通機関が市や地域の関係者に協議もなく一方的にダイヤ改正をされてきておるんですね。また、その上、星ヶ丘の間近の太宰府高校への通学区間には、大型と小型バスが43便運行されているなど、青山地区住民は大変不便を感じ、大きな不満を持っておられます。地元企業として、もっと地域に密着し、寄り添った運営をされるよう、市長からこれ、先ほど言っていただきましたけれども、こういうことを含めて市長から強く要望していただきたいと思っておりますので、これもあわせてそういうことでよろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当に先ほど申し上げましたように、語る会でも、とりわけそちらの地域の方からは、やっぱりバスの問題を大変強くといいますか、いろいろな市民と語る会の中で聞いております。ただ、全体的に、先ほど申し上げましたように、高齢化に伴い、やはりお勤めに出る方が変わってきているという状況もあるような形もあるようでして、ただ、いろいろな形で足という、買い物に行く、いろいろなところに行くということは非常にやはりふだんの生活をする上で大事なことでございますので、いろいろな形のことについてはちゃんと伝えていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） せっかくですから配付資料を配らせていただいておりますので、そのことについて少しだけ配付資料を見ながらしていきたいと思いますが、配付資料の中で、資料下側、これ、上と下ありますが、上側が五条駅バス停留所出発ですね。下側が西鉄二日市東口バス停留所、東口からバス停留所へ出るんですが、これ、下側のほうが問題なんで、西鉄二日市東バスから五条駅まで来るバスがどうなっているかということがはいつておるわけですね。

この部分でいきますと、この下側ですね、西鉄二日市東口バス停留所の時刻表の左側、緑がついていますが、平日、月から金曜日の関係ですが、西鉄五条駅には26便来るんですね。来ることは来るんですが、これが、上側になりますと、帰りがけが24便しかないという、何かよくわからないんですが、これは、高校生に入っていく部分があるのでこういうふうになっているんだろうと思いますが、こういう形ですね。それから、二日市東口のもう一つ下側の、これ、ちょっとマルポツがちょっと見にくいですが、太宰府高校の高校口ですね、これが43便出るんですね。合計出すと、これ、69便あるんですよ、本当。昔は、もう高校がなかったら全部五条まで来ようだったんですけどもね。そういう部分で、ちょっと説明いたしますけれども、資料下側の西鉄二日市東バス停留所の時刻表の西鉄二日市東口の緑の平日、月曜から金曜の運行時刻表、行き先の太宰府高校行きのバスは43便もあり、西鉄五条行きは26便しかありません。しかも、1時間に1便しか運行していない時間帯が10カ所あるため、先ほど言いましたように、太宰府高校口から1台を西鉄五条駅に運行していただき、これは、もう本当に私どもの星ヶ丘から高校の近くですので、そこにとまっておりますから、その1台を西鉄五条駅に運行していただき、その便を五条駅から五条台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、梅香苑入り口、君畑、西鉄二日市東口まで、それからそういう西鉄二日市東口、五条駅前の往復について、せめて1時間に最低でも2便にダイヤが改正できるようにしていただきたく、市長から西鉄バス二日市バス会社に対し、増便されるよう、これも要望していただきたいと思っておりますが、市長が行かれるときには、私、ついていきたいと思っておりますが、そういう部分で、前の市長は、全然、言うだけでした。全然、私は一緒に行ったことはありませんし、何ね、あんたたちがせにゃいかんぢゃないのというぐらいでした。ぜひ二日市バス会社に、こちらの太宰府駅までのバスはどんどんここに来ますけれども、そういうことで、結構市長も大分協議されておると思っておりますので、このことについて、よかったら私も一緒についていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、再度いいですか、もう一度。再度、してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご趣旨、しっかり承り進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。



○ 8 番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1970年に現在の障がい者支援体制の基本である障害者基本法が成立しました。2004年に障害者基本法が改定され、都道府県及び市町村が障がい者支援のための施策を制定することが義務づけられました。発達障害者支援法は、同じく2004年に制定され、その目的は、発達障がい児の早期発見、教育と就労支援の法律です。

これまでの障害者基本法と発達障害者支援法の大きな違いは、その対象者がこれまでの法律では障がい者と見なされてこなかった注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの知的障がいや身体障がいを伴わない障がいを持つ子どもや成人が対象であるということです。

これらの発達障がいは、従来の障がいの概念外であったために、支援の対象になっていませんでした。現在、注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症、アスペルガー症候群は、いずれも生育環境による後天的な障がいではなく、生得的な障がいであることがわかっています。近年、そうした理解が得られるまでは、生育環境やしつけ、本人の努力不足などによって社会適応の不全状態と考えられてきました。しかし、発達障がいの本能の理解とともに、生まれつきコミュニケーションや社会適応の困難さを来す障がいであることがわかってきたと言われています。

発達障がいのもう一つの特徴は、その頻度が6%前後と、従来の他の障がいに比べて高いことです。従来の障がい概念の中の一つである知的障がい児の頻度が2%前後であったことを考えると、発達障害者支援法の対象である発達障がい児がその3倍の6%前後であることの意味は、極めて大きいと考えます。

発達障害者支援法では、障害者基本法に準じて、発達障がい児の早期発見体制と学校や職場での支援体制にかかわる施策を都道府県、市町村が責任を持って施行することが義務づけられています。発達障がい児支援の施策は、医療・保健・福祉、教育、労働の全ての分野で施行する必要があると言われています。

しかし、発達障害者支援法は、発達障がい児への支援を都道府県、市町村の義務と位置づけた法律ですが、その理念の実現にはまだ問題があると言われています。

第1に、本法は、理念を定めた法律であり、その履行に関する罰則等がなく、また、施行されてからの年数もまだ短く、多くの都道府県、市町村では、その実行に必要な予算や専門的な人員確保に苦勞している実態があることです。

そこで、太宰府市での発達障がい者支援の施策について、4件伺います。

- 1、太宰府市における発達障がい児支援の目的と基本理念。
- 2、発達障がい児支援のための現在の施策。
- 3、今後の発達障害児支援計画と方向性。

4、療育相談室の現状です。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 子育て支援事業、発達障がい児（者）支援につきましてご回答申し上げます。

発達障がいに関しましては、平成17年4月1日に施行いたしました発達障害者支援法によりまして、発達障がいの定義と法的な位置づけがなされ、乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保が求められております。

本市におきましては、発達障がいを早期に発見し、医療機関や療育機関につなげていく必要がありますので、乳幼児健診を担当いたします保健センターと就学前の子どもの発達に関する相談を担当いたします療育相談室のさらなる充実と連携を図る必要があると考えているところでございます。

なお、詳細については、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの発達障がい児の支援の目的、基本理念につきましては、市長が先ほどご回答いたしましたとおりでございます。

次に、2項目めの支援のための施策についてでございますが、就学前の子どもの発達に関する相談の窓口といたしましては、保健センターの隣にあります療育相談室におきまして対応しておりまして、必要に応じまして医療機関や療養機関へとつなげております。

そのほかといたしましては、市内にあります児童発達支援センターすみれ園への通所や障害者総合支援法によります障がい福祉サービスの利用が可能となっております。

次に、3項目めの今後の発達障がい児支援の計画と方向性についてでございますが、第3次障がい者プランが今年度をもちまして5年間の計画期間が完了いたしますことから、現在、第4次障がい者プランを策定中でございます。

第4次障がい者プランの作成に当たりましては、当事者アンケートや障がい福祉サービス事業所の福祉専門職に対しての課題把握調査等を実施しながら、計画に反映していく予定でございまして、今後の方向性などにつきましては、このプランの中でお示したいと考えております。

次に、4項目めの療育相談室の現状についてでございますが、現在、療育相談室のスタッフといたしましては、常勤の保育士4名、うち2名は嘱託の保育士となっております。このほか週2日勤務の臨床心理士が2名、週1日勤務の臨床心理士が1名、週2日勤務の言語聴覚士が1名の計8名の専門職にて相談業務に対応しております。

平成24年度に解説しました療育相談室でございますが、開設当初は年間91件の相談件数でござ

ございましたが、年々相談件数は増加をしております、昨年度は333件と、開設当初の約3.6倍の伸びを示しております。

このような中、今後、子育て支援センターやごじょう保育所等とのさらなる連携強化が必要になると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 1番でもあったように、基本理念で就学前から就労まで一貫して市のほうでも義務づけられていますけれども、担当となる課というか、トータル的に見る行政の中心的な課というのはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 就学前、これにつきましては、今、療育相談室を担当しております障がい福祉担当課、そちらのほうで担当していくことになってまいります。また、小・中学校時期におきましては、学校、そういったところで対応ということになってこうかと思っております。この発達障がいの支援につきましては、就学前、就学中、また就学後と、それぞれの時期に応じてそれぞれ必要な支援というのが異なってまいります。そういったこともございますので、それぞれの立場で支援、そういったものは行っていくような形になっていこうかと思っております。

最後の就学後ということに一つはなっただろうかと思っておりますけれども、これにつきましては、当然、障がいとしての認知をしておりますので、これにつきましても障がい福祉課のほうでいろいろなサービス、そういったところについての提供をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 就学後は、いろいろまた課題もいっぱいあってなかなか難しい問題あると思うんですけれども、基本的には子育て支援センターとかが全体的に見ていくとか、そういうことではないんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 子育て支援センター、こちらのほうは、ひとつ子育て支援という大きな目での支援ということになってまいりますので、その中で当然、そういう特に配慮の必要な子どもたち、そういった子たちに向けての教室とかも開催はされておりますけれども、基本的には療育相談室がまず基本になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 就学前ですね、療育相談室とかありますけれども、実際、発達障がいの疑いのある子とか、障がいのある子とか、かなり差はあると思うんですけれども、幼稚園とか保育園、施設以外でのそういう受け入れ態勢は、今、どうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 幼稚園や保育所、そういったところで受け入れができる部分については当然受け入れというのは行っております。先ほどの質問でも申しましたように、ごじょう保育所、こちらにつきましては、特に配慮の必要な子どもたち、そういった方の受け入れも行っているような状況でございます。療育相談室の相談ですけれども、もちろん幼稚園や保育所、そういったところからの相談というの、こちらで受け付けを行っているような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 度合いにもよると思うんですけども、やはりその子を預かるに当たって加配職員とか、そういったことはなされているんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 支援を必要な子どもたちを受け入れる場合につきましては、その加配につきまして、市からの補助というのを出しております。また、ごじょう保育所につきましては、支援保育士という形で1名の配置を特別にしているような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次、就学中ですけれども、小・中学校において、今回特に小学校で特別支援学級がかなり増えたと思うんですけども、特別支援学級をつくるに当たっての何か条件とか、どこが判断するのかとか、かなり今回増えて、筑紫地区で担任がいないような状況になったんですけども、そういう特別支援学級をつくるルールとか、何人以上とか、学校判断とか、結局最終は県教委が認めるとか、そういったことをもし今、お答えできればお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 特別支援学級につきましては、基本的に、例えばそれまで肢体不自由のお子さんがないとかということに入學していたというような状況があれば、当然市のほうから県のほうに要望しまして、1名でもその学級が開設するということはあります。基本的に、例えば、今現在あるところで人数が増えていけば、例えば8名、9名、これはなかなか子どもさんのそれぞれの状況があると思うんですけども、今の1学級では難しいという状況であれば、学級の増設を要望して開設されるということがあります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） あと就労の実態なんですけれども、太宰府の特別支援学校とかありますけれども、自分の知り合いの教師が東京のほうでそういう特別支援学校勤めているいろいろ苦労している話は聞いたんですが、ただ、自信持って言っているのは、100%の就職、進路で、東京ですけれども。やっぱりどうしても企業、大企業が多いし、国の補助もあって、自信を持って言っていたんですけども、例えば、太宰府特別支援学校とか、太宰府市、みんな何らかの障がいを持たれた方の進路の実態とか、そういったことがもし今わかればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 申しわけありませんけれども、そういった数字というのは、今のところ市のほうで把握はできておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今後のということで、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、就学前の診断によってその子が施設に行くのか、地元の小学校の特別支援学級を選ぶのか、そういう決定する過程というのはどういう形で行われていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 就学前の子どもが、例えば公立の小学校に行くとか、特別支援学校に行くというのは、基本的には就学支援委員会のほうで決定いたします。その過程といたしましては、特別支援教育コーディネーターというのを教育委員会のほうには位置づけておるんですけども、そちらが随時まずは年間を通して保護者の教育相談を受け付けております。学校生活や学習面における不安とか悩みを伺いながら情報提供を行うとともに、必要に応じて発達心理検査を実施いたしております。発達心理検査については、結果も実施することどまらず、結果までもきちんと保護者に伝えるようにしております。それとともに、6月、9月から学校の要望等も受けまして、これまた、臨床心理士による発達心理検査を実施しまして、保護者と直接面談を行いまして、先ほど言いましたように、面談を行った結果を伝えるようにしております。

それから、保護者の同意が得られたケースについて、先ほど述べました就学支援委員会、これは10月から11月ぐらいにかけて開催するんですが、その場において専門家の方の意見を聞きながら、その子に適した就学先を決定する、決定するというか、それはあくまでも専門家のご意見として保護者に伝えるということになります。それで、最終的にはどういうふうに決定するかというと、保護者にその専門家の意見をお伝えしまして、保護者の方が最終的に判断するというふうになっております。

それから、例えば、保育園、幼稚園においても、気になる子とか何か相談があるということになれば、先ほど言いました特別支援教育コーディネーターが保育園、幼稚園のほうに出向きながら、別のところで検査等を行っていただければ、その検査結果をもらいまして就学支援委員会のほうにそれもかけるようにしております。ですから、実際に小学校、中学校だけではなくて、幼稚園、保育園のほうにも出向いて、子どもたちの様子を実際に見とるようにしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 例えば、就学前で検査ではわからなくても、入学した後、発達障がいのある疑いがあると。そういった場合には、どういう方向でされていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今のは、あくまでも小学校に上がる時のことなんですけど、途中で

も、学校生活を送っている中で、例えばそれが何年生であろうと、学校のほう、もしくは保護者のほうから相談があれば、先ほど言いました特別支援教育コーディネーターもしくはスクールカウンセラーのほうが、途中でも発達心理検査等を保護者の同意のもと行うようにしております。そして、就学支援委員会の中に、その子たちも必要があれば専門家の意見を伺うと、その中に入れていただいて、どういうふうに就学先、来年度の就学先を決定していくかということとを協議しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 済みません。そのコーディネーターの方の勤務というのは、毎日ですか。週2日とか3日とか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 基本的に週2日です。ただし、どうしても、例えば先ほどの保護者への説明をフィードバックといいますけれども、相手の保護者の方が決まった勤務日ではない日を希望された場合とかは、そこは融通をきかせて保護者の方と必ず直接面談しながら説明するようにいたしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この質問をするに当たって、障がいをお持ちの方の保護者の方にお話をさせていただいたんですが、非常に不安を感じていらっしゃいます。施設に行くのか、地元の小学校に行くのか、保護者の方選べていいじゃないかと思われそうですが、結局どっちに行くかによって生活が変わる、弟さん、妹さんがいれば保育園を幼稚園に変えたり、仕事も変えなければいけない。やっぱりその決断するに当たって、物すごく、どっちにしますかだけではなかなか保護者の方の不安。やっぱり就学して、小学校入学して、我が子が発達障がいの疑いがあると。まず、それを認める、保護者の方が、で、教育、専門的な知識を得て教育するという、その辺の不安ですね。できる限りのことされてあると思うんですけども、できれば、就学前と就学中の療育相談室、その辺の連携というか、何かもし不安に思われることがあれば療育相談室に行かれませんとか、できるだけ多くのいろいろな部分を使っていたら。保護者の方が言っておられるのは、うちの子も見てないのに何で施設ですかとか、アンケート書いて終わり、年明けて決まる。物すごく不安を感じていらっしゃるんですね。やっぱり専門的な情報をできるだけ与えて、やっぱりできるだけいい教育環境を、そういう状況で選択というか。そういう意味では、療育相談室の役割というか、かなり件数も増えてきて、やっぱりまずそこから保護者の方と接して一緒に考えていくことができているんじゃないかなあと思うんですけども。そういう意味では、子育て支援センターと療育相談室が機構の中、ちょっと離れて見えるんですよ。ホームページを見ても、やっぱり太宰府市の子どもたち全部を見るのが子育て支援センターの中で、ホームページでも子育て支援センター開いたら療育相談室も入っていいんじゃないかなあと思うんですけども、障がいのほうを開かないと出てこないとい

うか、そういう部分で、何か太宰府市の機構というか、今回、機構改革とかも考えていらっしゃるみたいなので、ぜひ市長の今のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 讓） 徳永議員の質問にお答えいたします。

確かに、今おっしゃるとおり、機構改革の検討中でございます。おっしゃいますように、この障がいの部分につきましては、ご承知のとおり、今年、発達障がいの次の計画を立てるということで強化いたしまして、担当課というところでいたしております。それから、来年度に向けて、できるだけ、今言われましたような連絡のとりやすいような組織に今検討いたしております。できる限り、今のようなことがないようにしたいと思います。今、組織、部が分かれておりましたりして、そういうところもありますので、なるだけ一つのところに集めて連携をしやすいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり、少子・高齢化に向けて高齢者問題、保育園問題、子どもの貧困問題、いろいろな課題抱えて、事務処理は大事なんですけれども、やっぱり人、市民の方とする部分で、やっぱり人を増やす部分は増やさなくちゃいけない。何か市役所の方も働きにくい状態があるんじゃないかなと、整理されて、ぜひ機構改革した後に市民サービスがよくなったと市民の方から言われるようにしていただきたいんですけれども。そのため、市長、もっと現場の職員の方の意見を聞かれたらと思うんですけれども、そういう努力はなされていますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今年度、市役所改革元年ということで、一番大事なのは、コミュニケーションというふうなことを考えまして、朝礼を回ったり、いろいろなところでのヒアリングをしたりしているということです。私が末端まで把握できているかということ、本当にまだそれにはほど遠いというのが正直なところでございます。やはりいろいろな形での運営の仕方というのを、ひとつ私としては考えなきゃいけないというふうに思っておりますが、その前提としてのコミュニケーションはとても必要なことだと思いますし、まだ全部回れておりませんが、朝礼等も回っておったりしておるということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次ですけれども、療育相談室の件を保護者の方から非常に感謝しているというお言葉、いっぱいもらったんですけれども、ただ、やはりどうしても自閉を持っているお子さんとか、あそこが窓がない、狭い。保護者の方が言うと、においがというようなことをおっしゃっているんですけれども、そういう実態ありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 建物の構造上、今の保健センターの奥側という形になっておりました、窓がないというのは現実でございます。なおいにつきまして、ちょっと私、感じたことは

ないんですけども、やはり空気が循環しないというのは、確かにあの場所、あろうかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ぜひ、施設をつくるというと物すごくお金かかると思うんですけども、今度機構改革もあって、体育協会とかも地域包括支援センターのほうにずれますし、ぜひ、今1階の部分を2階に移動して、せつかくかなりいい効果を上げられていると思うんです。それ以上に、お子さん、保護者の方、環境って大事じゃないかなと思うんですよ。ぜひ早急に、これはやっぱり現場の声だし、市民の声なんで、早急に市長にお願いしたいんですけども、市長、お願いできますか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 先ほどの機構の中でも申しましたとおり、そういうところは検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 機構のほうも検討ですけども、これはもう早急じゃないかなと思うんですよ。かなり多くの方が言ってるじゃないですか。健康面の部分でもって言われる保護者の方もいらっしゃいます。物すごく、やっぱり長時間そこにいらっしゃるとわかるみたいで、かなり気分を害してある方がいらっしゃる。その場が療育相談室にそのまま放置されるというのは、大変に問題じゃないかなと思うんですよ。この部分だけは、今度予算も伴って動きますし、施設を新しくつくれということじゃないんで、何とか早急に市長のリーダーシップでできないか、もう一度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長答えましたように、機構改革の中で考えていきたいと思っております。いろいろなところ、見直すところ、しっかり考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりそういう現場の声というか、いろいろな市役所の方もいろいろ現場の声があると思うんですよ。ここをこう変えてほしいとか。ただ、名前だけ変えて、何か昔に近いやんとか、そういうレベルの機構改革ならやる意味がない。やはり現場の声を、そのために働きやすい、それが結局市民サービスにつながっていくんで、ぜひ期待していますので、市長の強いリーダーシップで機構改革を行ってください。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。



休憩 午前11時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2項について質問を行います。

まず、長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係についてお伺いをいたします。

長浦台共同利用施設、以下、公民館というふうに言わせていただきますが、玄関階段は、通路との間にすき間がある状態であります。近年、我が国は、かなりの頻度で地震が発生をしております。東北大震災や、本年4月の熊本、大分での大地震では、いまだに復旧活動が続いておりますし、避難生活はいつまで続くのか、現地の方々は不安の毎日と思っております。多くの人々は、この東北大震災や熊本の大地震は、マスメディアで全国に流れておりますことから、地震の怖さや被害の大きさは十分知っておられると思っております。その危機意識は当然ありますし、本市に住んでおられる市民の方々も同じであろうと思っております。

そこで、長浦台や大佐野周辺は、ご承知のとおり警固断層が走っておるところでございます。長浦台公民館は、市の避難指定場所にされております。皆さんのお手元に配付をしておと思いますが、写真の1番をごらんいただきたいと思っておりますが、この1番の写真が玄関でございます。その下の2番目の写真を見ていただければおわかりと思っておりますが、ここが空間になっております。このような状況で地震を想定した場合、これが落下するのではないかと思うのは当然でありますし、大変気になるところであります。仮にこれが落下をするようなこととなりますと、この1階の部分といいますか、駐車場から玄関に入ろうという通路が確保されると思っておりますが、No.3の写真を見ていただければわかりますように、70cmも満たない、非常に狭隘な道路でありまして、やっと人が1人通れる幅でありますし、車椅子では全く通ることができません。これらに対する対策を早急に実施しなければならないと思っておりますが、市のご所見をお伺いをいたします。

次に、長浦台の5号公園についてお伺いをいたしますが、かつてこの5号公園は、ゲートボール場として地元の人々が大変活用されておりましたが、現在はゲートボールをされる方はほとんどなく、また、何か催し物をするにしても少し狭過ぎることから、ほとんど活用がされない状態でありました。そこで、地元の自治会や子ども育成会、保護者の方々が、この公園の活用ということと、子どもたちの食育を兼ねて、この一部を芋畑として苗植え、草刈り、水やり、そして収穫をし、その芋は暮れの自治会の餅つきの際に焼き芋として大いに楽しんでおられました。しかしながら、これは、あくまでも公園としての使用目的からすれば、目的から外

れておるわけでありますから、これは、結局廃止というふうになったところであります。その後、市のほうが肝いりをしていただきまして、新たに違う場所を見つけていただきましたが、現状では、まだ手つかずの状態になっております。これらについての早急な整備をお願いをしたいと思いますが、その時期などについておわかりになれば明らかにしていただきたいと思っております。

次に、市発注の公共事業の金額というものがどのようにして予算の積算が裏づけされておるのか。また、一般競争入札と指名競争入札の利点、あるいは問題点、あわせて最低制限価格の設置について具体的にお伺いをいたします。

市は、さまざまな事業を企業に発注をしておりますが、その際の金額はどのようにして決めておられるのか。例えば、受注者側が参考になるような数字あるいは金額みたいなものを実態として出しておるのか、そういうことは全くないのか、発注の金額の裏づけ、積算チェックというものが行われているのかないのか、あるいはそういう必要はないのかお伺いをしたいと思います。

それから、さまざまな企業は、任意の友誼団体を持っていると思っておりますが、それらの団体との市は災害時などに際しての協定みたいなものを結んでおられると思っております。昨日も、有吉議員の質問の中でも、市役所だけではなかなか災害復旧はできないということで、関係機関あるいは企業の協力を得なければならないと、こういうご質問回答があったと思っておりますが、全くそのとおりでありますし、大変市としても、あるいは我々市民としても、そういう団体の協力はありがたいと思っております。市は、その任意団体との災害における協定を結んでおられるのか、あるいはそれぞれの企業と個別に市が協定を結んでおられるのかお伺いをしますし、その協定の際の協定を結んでおる企業は、例えば指名競争入札の際などの点数の加算になるのかどうなのかも、あわせてお伺いをしたいと思います。

最後に、今後余りないとは思いますが、例えば大型のプロジェクト、金額の大きなものが発生をした場合には、大抵設計会社などに例えば建物であれば競争入札を行い、そして、その設計会社の積算した金額が、ほぼ市が発注する金額になっているのではないかというふうに思いますが、そういう場合、市としてその積算の裏づけというか、チェックをするような、その種の専門的な人材を有期限づきの職員として採用し、市としての金額を積算する。そうすれば、より高質で安価なものが出るのではないかというふうに思いますが、見解を求めるわけでありませう。

回答は項目ごとにお願ひし、以下、再質問については発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 1件目の長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係についてご回答を申し上げます。

まずは、1項目めの長浦台公民館の地震対策につきましては、議員がおっしゃるように、長浦台公民館の玄関と道路は1m程度のすき間があり、地震等で階段が落ちた場合は玄関からの

出入りができなくなること、また、公民館1階側からの出入り口はため池と公民館の通路幅が狹隘であることは、議員ご指摘のとおりでございます。災害時の第1次避難場所でございますので、その階段部分の補強や通路の拡幅につきましては、今までも地元自治会と協議をしていた経過がございますので、その経過を踏まえながら、今後は具体的に協議を進める必要があるということを考えています。ですので、自治会、水利関係者、それと建設経済部だけでなく、教育部などの関係部署でしっかりと協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2項目めの長浦台5号公園の活用関係についてでございますが、長浦台5号公園につきましては、長浦台自治会が地域の交流や子どもの食育のための畑として使用されていましたが、これは、公園の目的外使用となりますことから、本年5月に本来の公園の形に戻していただいたところでございます。

しかしながら、地元自治体との話し合いの中で、これまでの地域の方の交流の場や子どもの食育の場をなくしてしまうということは、地域の活性化に与える影響を大きいと判断しましたことから、現在は市が所有する未活用地で、現在は市と長浦台自治会との間で協定を交わしております長浦台公民館臨時駐車場をその代替地とすることで自治会役員の方と協議を今させていただいており、既にもう実施に向けた準備ということは整っておりますので、あと、自治会と協議をしながら進むという形で考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 5号公園の件についてはよろしく願いをしておきたいと思っております。

公民館の件ですが、これ、先ほどお手元にも来ていると思っておりますけれども、左側が池、金網のところは池でして、当初池を少し埋めていただいて、公民館の横の今、駐車場みたいになっているところを広場にしたいという前の自治会長さんの要望などもあったんですが、それはちょっと大変な金額がかかるということで、当時の担当者とお話し合いで、ちょっと困難かなあというふうに思っていますが、ただ、金網とのり面は市の所有地じゃないかなあというふうに思っております。金網を、あと50cmなり、あるいは1mも広げる必要はないと思っております。そうすると、駐車場側から1階の玄関に入れる。これ、玄関の階段といいますか、すき間の対策と、あわせて対応していただけるのかどうなのか、別々なのか。

それともう一点、市の第1次避難所に指定をされておる公民館は、これは市側としては、これはもうここが第1次避難場所ですよという程度なのか、何かあった場合に対策など講じられるのか、ただ指定しているだけなのか、それもあわせてと思っております。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 1点目につきまして私のほうから回答させていただきます。

今、私ども考えていますのは、通路といいますか、階段につきましては、私ども建設経済部の中でも判定といいますか、そういうこともできると思っているもので、まずはそういうことを

私どもでさせていただきたいと。地震に対する判定ですよね。それとあと、通路といいますか、1階の公園駐車場からの入り口につきましては、もうご存じのとおり公園を快適に使っていただくという必要もございますもんですから、私のほうで今回答をさせていただいている部分もありますけれども、そういうことも含めて、まずは公園のほうの出入り口というか、1階の狭隘な拡幅のほうを協議をさせていただきたいとか、まず、実施させていただきたいということで、今、進んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私は、地元に来たときに、ちょうど今の公民館が建っておって、それまで上のほうにある平家の、今、いこいの家になっているところが公民館でして、新しい公民館ができるということで、当時余り気にもしなかったんですけども、最近の地震の報道などを見ておきますと、この玄関はちょっと危ないなど。それと、車椅子の人たちなり、体の不自由な方々が公民館に行こうとするときに、もしあそこの玄関がなくなっておればなかなか入れないというのと、かつて市のほうからお聞きしたんですけども、地層が縦に入っておるということで、非常に危険性もあるということでもありますので、これ、地震災害がもういつ来るかわかりませんので、これは、ぜひ地元の心配されている方々もおられますので、早急に対策をしていただきたいということを、まずはこの件についてはお願いをしておきたいというふうに思いますので、1件目めについてはこれで終わらせていただきたいと思います。

2件目の回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目のご質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの市が発注する公共工事に係る予算の積算や契約に必要な予定価格の積算についてお答えをいたします。

初めに、予定価格につきましては、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短及び支払い時期等を考慮して適正に定めなければならないと規定をされておりまして、工事の発注に当たっては、各発注担当部署の職員が福岡県土木工事標準積算基準書や国土交通省公共工事積算基準などの公共歩掛かりに基づきまして、予算の積算や工事の入札契約に必要な予定価格の積算を行っております。

積算に必要な単価につきましては、公共工事設計労務単価並びに市場調査等による単価資料を基本として積算を行っているところでございます。

また、特殊な工法等で公共歩掛かりや市場単価資料等に記載されていないものにつきましては、複数の見積もりを徴収をいたしまして、工事費の積算を行っているところでございます。

工事費の積算に当たりましては、土木、建築、電気、機械、設備工事のいずれも専門的な知

識と経験が必要不可欠でありますので、公共工事を発注する各担当部署には、土木や建築などの技術職員が配置をされております。各部門の公共工事に係る業務を遂行している状況でございます。

ご指摘いただきました専門的な人材の期限つき職員採用につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2項目めの入札における企業の受注の状況と一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点というご質問につきましては、初めに、一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点について回答させていただきます。

まず、一般競争入札についての利点は、一定の参加資格などの制限はございますが、幅広く参加できる公平、公正な方法であるとともに、競争性が確保できるということがございます。一方、問題点といたしましては、入札に係る公告や審査などの事務手続に期間を要することによる事業発注の遅延でありますとか、不誠実な業者の参入などが考えられます。

次に、指名競争入札につきましては、信用、実績、履行能力、手持ち契約状況、不当行為の有無等を総合的に判断し、選定することにより、工事の品質と円滑な施工確保が期待できるとともに、入札公告や審査といった手続に係る期間が短縮されることが考えられます。

建設業者につきましては、建設業法による経営事項審査の総合数値が県によって定められておりまして、点数によってA、B、Cランク等と格付され、工事金額によってランクごとに入札できる業者が限定され、入札に参加できる業者の数も設定されるという仕組みになってございます。

次に、災害時における支援協定は、団体と締結しているのか、それとも各企業と締結しているのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、物資支援等を除き、団体との締結となっております。

また、受注の関係でございますけれども、我が国では頻発する災害と雇用の危機が深まっている中で、市民生活の安心と安全を確保するためにも、建設業につきましては、災害時における応急対策業務に関する協定などを締結をいたしております太宰府市内に本店等がある業者を地場企業育成の観点からも優先して指名をしているのが実情でございます。

次に、最低制限価格設定につきましてご回答いたします。

本市では、太宰府市契約規則において、最低制限価格を設ける場合は予定価格の100分の90から100分の70までの範囲で定めるという条項はございますが、実際に設定した案件は、平成24年度の建築工事に係る一般競争入札の1件のみでございまして、これ以降に最低制限価格を設定した入札はございません。

最低制限価格設定につきましては、発注形態及び工事内容を考慮しつつ、過去の入札結果等も踏まえながら、個別に判断を行っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 少し丁寧にお聞きしたいと思いますが、ちょっと団体と災害時等についての協定というのは、団体とやっていて、それ以外でも太宰府市内に本社があれば、そこでも個別に協定を結ぶということもあり得るということではないですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどお答えいたしましたように、団体との締結しか行っておりませんで、災害時の支援では、やはり団体としての協力体制、そういったものが得られることが必要になるためということで、団体との締結というような形になっています。個別企業では、ちょっとそこら辺の対応が限定されるというようなこともありまして、そういった形をとっているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 指名競争入札の際に、それらの協定を結んでるところも若干の加算というか、計算点数で参考にされるではないかという話を聞いたんですが、そのところはどのようにでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そういった締結をなされていない、そういった団体に入っていないところを指名しないということではございませんで、そういった優先であり、加盟しなければ指名しないというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これは、なぜかという、指名競争入札であれば、指名業者は委員会で決めるというふうに思いますけれども、任意の団体に入っていれば、それは個別企業じゃなくて団体と協定を組んでると、その団体に入っていないところは、やや不利になるのじゃないかという感じがします。これは、私がいろいろ調べてというか、全く職種や業種は明らかにしないという前提ではありますが、この5年間で市が発注をしました仕事が20億505万7,200円ぐらいの中で、その団体に入っておる企業が大体87%ほど入札で落としておる。金額にすると18億4,800万円程度、20億円の中から。団体に入っていないところは、1億5,700万円程度という具体的な数字から見ると、職種は明らかにしないということですが、これ、一般的に言いますと、やっぱり友誼団体に入っているほうが入札などでは非常に有効にというか、有利に落とされておるような感じがします。極力、透明にやっていくべきだというふうに思うことは、それは私のほうも執行部の皆さんたちも、血税でありますから安い金額で質のいいものをというふうに思いますが、一般競争入札を全ですると、地場産業が非常に苦しくなるというのは理解をしますので、そこは当然配慮があつてしかるべきだろうとは思いますが、ただ、それとて、地元の企業だからといって点数にげたをはかせるというようなことも、これまたどうかなというのがありますが、地場産業を育成しながら、そして入札が透明化されていくというような方法を

極力とってもらいたい。

全国市民オンブズマンの見解などを聞きますと、落札率が90%を超えたら競争原理はもう働いてないんじゃないかと、こういうお話もあるようでありまして、今年の8月である市町村では95%以上が8割を超えている。中には99%の入札率があったというようなことなどからすると、これは本市ではありません、そういうようなことなどが、今、我々議員も政務活動費の使い方なり、領収証の問題が問われておりますが、この入札の問題というのは、非常にわかりにくいところがありますし、我々議員もなかなかわからんところがありますので、極力わかるようにしていただきたいという要望はしておきたいと思えます。

それから、これは先ほど最後のほうに冒頭申し上げましたんですが、一例として申し上げますと、今からなかなかそんな大きな仕事は出ないのかなと思えますが、今回、11月に落成します体育館を一例として申し上げますと、体育館などというものは、1年後に建てるとかというようなものでは本来ないと思えます。5年だとか6年だとか、事前に議論をし、春日市などでは市民なども入れてどういう体育館をつくっていくかとかという、要は数年かけて大きなものはつくり上げていくと。これは、冒頭申し上げましたように、演台で申し上げましたように、体育館をつくるために当然設計会社に入札を依頼をする。それを出した、その設計会社が持ってきた金額が、そこまでの専門的な知識、先ほど総務部長のご回答では、それなりの専門的な技師のほうでチェックをされるということではありますが、大きい物になるとなかなか専門的な職員さんはいないということで、例えば5年後に体育館を建てるというときに、5年後にこういうものを作りたいという入札が発生しますが、そういう場合、設計を専門的な、例えば体育館であれば何であれ、プールであれ、専門的な職員を有期限つきで採用、例えば3年間なら3年間採用をして、そしてその方たちに3年ほどかけて、その設計の金額がどうなのかということをチェックを積算をしておく、設計会社から出た積算の金額と、それを比較して、これは余りにも高いんじゃないかとか、あるいはどうだこうだというのが言えるし、そういうデータを持つとけば、そういう設計会社が出してきた金額をチェックなり裏づけができるのではないかと、より安価で質のいいものができるのではないかという思いを私はずっとしておりましたので、その辺についての見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） コンサルタント等へ設計、外部委託ということもございます。そういった基本設計の外部委託により概算工事費等の算出をそのコンサルタントが行うことありますけれども、最終的な金額の確認等は担当部署のほうの技術職員が改めて行うというような形になっています。

それと、先ほどからご質問であります、ご提言してあります期限つき職員の採用の件でございますけれども、ご質問の中にも特殊工法とか大規模工事が、そうそうそういった案件がめったにあるものではございません。それで、それらの案件が発生して、必要が生じるちょっと前に3年なりの期限つきの職員採用の考え方はないかということでございますけれども、一方で

は、同じ行政職員でございます福岡県の技術職員が派遣されておる公益財団法人の福岡県建設情報センターといったような、こういったところもございまして、そういったところへ依頼するという方法もあるのではないかとこのように思っております。そういったことも含めまして、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私どもが昨年来、市民との意見交換会をしております、その際に体育館の関係で補正予算の金額が5億円補正予算が出たときに、私が5億円の内訳をあんた言うてみろと言われて、わかるわけないやないかというふうに言いたかったんやけれどもわかりませんと言うたのが、そういうのが裏づけがあれば、その5億円の補正はこういう中身ですよというて執行部にかわって言うのもあれなんです、そういう意味では、極力、今、総務部長言われましたように、そういう機関を使って明確な予算編成などもしていただきたいというふうに思います。要は、地場の企業が育って、そして使う税金が極力透明になるように、今後とも引き続き努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

財務戦略から見る公金調達運用についての質問をさせていただきます。

平成27年度決算報告によりますと、市債残高は238億5,600万円、そのうち地方交付税で措置されるもの、補助金で賄われるものを除く実質負担割合は約21%で、50億9,800万円。一方、基金残高は、総額で45億7,873万6,000円となっています。

健全な市政運営を行う上で、また、自主性を高めていく上で、さらなる自主財源の確保が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、歳入の大幅な増加が見込まれない中で、安定して市民の皆さんへサービスを提供していくためには、基金運用や起債の活用は避けて通れないことです。これまで以上に資金調達を含めた資金管理、運用への市の責任は大きくなっていると言えます。

そこで、幾つか質問をいたします。



まず、本市においては、約10年前に資金管理運用方針が策定されていますが、先進自治体では、この運用方針の中で中期、長期にわたる基金運用計画の策定を明記していたり、調達、運用の両面から一体的に取り組む姿勢がうかがえる内容のものもあります。本市の運用方針の内容についてお伺いいたします。

また、既に方針を持っている自治体の中には、近年改正を行っている自治体も少なくありません。本市としても、今後、改正の必要があるのか、その見解を伺います。

次に、起債をする際のその借入先についてお伺いします。

本市におきましては、借入先を決める際、どのような基準で決定されているのでしょうか。現状を伺います。

3つ目に、現在の体制や人材の面についてですが、他の自治体では、資金運用に関してノウハウを持つ職員が運用を行い、一定の成果を上げているところもあるようですが、本市として今後、戦略的な財務活動を行うためにどのような体制整備、人材育成をしていくのかお伺いいたします。

以上、再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

財務戦略から見る公金の調達運用について回答いたします。

本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現していくためには、長期的に将来を見据え、各種施策を着実に実行していくことが重要であり、持続可能な財政基盤の構築が必要になるものと考えております。

健全な市政運営を行った上で、限られた公金をいかに活用し、今後、社会保障費や公債費、また既存施設の老朽化に伴う改修費等の増加による厳しい財政運営を乗り越えていくかが求められているところでございます。

このため、地方自治法に規定する最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率的かつ安全性を確保し、公金の運用管理に努めてまいり所存でございます。

なお、詳細については、担当部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、ご質問の詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の公金の資金管理運用方針についてでございますが、地方自治法第235条の4第1項及び地方自治法第241条第2項にも規定をされておりますように、公金及び基金につきまして、より確実かつ効率的な保管を図り、管理運用することは、市の責務でございます。

このような中で、平成17年4月1日のペイオフ全面解禁の対策といたしまして、平成17年度に資金調達を行えるように、太宰府市資金管理運用方針を定めたところでございます。

この資金管理運用方針につきましては、適正な資金計画を策定した上で、支払い準備に支障がない範囲におきまして、確実に元本を確保できる資金調達の方針を定めたものでございます。

内容についてでございますが、主に各基金を原資としておりますが、基金取り崩しをもって事業予算に充てていることから、事業に支障がない範囲で安全性を最優先の原則といたしまして、預金と地方債等の借入金との相殺可能額を超えない範囲内での定期預金等や国債等の元本償還及び利息の支払いが確実で、資金元本が損なわれないような債券での運用を行うことといたしております。

しかしながら、現在の国のマイナス金利政策の影響もあることから、思うような資金運用や調達ができていないのが現状でございますので、今後は効率的で幅広く資金の管理運用が図れるよう、資金管理運用方針の見直しに向け、研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の起債についてでございますが、市債につきましては、臨時財政対策債のように、後年度の元利償還に対し、その全額が地方交付税措置されるものや、史跡地公有化事業債のように元利償還の約95%が補助金で賄われるものなどがございまして、各事業を行っていく上で、効率的な起債を積極的に活用することで歳出削減に努め、財政負担を最小限に抑えるよう努力をいたしております。

また、市場公募資金や銀行等引受資金の借りに入りにつきましては、金融市場の動向を調査するとともに、資金管理運用方針に沿って、定期預金を預けている複数の金融機関から、元利均等での償還を基本に貸付利率の見積もりをいただきまして、効率的かつ安全性のある借入先を考慮し、起債の借りに入れているところでございます。

3点目の現在の職員体制や人材育成についてでございますが、現在、基金残高が約45億7,000万円ほどでございますが、目的を持って基金積み立てを行っていることから、基金ごとに例年支払い準備に必要な事業資金を確保しておかなければならないこと、また、災害等で緊急に必要な資金を準備しておく必要があることなどから、基金全額を運用できていない状況でございます。

このような状況ではございますが、限りある公金をいかに活用し、資金の管理運用を効果的に行い、財政健全化を図っていくことが市民サービスの向上へとつながっていくことと考えておりますので、今後は先進自治体の状況等も調査をしながら、資金管理体制の強化を図るとともに、資金管理に係る職員のさらなる研修を行うなど、人材育成を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。

公金の運用については、資金の運用と、それから資金の調達とがあります。資金の運用は、市民の財産とも言えますし、また、資金の調達は市民の負債とも言えます。今、市長のご答弁にもございましたように、地方自治法でも定められているとおり、最少の経費で最大の効果を

上げることは市の責務であると私も思っております。地方自治法第241条第2項に、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと、先ほどもありましたが、この安全性を担保するのは当然として、もう少し効率的に運用ができないか。まず、基金の運用についてから質問をさせていただきたいと思っています。

先にお聞きしたい数字がありますので、済みません、お示しをいただきたいと思うんですが、基金残高は、今、お話がありましたけれども、平成15年の大災害から、底をついた状態から、今、今日まで平成20年に大体20億円台に乗せて、それからようやく倍以上になってきたかなというところであると思っています。しかしながら、この直近の基金残高と年間の運用利回り、そして、運用収益を教えてください。そして、逆に、今度は負債のほうの市債の支払い利息について、決算書を見ると約2億円近くあったと思うんですが、数字を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成27年度末での基金残高につきましては、財政調整資金が31億4,227万3,025円ございまして、これを含めまして総額で基金残高は45億7,873万6,279円でございます。基金流用については、総額33億6,969万円を運用いたしまして、0.13%の利回りで452万5,707円の収益があったということです。

それとあれですかね。もう一つ起債の残高ですかね。起債の利息については、たしか2億1,000万円ほどだったと記憶いたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。負債のほうで2億1,000万円で、それから運用収益のほうで452万円ということで、本当にこのバランスをどう埋めていくか。市債のほうの残高も減らしながら、この利払いについても圧縮できる場所もあればしっかりと圧縮をしていく。そして、運用利回りを大きく上に持っていくことができれば、ここを努力していく。こうやって財務戦略を立てていくということは非常に大事なことでありまして、今まで余り日が当たらなかったような戦略なんですけど、今回、私もしっかり勉強させてもらいながら、質問させていただいている次第でございます。

それでは、ちょっと質問させていただきますが、先ほどご説明いただいた資金管理運用方針というのなんですけれども、これについてちょっとご質問させていただきますが、この方針の中での管理また運用の方法についてお伺いをいたしたいと思うんですが、ほかの自治体では、証券会社や銀行から購入した利付国債等の債券で運用して効果を上げているところもございまして。これは、もう元本の保証はちゃんと保証はしていますので、この資金管理運用方針にも定められているかどうかをお聞きしたいのと、債券でのをもし定められてあるのであれば、ちょっと最初の答弁がよくわからなかったんですが、債券での運用を選択肢に入れられないのかどうかというところをもう少し説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 資金管理運用方針の中には、基金を基金の性格に応じて短期の運用が可能な資金については元本の安全性を確保した上で、定期預金等での運用を行うというのが1点でございます。それと、あと定期預金等での運用は、預金債権と借入金、地方債債務ですね、との相殺額を超えない範囲とするということ。それと、3点目に、相殺に係る借入金不足の場合は短期、中期の国債等の債券での運用を行うというような形になっております。

議員ご指摘のとおり、債券運用により効果を上げている自治体も多くございますので、本市でも、そういった債券での運用方法について、今後、調査研究をいたしまして、確実かつ効率的な運用に向けて、先ほども申し上げましたように、必要であれば、この資金管理運用方針の見直しも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 債券については、すごく研究の余地がある状況で、債券といってもたくさんあるんですが、短いところであれば、政府保証債から国債に至るまで、20年ものまであるんですが、今、国債には新発債だけじゃなくて既発債というものもありまして、これ、償還があと何年か残したままの利付国債なんですけど、その中には、額面の100円に対して101円とか50銭とか、いわゆるオーバーパーのものもあるんですが、このオーバーパーでも償還差損が発生すると思われて、元本が保証じゃないんじゃないかというふうに思われているんですが、そうじゃなくって、運用利回りを全部オンをしていくと、運用収益が上がるということも、今、非常に金融市場の中で行われていて、先進自治体では、こういう債券を買ったりして運用収益を上げているというようなことでございます。こういう市場に出回っている国債で大きな収益を上げるというのも一つの大きな手段ですし、選択肢を広げていくということに対しては、貪欲なまでになっていただきたいなというふうに思っています。

というのも、今回、地方公営団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞というのを受賞した自治体が幾つかあるんですけども、その中に大分県国東市におきましては、基金運用利回りが1.96%。本市が先ほど0.13%でしたので、驚いていたんですが、先週でしたか、一般紙のほうに、宗像市が3%をたたき出したということだったんですが、これは、ちょっとで過ぎかなとは思いますが、張りついとかなないとなかなかこういう数字は上がってこないと思いますし、専門的な知識も中にしっかりとないと、そればかりにかかるとくわけにいきませんので、ここまでは求めませんが、例えば、やはりこの国東市さんがやっているような債券である長期国債とか、超長期国債の債券の取得がえとか、短期政府保証債とか、また金融債、それから社債とか、元本の保証を見ながら幾つかの選択肢を広げていくというようなところをしながら、情報収集を図っていくことというのは非常に大事なことだと思います。

0.13%ってさっきおっしゃいましたけれども、今度、運用利回りを、例えば1%上げるとしたら、運用資金、いわゆる基金の全部を運用するわけにはいかないということなので、0.13%なんで、大体33億円か35億円ぐらいかな、この辺で計算をして、マックス、基金の満

額、46億円までで、大体1%上がったら3,500万円から4,300万円、そのくらいぐらいの金額が純利益を生むことができるというような、要するに市長の今財務戦略の中で、もうけよう、太宰府ということで、原資自体を増やすことも非常に大事なんです、今あるお金の中で、また今ある大事な資金をいかに有効に増やして、それを市民サービスに充てていくことができるかということは非常に大事なことで、多くの自治体がここに今、向かっているところなんですね。

流動性を確保しておくために、先ほどのお話の中で、銀行等での短期預金を中心に運用することが常であるというお話がありました。銀行とかでの短期預金を中心に運用することは、非常にわかります、それは、10万人以下の自治体では、本市に限らず、資金不足時に柔軟な運用、繰りかえ運用等を使いながら重視をしているところは多いんですけども、しかし、やはり的確な金融市場動向を研究して、指定金融機関だけで短期で回すだけというような従前以前のやり方というのは、どこかで脱皮をしないと、この0.13%というのが、これでいいんだらうかというようなことで、452万円というぐらいの運用利益しか上がらないということなんです。やはりこの運用方法というのは、しっかりと知識をつけながら、研究をしていく余地があるのではないかというふうに思っています。

基金からの繰りかえの運用については、今後研究が必要だと思いますけれども、短期資金の借入れの方法として、先ほど取り崩しということがありましたけれども、債券売り現先取引という手法があります。この自治体での採用が大きく増えてきておりまして、先進地では、特にこの債券売り現先取引というのをしているんですけども、本市におきましても、この現先取引というのを採用できないかお伺いをいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 繰りかえ運用の件もそうなんですけれども、過年度の状況から、資金需要が高まる時期や特殊な要因がない限り把握できますことから、補助金とか交付金などの歳入と各事業に対する歳出の時期、金額についての的確に管理を図って、一時的に資金が不足するタイミングを推測することといたしておりまして、年度末から5月ごろは、ちょうど工事費の支払い料が高くなることでありますとか、あと10月近く、起債の償還時期にもかぶさってくることから、この辺については、金利については、この時期は換金性の高い普通預金で今、基金の繰りかえ運用をするなどして対応しているというような状況でございます。

先ほどの現先取引のことでございますけれども、今のところ、本市では債券の運用を行った実績はございませんけれども、現在の資金管理運用方針におきましては、満期償還期限までの保有を原則としております。このため、短期での取引を前提とはいたしておりませんで、実際に債券の運用をするために、この運用方針を見直す際にそういったところを参考にさせて、見直しをかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小嶋真由美議員。

○12番（小島真由美議員） また、この短期の年度末から5月ぐらいまでの運用方針というのを  
どういうふうに立てられて、また、何か基準とかがあれば、またお示しをいただきたいと思  
うんですが、その辺は何かありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども申しますように、基準といえますか、資金の需要が高まる時期  
は、先ほども申し上げましたように、年度末から5月ごろと、それと9月末から10月にか  
けて、ここのタイミングが一時的に資金が不足するということは、もう例年のことでござ  
いますので、そここのところで判断をしているというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 実は、この川崎市なんですけれども、川崎市は繰りかえ、または  
一時借入れ、現先取引、歳計現金や歳計外現金での資金繰りを含めた、こういった短期のお  
金をどうやって回せば一番運用率がいいのかということとずっと6パターンぐらいにシミュ  
レーションをされているそうです。一番効率的だったのが一時借入れということだったよ  
うなんです、そういったものの資金繰りとか短期運用を図っていく上で、調査研究をや  
っぱりしていきべきじゃないかなあと思いますし、毎年毎年同じリズムでやってくる  
わけで、資金が底をつくというか、本当に5月までがどういった話し合いをするのか  
とか、5月以降にはどういったことをするのかというリズムというのが、お金の出し  
入れの中というのは、市があると思うんですが、そこに合わせて、やはりきち  
とした運用計画を立てていかないと、なかなかしつかりとした運用はできな  
いんじゃないかなというふうに思います。

最後に、ちょっと基金については提案させていただきたいというか、意見を述べさ  
せていただきたいんですが、目指すべきポートフォリオとして、公金運用であること  
から、安全性を重視して資金調達と整合性を図っていくというのは、ずっとおっ  
しゃっているとおりでございますが、各年度一定額を購入し、やっぱり金利変動  
リスクの分散を行っていく上でも、各年度一定額を購入していくという、債券を  
です、購入していくというようなことをやっていただきたいと  
思います。金利変動リスクの分散を行うということもそうなんですけれども、安  
定した資金運用を行うための効果的なポートフォリオをまず10年、20年とこれ  
から老朽化してくるようなところでの方針の中で、この基金の毎年毎年  
の積み立てというところのポートフォリオを考えていきべきじゃないかな  
というふうに思います。

基金の取り崩しがあるからということであれば、本当に目の前の資金繰りのた  
めの基金かといえば、全くそうじゃないわけで、そこら辺はしつかりとした  
ポートフォリオをしっかりと構築をしなければ、そう言われても仕方がな  
いようになってしまいますので、ぜひこの件をお願いしたいと思  
いますし、資金需要が最低となる5月末の資金残高から、今後廃止が見込  
まれる基金などを除いて、一般会計の財源不足から来る財政調整基金の  
取り崩し要素も加味をして、今おっしゃったところを加味して、今後  
10年間の長期運用可能額を計算をして、ボトムラインというところ  
をしっかりと決めていただきたい。そこを決めないと、要するに出る  
お金と入って

くるお金のバランスだけで、毎年毎年やってしまっていて、結局長期的な展望に立てないというのが、この運用のやり方のまずさじゃないかなあというふうに思いますけれども、この辺、しっかりとお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

基金のほうは、この辺の見解を述べさせてもらったんですが、今度は資金の調達、市債のほうでございますけれども、これについてお伺いをしたいと思います、部長より先ほど定期預金を預けている複数の金融機関から元利均等で借り入れているとの答弁がございました。あったと思います。起債の引受先について、そういった元利均等という言葉が出たんですが、この償還条件についてなんですけれども、たしか公的資金は、確かに元利均等方式というのは、一つのパックになっていて、一つ設定をされているんで、これはいたし方ないと思うんですが、市中銀行では、元利均等と元金均等というのがあるんですね。元金均等のほうが、どう考えても元金が減っていくスピードが速いわけですから、利払いの総利払いについては、元金均等のほうが有利だと思うんですね。今後、民間資金とか市中銀行などにシフトしていくことについても含めまして、この辺の見解をちょっともう一回お聞きしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ご指摘のとおり、元金均等での償還の総額でいえば少なくなります。元金均等方式は、借り入れ直後の負担が大きくなることから、今まではこういった負担の平準化をするために元利均等方式を多く採用してきたところでございます。公的資金についても、元金均等での借り入れを行うことは可能でございますので、借り入れの方法につきましても、今後研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 最初の支払いがちょっと高いということで、そのとおりなのかわかりませんが、市長もよくおっしゃっていますけれども、将来世代に極力負担を残さないような起債の起こし方をしていくということであれば、ツケを回さないというような基本方針のもとで起債活動を行うのであれば、元金均等償還のほうが絶対いいと思います。元金均等償還の償還額は、徐々に減少して、10年目、後期、20回目には元利均等償還の償還額より少なくなるんです。逆転をします。先ほどおっしゃったように、そして総合的には利払いがこの元金均等のほうが少なくなっていくような形で、一つのシミュレーションなんですけれども、これはネットで幾らでもシミュレーションできるんですね。例えば、借入金を10億円、20年の償還で、償還回数は年の2回、半年ということで、据置期間がなくて、年利が2%の条件でちょっと起債をしたとしました。そういったときに、初年度の償還額は、元利均等が6,100万円、元金均等が7,000万円、ここは先ほど部長おっしゃったと思います。900万円の差で元金均等償還が高いんですけれども、総利払い額は、元利均等が2億1,800万円、元金均等方式が2億500万円、元金均等のほうが1,300万円総利払いが安く上がるんです。これは、10億円でこの金額ですので、総合体育館等の大きな起債をしたときに、どれだけちょっと、もう少しお勉強して起債を

していただきたかったかなあというふうに思いますけれども、もう少しこの元金均等方式、元金均等方式だけ変えただけでも、これだけの金額の違いが出てくるということで、これは今のお金の負担を見るのか、先々の負担を見るのかで全然違うのはもちろんなんですが、市長の方針としては、後世にツケを回さないようなというようにことをよくおっしゃっていますので、この元金均等方式のほうが私はより有利じゃないかなというふうに思いますし、特に公債費がピークアウトしている段階、こういったところは、総利払い額がもっと下がっていくということもありますので、この元金均等方式に変えてもらいたいな、これからは、というふうに思いますので、この件はちょっとよろしく願いいたします。

それから、据置期間について見直し廃止をするべきだと思うんですが、この決算報告書の資料を見ますと、学校教育施設なんかも全部、据置期間が1年とられていて、非常にもったいないなというふうに思っているんですが、この据置期間について、見直し、廃止するべきだと思いますし、これは供用開始までの期間とありますけれども、これは原則、事業系の起債と期間があっていなかったり、臨財債に当てはまるものかどうかというのも少し疑問がありますので、単純に10億円借りて、0.5%では500万円削減できて、0.3%では300万円という、やっぱり3桁の削減ができるわけですので、この据置期間についての見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員ご指摘のとおり、元金償還を据え置かないことで、即時に元金を償還することから、償還総額は少なくはなりますが、借り入れの手続は、事業が完了した後に行うのが原則となりますことから、当初予算編成時において、その借入額でありますとか借入時期を見込むことはちょっと難しいということもあって、そういった対応をするためには、あらかじめ償還元金の予算を多く確保するか、多く組んどくか、償還額が確定するたびに補正予算を計上していくか、どちらかになろうかと思えます。しかしながら、予算編成の考え方から、このような対応することは望ましくないということで、元金については、原則として償還額が確定した後に予算を計上し、償還することとしているため、1年間、少なくとも1年間は元金償還を据え置くこととしておりますが、今後、ご指摘のようなこともございますので、そこは検討する余地はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 事業の起債の内容によっては全然据え置く必要もないものもあれば、この据置期間というのも、もともとは公的資金が1年据え置いているから、その横並びとして金融、市中銀行もこういった措置をされているわけで、あくまでも原則ですので、これは交渉できるんです。ここはしっかりと交渉していただきたいし、事業の内容を見きわめて、この1年据え置きというところは、もう廃止をしていただきたいと思います。ここで3桁の、大体3桁ぐらいの削減ができるんですね。これをしっかりとやはり研究していただきたいと思います。



続きまして、利率の見直し方式についてお伺いをしたいと思います。利率見直し時の見直し方法については、この決算書の報告書によりますと、大体利率見直し方式になっているようなんですけれども、この利率見直し方式は、自動的にこの算定がされているのか。もしくは、交渉によって、その都度決定をされていくのか。もし交渉であれば、交渉方針の策定はされているのかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在のところは、利率の見直しについては、各金融機関への借入れ率の見積もりの際に、利率見直し時におけるTIBOR、東京市場銀行間取引金利とか、LIBOR、ロンドン市場銀行間取引金利などの金利変動を反映できる基準をもととする提案をしていただいております。交渉によるものではございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） そもそも最初の借入利率というもののつくられ方の仕組みというのは、最初の標準利率と、そこに上乗せをする専門用語でスプレッドというんですけれども、この上乗せ部分が決められて、ここのスプレッドの部分に、上乗せの部分に金融機関の本店、支店レートが重なってくるんですけれども、これは、この上乗せされたものに関しては、外に出ることは発表されることはないというのが原則なんですね。そこで、本市から見ると、市民への説明という観点から、国債の金融市場でのレートを基準にして交渉していくというやり方が、今、先進地では行われ始めています。やはり、ここに行くまでには知識も必要ですし、対等のやはりスキルを持って臨んでいかないといけないということもあるんですけれども、ここをしっかりとやっていく上で、必ずやってくるこの利率見直し方式であれば、このときに5年か7年かの後に、このときになったときに、こちらから提案をするのか、要するに銀行のほう仕切った仕切りレートで持ってくるのか、ましてや、そのままもうよくわからないまま利息が決まるのかというふうなことになるので、非常にここ、見直し方式を採用されているのであれば、このことをすごく重視をしていただきたいなあというふうに思います。実際、先進地の岐阜県の各務原市は金融機関との交渉で5,000万円の利払いを圧縮をしたというようなこともあります。

財務部局は、予算編成では予算措置をするまでに各所管に事業効果とか、所要額の積み上げ根拠というものを聞き取ったり、厳しくか優しくかはわかりませんが、求めるのだと思いますけれども、それと同じで、財政部署とか会計というところは、みずからの業務の中身をしっかりと把握をして、やはりスキルを磨く必要がある、市庁舎の中でも心臓部だと思います。お金の動きがあるところですので、しっかりとここら辺の自覚と、また体制を組んでいただきたいなあというふうに思っているんですが、今までちょっとる質問させていただきましたけれども、市長は、議員の時代から、また市長になられたときから行財政改革を訴えてらっしゃいましたが、市長よりこの件についてご見解をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

私も議員時代に、例えば今回、公債費の元金が21億円、金利が2億1,000万円という形になっておまして、議員時代から、会社経営の基本はどうやって支払い金利、割引金利の総額を減らすかということをお社経営者はもう常に心がけて、いろいろな形のことをやっているわけですが、市債があれば、それに、最近の金融市場の傾向で、元金に対するその金利、総額に対する金利等は、少し減ってきていると思いますが、やはりそこは大きな課題だと思いますし、市民から預かっているお金、あるいは市役所全体の運営の費用をどう組み立てていくかということは、とても大きい問題だと思いますので、今、議員から提案がありました元利均等、元金均等という問題、あるいは利率の見直し方式というふうな問題等につきまして、どう安定的、効率的な資金運用ができるかということについては、これまで以上に調査研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。

起債活動というのは、今は低金利、歴史的な超低金利ですので、借方優勢というか、これは、うまく起債も活用していくべきだとも思いますけれども、あとは起債のやり方だと思いますし、また、運用するところも、指定金融機関との関係は協力体制もありますのでよくわかるんです、ペイオフのこともありますけれども、もう少し分散投資というか、もう少しいろいろなところで広がっていきながら、もっと言えば、最終的には入札というような形で透明性を持って利率競争をしていただければいいなというふうにも思うんですが、何せ、これ、相手先があつての話ですので、一概には、利率だけの問題ではないということも承知していますので、その辺もお含みおきいただきながら進めていただきたいと思いますが、一番大事なものは人材育成だと思います。この利率見直しにしても、5年たったら職員は人事で異動していて誰もいないというようなことで、結局知識の継承というのも、一つの大きな問題でございますし、その前に、このファイナンス賞をとった国東市とか各務原市とか川崎市は、地方公共団体金融機構が行っている出前講座とか研修をしっかりと受けられているそうです。ここは、出前講座でしっかりとしたスキルを教えてくれるし、市の財政状況をアドバイスもしてくださるということなので、ここをしっかりと使い倒すことがいいですよというふうなこともおっしゃっていただきましたけれども、こういうことも非常に大事なかなと思いますし、資金を調達したり運用していく際に、一番大事なことは、妥結する利率のよしあしとかを見きわめ、金融機関との交渉力をつける職員のスキルだと思います。そのスキルを磨いて、すぐに結果が出るのがこの部署なので、先ほども言いましたが0.5%上がれば、すぐ何千万円という形で純利益が上がるわけですから、そこから各波及効果が出ていくというか、そういったところもありますので、この知識を継承していくことが大事なことでありますし、業務を続けていく中で、金融市場の動向に的確

に対応して、市民の血税ですので、一円でも有利に運用する力を職員が身につける重要なポストに位置づける組織の体制を強化していただきたいということをお願いして、一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで13時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりましたテーマにつき、質問をさせていただきます。

この夏は、障がい者をめぐる記事が大きく取り上げられました。1つは、リオデジャネイロで行われておりますパラリンピックに太宰府市在住の道下美里選手が視覚障がい女子マラソンの日本代表として出場されることで、大変喜ばしいことでもあり、太宰府市民の期待も大きいものがあるかと思っております。ほかは、事件、事故でございます。本年8月5日に神奈川県相模原市の知的障がい者施設で19名の入所者を刺殺するという事件が起きました。また、8月15日には、東京地下鉄線のホームで盲導犬を連れた視覚障がい者が線路に転落して死亡したという事故がありました。記事の大きさに目を奪われがちですけれども、道下選手も含めて、社会に生きる障がい者の方々の日常生活を支える環境について大いに考えさせられた出来事でございます。

この太宰府市においても、多くの障がい者が日常生活を送っておられます。その方々に障がいを持たない市民と同程度の生活上のサービスを提供することは、共生社会を目指す太宰府市にとって、当然の責務と考えます。このことは、第五次太宰府市総合計画後期基本計画の施策03、障がい福祉の推進の中でも、はっきりうたっております。

さて、障がいのある方々が日常生活を送る上で直面するさまざまな社会的な壁、それは障がいを持たない市民が意識しないままつくってしまっている生活上のルールが、障がいのある方々の生活を侵害しているという事実ですが、それが是正されないまま時を重ねておりました。しかし、2006年12月、国連総会本会議で採択された障がい者の権利に関する条約を批准するために、国内法の整備が必要と考えた政府は、内閣に障害者制度改革推進本部を設置し、結果として、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律案をつくり、それが2013年、平成25年の第183回通常総会で法律として成立する運びとなり、さきの条約をその後、批准したという経緯をたどっております。

ここに登場したいいわゆる障害者差別解消法、平成25年法律65号でございますが、この平

成28年4月1日から施行されております。その特色は、差別解消の方法を示したということでございます。

そこで、障がい理由とする差別解消に関する市の取り組みについて伺います。

第1に、まず、この法律の目的について伺います。

この法律は、究極的には共生社会の実現を目指していますが、直接的には、これは法律上の文言ですが、障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項、行政機関等及び事業者における障がい理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい理由とする差別の解消を推進することと理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

次に、この差別解消法、いわゆる差別解消法2条の定義について2点伺います。

まず、1号の障がい者とは、これも法的な文言ですが、心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とされております。この点につきましては、確認的なことですが、これは、先天的ではなく、後天的に事件、事故、発病後障がいが残ってしまい、継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にある方も含むと理解できますが、それでよろしいでしょうか。

また、第2号の社会的障壁とは、これも法律文言ですが、障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障がいとなるような事物、制度、慣行、観念、その他一切のものとされています。

例えば、これはどういったものがこれに当たるかということについて、お答えを伺いたいと思います。

最後に、この法律の最も眼目とするところがございますけれども、社会的障壁の除去について、どのように規定されていますでしょうか。また、この法律に基づいた市の取り組みというものはどういったものがありますでしょうか。お答えをお願いいたします。

再質問は議員発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

障害者差別解消法、平成25年法律第65号、実施の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、障がい者を取り巻く施策関連につきましては、障害者権利条約を批准したことなどもありまして、国内では、ここ数年新たにバリアフリー法、障害者虐待防止法等さまざまな法律が施行されました。さらに、障害者基本法の改正、障害者総合支援法施行等、順次、法整備がなされているところでございます。そして、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されています。

今後は、これらの法律の趣旨にのっとり、障がいの有無にかかわらず、住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策の充実に努めていきたいと考えております。

詳細は、部長が回答いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、法律の目的についてのご質問についてでございますが、森田議員が考えられておられますとおり、私たちも同じ理解をしているところでございまして、この法律では、障がいを理由とする差別を解消するための措置といたしまして、行政機関と事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を求めたものとなっております。

次に、障がい者の定義についてでございますが、この法律でいう障がい者とは、先天的な障がいや事故や疾病等の原因による後天的な障がいを区別するものではなく、さらに言いますと、障害者手帳所持者に限らず、身体、知的、精神に障がいのある人や発達障がいのある人、また難病の方々も対象としたものであると理解をしております。

次に、社会的障壁についてでございますが、事物につきましては、例えば、施設内での段差等であり、制度につきましては、例えば申請資格そのものから正当な理由もなく、障がい者を排除するといったもの、また、慣行や観念につきましては、無意識に障がい者に対する偏見を抱いたり、差別的感情により、障がい者の権利、利益を侵害するような障壁を指すものではないかと考えております。

次に、社会的障壁の除去についての規定でございますが、先ほど申し上げましたように、さまざまな社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努力することを求めることだと考えております。

最後に、本年4月1日に施行されました障害者差別解消法を受けまして、市といたしましては、まず、各課にコミュニケーション支援ボードを配付いたしまして、聴覚障がい者等への対応に活用できるようにしたところでございます。

また、障がい者が求める合理的配慮等のポイントをまとめた職員対応要領を作成し、職員に周知をいたしました。

この職員対応要領につきましては、障がいの種類や程度はさまざまであり、また外見からは障がいかわからない場合もございますので、職員が窓口等で対応する際の注意点について、事例等を用いながら説明した内容となっております。

このほかには、障がい者に対する差別解消の取り組みを実効性のあるものとするため、障害者差別解消法の趣旨のほか、手話やコミュニケーション支援ボードの活用方法等の研修を全職員対象に実施する予定としております。

さらには、行政機関及び障がい者福祉関係団体、保健・福祉・医療関係機関等で構成されております筑紫地区地域自立支援協議会におきまして、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、現在、協議を重ねております。

今後は、関係部署とも連携し、社会的障壁の除去のための公共施設等のバリアフリー化などにも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、お伺いしたいのは、障がい者の定義は、部長おっしゃるように、いわゆる障害者手帳を持つのが持つまいが、あるいは先天的であろうが後天的であろうが、生活上、あるいは社会生活上、困難をきわめると、そういった恐らく概括的な捉え方で問題はないんだろうと思いますが、むしろ社会的障壁と言われるものについてお伺いをしたいのですが、実は、神奈川県で起きました19人の刺殺事件という事件が起きたときに、これを褒めそやすようなものが流れた経緯がございます。といいますのは、あってはならないことですが、排除したということについて、それを賛成するというふうな見方ですね。こういった見方というのは、障壁ではないのでしょうか。それから、もう一つ、一番感じることでございますけれども、例えば、社内で、例えば中国語とか外国語をしゃべっている方、向かい合うときは、いわゆるそれなりに私どもも考えなきゃいけないことだと思っておりますけれども、例えば手話で会話をされている方を見かけるとき。この方たちにとって、私どもはアクセスというのは、意外と外国語ほどには考えていない。これは、他県ではございますが、既に小学校の段階から教育のレベルで手話を取り入れていると。副読本的なものかもしれませんが、そういった形で距離を縮めていくというふうな形のものを持っていらっしゃると思いますが、つまり教育の中で、いわゆる手話を使われる方というのは、もう別のものというふうに理解すること、それ自体が障壁ではなからうかと思っておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 本当に前回は起りました殺人事件、本当に痛ましい事件でございまして、これを受けまして、福岡県としましても、各施設への通知とか、そういった対応を行ったところでございます。この部分につきましては、先ほどの回答の中で申しましたように、無意識のうちにも障がい者に対する偏見を抱くであるとか、差別的な感情、そういったもの、また、障がい者の権利、利益、これ、当然共生をしていくという、地域で生きていく、そういった人としての権利というのは、当然みんな同じでございまして、そういったところを侵害する事件だというふうに私も考えております。

また、次に言われました手話についてでございますけれども、これにつきましては、言語としての認知を今回権利条約であるとか、障害者基本法、そういった中でも明記をされておることもございまして、これにつきましては、しっかりと私たちも考えていかなければならない。また、先ほど言いました職員の対応要領、これも、ずっと見ておりますと、ふだん私たちが気がつかなかったこと、あっ、こういったことにも配慮をしなければならないんだというようなことがやっぱり気づかされる部分も多々ございました。そういった部分も含めて、障がいを持

つ方を理解していくというのは非常に大事なことだと思っております。実際には、今、小学校の総合学習、そういった時間の中で、例えばアイマスク体験であるとか、車椅子の体験、そういった体験の授業とかも実際に取り入れられておまして、そういった中でも十分にこの障がい者に対する理解というのを深めていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

そういったことを大前提にの話でございますけれども、社会的障壁の除去について、部長のほうで個別具体的な取りかかりの事項をご説明していただきましたけれども、法律上は、一般に障がいを理由とする差別を解消するための措置として、3点用意されておると思っています。それは、1点は7条の行政機関等における障がいを理由とする差別禁止と社会的障壁の除去義務、それから2番目には事業者における障がいを理由とする差別禁止と社会的障壁の除去実施の努力義務、3番目に地方公共団体の関係機関等の対応要領作成努力義務第10条ということですが、まず、この3つの措置義務といえますか、実施義務があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 差別を解消するための措置といたしまして、まず、国や地方公共団体、また事業者につきましては、不当な差別的取り扱いの禁止、これが法定な義務となっております。

次に、合理的配慮の提供ということで、国や地方公共団体につきましては義務、また事業者につきましては努力義務という形で規定をされておるものと理解をしております。

また、第10条の職員対応要領、これにつきましては、努めるということにはなっておりますけれども、ほとんどの自治体でこの部分については取り組んでおるといような実態でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 本市におかれましては、職員の対応要領作成については努力義務ですが、早々に作成をされたということでございますが、これも一種努力のもう一つのほうで、公表する努力という規定もこの法律の中にはございますけれども、公表についてはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今のところ、この要領が職員の窓口対応、そういったものを中心として掲載をしておりますので、今のところ一般市民への公表ということは考えておりません。職員の中でしっかりと研修をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 努力義務ですけれども、結局最終的には第7条の行政機関等における障がい者用トイレの設置を理由とする差別の禁止と社会的障壁の除去実施義務という、この義務が基本的には課せられておりますので、恐らく職員の方の対応要領作成というそういう一覧リストといいますか、その文書が果たして妥当なものかどうかということについては、どこからかの基準といいますか、そういうものはあつてしかるべきかなと思います。そして、ましてそういった声が聞かれたときに、ある程度の期間を放置するということになると、まさにいわゆる除去義務に反することになろうかと思っておりますので、その点は、まだまだ努力義務のレベルでございますので、本市における取り組みそのものは、私もそれで非常に適切だと思いますけれども、今後はぜひとも考えていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らさせていただきますが、その前に、実施する除去義務ということがある関係では、例えば、太宰府市役所には、いわゆる多目的トイレというのはございますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この庁舎ができたときから障がい者用のトイレという形では整備をしておりますけれども、その後、いろいろな障がいへの対応ということで、今となりましては総合トイレという形で、そういったものの設置が求められております。ただ、この建物が非常に古かったこともございまして、今では1階にオストメイトとおむつ交換シート、これを備えたトイレは設置はしておりますけれども、それぞれが別のトイレ、東側のほうがオストメイトが対応できる障がい者用トイレ、西にありますのがおむつ交換台がついた障がい者トイレというような形で、分散した形での設置ということになっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 物理的な可能性といいますか、そういったことも含めて、恐らくこれも期限つきのものだろうと思っておりますので、このあたりも配慮をよろしくをお願いをしたいと思います。

いわゆる公の建物の中には、当然この第7条の社会的障壁の除去義務と、実施義務というのがございますので、当然のことながら今度できる体育複合施設とかというところは当然完備されていると思っておりますし、それから、ほかの公共施設の中にも、そういったものが順次備わっていくと思っておりますけれども、そういった見通しにつきましてはいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 市の施設全体は、当然のことながらバリアフリー化を図っていかなくちゃならないというふうに考えておるところでございまして。特に声の上がってきているのが、太宰府市のプラム・カルコアの市民ホールですね。市民ホールのホワイエと市民ホールの舞台がバリアフリーになってないという形で、ご指摘もいただいているような



状況でございます。それにつきましては、どうしても構造躯体を扱わないとバリアフリーにならないというような状況も実はございまして、ただ、本年空調関係の改修の設計もやっておりますので、それに含めて今検討しているところで、できるだけ早期に実現するような形で考えているところでございます。

あと、それ以外の全体的なものについては、例えばエレベーターがないとか、それから階段の中央部分にトイレがあってバリアフリーになってないというようなところも現実的にございますので、それにつきましては、最終的に老朽化して、また施設の改修、複合化とかそういうふうな問題もございまして、全体的な見通しを立てながら確実に進めていけるような、今、計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか第7条というのは上っ側に乗っかっておりますので、そういった除去義務という、そのテーマがありますので、なかなか大変だとは思いますが、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に、この実質的に社会的障壁の除去実施義務という、行政機関の場合は義務、事業者については努力義務という形でうたわれておりますけれども、これよりも実はもっと大事なものがあるのではないかというのが私の考えでございますが、同じ差別解消法の中に、障がい者理由とする差別を解消するための支援措置というのが置いてございます。この中に、啓発は、もう当然そういうふうなものになりますし、相談や紛争防止のための体制の整備ということも、当然そうなるでしょうけれども、一番注目しておりますのが、これは努力義務なんですが、法令用語に従いますと、差別に関する相談及びこれにかかわる差別を解消する取り組みを効果的かつ円滑に実施するために、医療・介護・教育その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する地方公共団体機関、関係機関と書いてございますが、これから構成される障害者差別解消支援地域協議会の組織化をうたっております。私は、これを重要性が大きいと考えておりますのでは、例えば、視覚障がい者が、道下選手もそうですけれども、通勤で信号のある横断歩道をわたるときに、現実にはさまざまな不都合がございまして、例えば車が多くて信号チャイムが聞き取りづらい。あるいは、信号チャイムが夜の8時ごろには消えてしまっている。ところが、ご当人は、通勤から帰ってくるときに、それが鳴っていないので渡るのが怖い。こういった問題は常々起きてきますし、これを実は市役所の窓口で持っていくと、それは警察の所管ですと言われて、ここでは解決ができないという話になってしまいます。当然のことながら、警察は警察で原則を変えないということで、事態は一つも改善しない。こういったことが、今までも起きておりますし、現実にそういったことがあっております。

したがって、何が原因か。つまり、これ、端的に言いますと、警察がその相談機関の中に繰り込まれていないといえますか、例えば市役所がこういった要望が出ておりますけれども、警

察の対応というのを変えてもらえませんかと言ったときに、警察が部外者であるということが大問題になっております。

そこで伺いますけれども、この先ほど申しました障害者差別解消支援地域協議会、これは、それ自体は行政機関で構成すると言われておりますけれども、この地域協議会の構成機関等に警察は入っておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、現在、4市1町の中でこの設置について協議をしているところでございます。その中にどういう人たちを入れていくのか、それについても今後検討をしていくことになろうかと思っておりますけれども、今考えておりますのは、相談支援事業でありますとか、保健福祉医療機関、また、療育とか就労関係の機関、障がい者の団体、また、障がい福祉サービス事業所、あと県とか社会福祉協議会、そういったところを基本的には考えておりまして、警察を入れるかどうかというのは、今のところそこまでの検討はされておられません。ただ、この地域支援協議会の役割といたしまして、こういったさまざまな問題、障がい者に対する問題があったときに、この支援協議会の中で検討をいたしまして、関係機関等に意見、そういったものを申し立てるといような機関でございますので、そういったところで対応ができればというふうには考えております。以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これ自体は努力義務なのですがけれども、基本的には、市には社会的障壁の除去義務があるというのは、常に基本的な義務としてありますので、このいわゆる努力義務の組織だけというのも、恐らく時間の問題で、恐らくこれは義務のほうへ転化していく推移、そういうものがあるだろうなどは思っております。問題は、そのこの、いわゆる差別解消の支援地域協議会の構成機関でございますけれども、これは、内閣府のほうから出されております文書と申しますか、それによりますと、一般に地方公共団体の機関と言われる中に、目を引きますのが、予定されているものとして教育委員会、学校、警察署、消防本部、これが入っております。そのほかに国の機関として法務局、そのほかに教育関係としてはPTAも入っておりますし、当事者として障がい団体、福祉は先ほどおっしゃいました。それから、医療の関係も先ほどおっしゃいましたが、あと事業所として商工会議所と交通機関、事業者、それから、法曹も、弁護士、司法書士、行政書士といった形で、かなり幅広く差別解消に向けての基準立てをしようという国の意向と申しますか、これは、社会的障壁を除去する場合にどれだけの調整をしなければいけないかというその幅の広がりを示すようなものだと思いますけれども、そういったものが必要ですよといったふうに出て出されているリーフだと思います。

そこで、再度お尋ねいたしますけれども、警察とか消防署とか、完全に権限を交通規制とか、そういったことの権限を握ってらっしゃる方々をこの協議会の中に繰り込むというふうなご予定のことは考えていらっしゃいませんか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今、森田議員が言われました内閣府が示しておりますこの地域支援協議会の構成関係、これを見ますとかなりの幅の広い内容となっております。これを全て当然取り組むというのは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。この件につきましては、先ほど言いましたような筑紫地区地域自立支援協議会におきまして、この障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けて、現在検討しているところでございます。これは、4市1町で構成しておりますけれども、その中で、こういった内閣府が示しております想定されるメンバー、この中からこういった方を選出していくのかということも含めまして、今後検討していく課題となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） お願いをしておきたいと思えます。

もう一つは、今の時点で4市1町の形で、恐らく発展的なというふうな意味合いだろうと思えますけれども、協議会の設置を考えていらっしゃるということですが、実は平成28年4月1日施行という段階で、既に福岡県の中にこの協議会を設置してあるところも既にございます。実は、福岡県では、既に福岡市や北九州市、それから八女市、うきは市、それから直方市、大牟田市、筑後市、宗像市、そういったところでは、もう既にこの協議会ができて、稼働しているというふうに発表されておりますので、ぜひとも急いでつくっていただきたいと思っております。

私がこれにこだわりますのは、先ほど申しましたように、例えば信号機一つめぐって視覚障がいの方が通れるかどうかということ、いわゆる警察の管理という側面を考える場合と、当事者、あるいは社会福祉関係の方が同席して、その基準を考える場合は、当然のことながら違ってくるだろうと思っております。恐らく、警察がつくった管理体制というのは、それはそれで合理性がありますけれども、それが社会的障壁であるという認識は、多分警察のほうはお持ちじゃないんじゃないかなと思います。これは、そういった協議会でそういった基準を是正されていかないと、社会的障壁の除去についてはほど遠い話ではなからうか。そういった意味を込めまして、協議会、それから協議会のお互い合意形成、あるいは合意ができた場合にはそれを各部署で実施していただくというふうな取り決めについて、協議会の中で意思決定をしていただければ、社会的障壁の除去ということについて一歩も二歩も進むことになるかと思っております。

最後に、市長のこの協議会形成とその協議会のあり方についての、今明確な、こういきますという形ではお返事ができないかもしれませんが、こういった方向でぜひともやってみたいというふうなお考えがございましたらお答えをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

あらゆる人が、人として生きる権利があるわけでございますし、この太宰府でも共生社会の実現に向けてあらゆる取り組みをしていきたいというふうに基本的に考えている次第でございますが、先ほどのちょっと協議会等についての認識、ちょっと私もまだまだ不十分でございますが、今すぐどうする、こうするということは言える立場にはありませんが、いろいろな形での障がい者差別解消に向けて努力はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

最後になりますけれども、実は体育複合施設、今回が初めてアーチ型の青信号ができるというお話を伺っております。しかし、あの近くには障がい者団体の施設というよりは、事務所がたしかあったと思います。その、その方々が通勤としてそこへ、恐らくその通路を使われると思います。そのあたりの配慮もぜひ警察と交渉をいただいて、社会的障壁を感じさせないような、そういう太宰府市であってほしいと思います。

では、これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで14時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

中学校の給食実施は、太宰府市民の長年の強い要望であり、芦刈市長の公約でもあります。当選後、市長は、中学校の給食実施に向けて、積極的な姿勢を示し続けてこられました。教育委員会は、学校給食改善研究委員会を設け、市民調査を実施し、給食実施に向けてさまざまな検討に取り組んでこられました。この8月には、学校給食改善研究委員会の答申が出て、市長に報告もなされたところです。議会からも、要望書として中学校給食調査研究特別委員会の成果が市長に伝えられています。答申は、また議会からの要望書も、完全給食実施が望ましいとする立場を明確に示しています。

私は、詳細なデータを収集し、丁寧に検討を重ねてこられた当該委員会の皆様と教育委員会に敬意を表したいと思います。その上で、この中学生全員を対象とする完全給食の実施を支持する立場から幾つかの質問をしたいと思います。

無論、解決していくべき課題があることは承知しておりますし、答申の中にも、委員の個別

意見としても述べられています。しかしながら、中学校の完全給食をめぐる議論は出尽くしていると思います。あとは、政治的な決断こそが重要であると考えています。そして、解決されるべき課題があるからといって、実施が先送りにされてはなりません。中学校給食の早期実施を前提として、そのタイムスケジュールの中で着実な解決が図られていくべきだと考えています。

以上を前置きとして、市長に対し、次の項目に対し質問いたします。

一つ、既に述べた答申、報告、要望書、それらを踏まえた上で、完全給食の実施及び実施の時期について、市長としての見解をお答えください。

とりわけ、実施すること自体については、初日の長谷川議員に対する回答にあると考えておりますので、時期について見解をいただきたいと考えています。

完全給食を実施する方式には、幾つかがあります。また、検討されてきました。太宰府市の小学校の自校式の給食は、全国表彰もされたことがあるすばらしいものです。私事になりますが、我が家の子どももアレルギーを持っておりました。転居してくる前の福岡市のセンター式の給食では、食べるものが間引かれるだけで、対応ができませんでしたが、太宰府に来てからは、医師の判断に従い、アレルギーの程度に応じ、おいしい代替の料理をつくっていただきました。添加物が少ないせいもあり、息子のひどかったアレルギーはこちらに来てからどんどん治っていきました。大変感謝しています。そのような子どもたちは、今もたくさんいることでしょう。

太宰府市の小学校のすぐれた給食は、長年にわたり教育委員会、栄養教諭、栄養士の皆さんが力を合わせてつくり、育ててきた太宰府市の財産だと考えます。中学校に完全給食を導入するに当たっても、この大切な財産を生かしていくこと、太宰府らしい給食のあり方を考えていくべきこと、私は、そのことを切に願っています。

さて、手元に20年間の全体コストを比較する資料があります。小・中合わせてセンター化してしまうということを除けば、中学校の自校方式はデリバリー方式の次に安いものとなっています。方式を選択するに当たっては、経費が重要であることには変わりはありませんが、絶対的な金額そのものだけではなく、費用と効果、その関係で考えるべきです。デリバリー方式も、設備投資は少ないのですが、運用経費は高くなっています。良質な給食を提供することが教育の一環として次世代育成に果たすべき役割の大きさを考慮すれば、自校方式に比べて圧倒的に有利とは考えられません。

私は、中学校でも自校方式を目指すべきだと考えていますが、給食室の準備等時間を要することを思えば、当面の間はデリバリー方式を拡充し、給食として実施していくことが現実的であろうと考えています。太宰府市の小学校給食は、全国に誇れるものです。長年にわたり、時間と労力、知恵を愛情をかけて育ててきたものです。その蓄積されたノウハウを中学校の給食にも生かしていく必要があります。市長におかれましては、小学校給食を守り育てていただきたいと思います。とともに、その基盤の上に中学校の給食も考えていただきたいと思います。

そこで、2項目、現在、小学校で行われている給食と、今後導入される中学校給食をどう接続させていくのか。市長、あるいは教育委員会のお考えをお示してください。

最後に、3項目、中学校給食実現までの課題と道筋にかかわることとしてお尋ねします。

どのような形態の給食であっても、すぐれたメニューを給食として提供していくためには、栄養教諭あるいは栄養士の確保を進めていく必要があると考えます。そのために栄養教諭もしくは栄養士を増員する意思はおありでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

また、昨今、子どもの貧困が問題になっておりますが、全員喫食を始める時期において対応することはもちろんですし、当面、選択式のランチサービスの拡充が図られる間においても対策を講じる必要があると考えます。

就学援助を市として拡充する、あるいはランチ代への補助の増額を図るなどして、喫食率の向上を図り、もって選択式のランチの状態であっても給食としての位置づけ、意味づけ、教育上の効果を高めるということを考えてほしいと思います。市長の考えはいかがでしょうか。

また、小・中を通じた給食を導入するに当たっては、市民の合意が形成されることも大切です。今回の答申をもって終わりとするのではなく、市民参加と市民の理解の上に立って、私たちのまちの給食が実現できるように進んでいっていただきたいと希望しています。市民との対話を一層促進し、市民の理解と納得を深めていくことについて、市長のお考えをお聞きします。

再質問は発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問の中学校完全給食の早期実現についてご回答申し上げます。

実施方法、実施時期についてでございますが、本年6月議会で長谷川議員のご質問に対し、多方面からのご意見をいただきながら現実的な対応を行うということでご回答申し上げていたところでございます。

先月19日、議長と中学校給食調査特別委員会委員長の連名で要望書をいただきました。また、31日には、学校給食改善研究委員会の答申を踏まえた教育委員会の考え方も報告書という形で示されております。その中で、現在、他の自治体で実施されている給食方式につきまして、それぞれ一長一短があります。私としましては、今回報告されました教育委員会としての考え方、議会中学校給食調査特別委員会からいただきました要望書を踏まえまして、現在、どのような給食方式がいいのか、生徒の皆さん、保護者の皆さん、また、現場の先生方、それぞれの思いなどをどう酌み取っていくか考えているところでございます。

今後についてでございますが、給食となりますと、実施後は、皆様もご承知のように、一過性ではなく、経常的に多額の経費がかかることでもありますので、慎重に検討する必要があります。このため庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、内容をよく検討させた上で、方式や実施時期を最終的に私が決定し、12月議会に、議会の皆様に表明いたしたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問、じゃあ。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） では、1 点目について再質問をさせていただきます。

まず、これは、教育委員会からの報告書にもあった文言だったかと思えますけれども、昨日、長谷川議員の質問に対して、プロジェクトチームについて市長が言及されましたが、そのときはっきりとはちょっと聞き取れなかったのですけれども、プロジェクトチームを既に立ち上げたのか、これから立ち上げるとお答えになられたのか、その点をお教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今、答申等いただいたところでございますので、立ち上げについては今からです。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） だとすれば、そのプロジェクトチームは、いつをもって立ち上げると。

今、気持ちの上でというか、市長の心づもりとしては考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議会終了後といいましても、今回は決算委員会がありますので、月末までであるということですが、私としては9月中にはと考えております。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） それと同じく、時期に関することですが、12月議会には市長のお考えを表明したいということでしたが、議会でというような表現でしたけれども、可能であればその時点で一定の予算措置を補正を上げるというようなことも念頭に置きつつ、12月というのを考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そのとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） であるとするならば、改善委員会からの答申、内容的には1 枚ほどの比較的簡易なものであったかと思えますけれども、教育委員会から市長に報告がなされるに当たっては幾つもの資料が添付され、かなり具体的な検討を踏まえた上で教育委員会としては報告を作成していると思います。その中で、既にデリバリー方式というものが現実的には選択肢として考えられているような、というふうに読まざるを得ないように考えているのですけれども、12月の補正で上げるということで、最終的に、形態は問いませんが、全体を見通した上で予算案として補正を組みたいと考えてらっしゃるのでしょうか。それとも、補正ということなので、年度内でできる取りかかりをまずは始めたいというようなことで12月というのを念頭に置いてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その点もプロジェクトチームで検討させていただいて回答させていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 壇上で質問させていただいたときに、原稿と一部言いかえたんですけども、実施については考えは既に表明されているも当然なので、特に時期についてお答え願いたいというふうに申しましたが、昨年の選挙の際の公約、その後、教育委員会に、言葉は悪いかもしれませんけれども、一旦げたを預けるような形をとって、それ自体は仕方ないこととも思いますけれども、その間も、教育委員会はもちろんですけども、市長部局でも一定の検討は続けてこられたと思います。総合教育会議というものが現在あることを思えば、当然のこととしてそう考えていいかと思うんですけども、だとするならば、市長の任期が、ちょっとそれを言うのは早いかもしれませんが、4年であるということと、この公約の持つ重要性、また、今日でしたか、渋滞と保育士の問題と給食というのを3つの責任を持ってなし遂げたいこととして取り上げられていましたけれども、それを思うならば、市長が具体的な検討はこれからプロジェクトチームに委ねていくとしても、いついつまでに、こここまではということは、当然のことながら考えていらっしゃると思うし、また、考えてなければならない事柄に属すと思います。これは、内容を問わないものなんですね。市長の意思にかかわることだと思います。現実的にそれがどうなのかというのは、現実的な判断というのが今後もあるかもしれませんが、現時点で市長としては、もし可能な限り早目に導入すると考えるのであれば、いつというようなことを念頭に置かれて、市役所をリードしていくお心づもりでいらっしゃるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） なかなか難しい問題でございまして、私の思いと、実際に検討してみても本当にいろいろな多方面から検討する必要があると思います。

まず第1に、いろいろなことはしましても、決めたとしましても、議員の皆様、あるいは保護者の方々、学校、先生という形でのコンセンサスというのが必要になってくると思いますし、具体的にちょっと今、いつからということは今申し上げる状況にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） では、その点については、今あえてもう一回は聞きませんが、私としては、遅くとも再来年の4月は目標にさせていただきたいかなと思いますし、多くの市民がそう思っているのではないかと考えています。この点については、とりあえずここまでというふうにしておきたいと思います。

次の回答をお願いいたしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 小学校給食との接続ということでご回答いたします。



教育委員会といたしましては、8月31日にお渡しいたしました報告、太宰府市中学校給食のあり方についてにおいて、給食の実施に当たって本市小学校給食同様、3つの点に留意するよう述べておりますので、そのことをご回答とさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、当然のことではありますが、安全性を重視するとともに、栄養のバランスのとれたものを提供するということです。

2点目は、学校給食を生かした食育を充実させていくことです。現在、各小学校において食育推進の中核を担っておりますのは、栄養教諭、それから学校栄養職員等でありますので、各中学校への栄養教諭の配置も提言をさせていただいたところです。

3点目は、給食の実施において経済的な援助を行うことです。現在、小学校においては、給食費を就学援助の対象としております。中学校においても、適切な経済的な援助が必要となるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。今の3点は、中学校で給食を実現するに当たっても引き続き大切にしていきたい項目であると考えていいかと思いますが、他方で、報告書の中にもあったかと思えますけれども、中学校で実現していくに当たって、課題、解決しておかなければいけないものというも幾つか上げられたかと思えます。私の口から言ってもいいのですが、その点、ご返答願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 改善研究委員会の実は答申の中に課題は上げられております。改善研究委員会というのは、栄養教諭とか校長先生方とか、それから保護者の方とか、総合的に考えられた中で、協議の過程で出ました課題を、実はこの答申の中には上げていただいております。もう具体的に上げるということでございますので上げさせていただきますが、1点目は、保護者の希望が高いというそのアンケート調査の結果がある一方、当事者である小・中学生は現状のように選択制を希望している割合が高いということ。2点目は、食物アレルギーを有する生徒に対して、現状の体制では十分な対応が難しいという点。3点目は、全生徒を対象とした完全給食を導入することによって、中学生の学校生活にゆとりがなくなる。教員の負担増につながるという懸念があるという点。4点目が、給食費の未納により、学校事務職員や教員の負担が増える。それから、最後になりますが、中学校給食の実施により、新たな施設等を建設することで、老朽化が進んでいる小学校給食施設の改修が遅れるのではないかと懸念があるということが、研究委員会の中で課題として出されました。そのまま上げさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。

1点目に続いて、このような形で教育委員会に2つに分類した上でお答えをいただいたの

は、私なりに意図があります。先ほども少し言及しましたが、今年の12月でしたか、教育長がおかわりになられる予定で、その後、教育委員会制度も新しいものになっていく予定であったかと思えます。新しい教育委員会制度というものの眼目は、いろいろなところで語られますが、市長部局のリーダーシップを強く発揮できるようにと、それをもって学校施設等の整備のスピードアップであるとか、あるいは、ここではちょっと話は違いますけれども、緊急の事態が起きたときに、よりスピーディーに対応できることというようなことが幾つか掲げられたかと思えます。ちょうど太宰府市にとっては、既に総合教育会議そのものは始まっておりますが、中学校給食を実現するというこの時期に、まさに新しい制度というのが形の上でも始まるころなので、市長部局としても、力の発揮しどころというのになってくるかと思えます。その点について、市長にお考えというか、お気持ちをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 新しい総合教育会議になるということでございまして、もう半年、1年前から実際にそういうような会議はやっておるわけでございまして、それが教育大綱という形で出されておりますし、私は、やはり太宰府は教育と文化のまちだと思えますし、教育については、やはりさすがと思えるような内容は打ち出していきたいというふうなことを考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が期待していた答えというものを言うなれば、あえてあらかじめ整備の問題というのを言ったのですけれども、教育現場としてよりよい中学校給食を実現するために、市長部局といたしますか、市役所全体となって後押しをするというぐらいのことを言っていただけだったなどは期待はしておりました。この点についてはここまでにしておいて、最後に少し具体的なことになるかと思えますけれども、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 質問の内容がちょっとわかりませんが。

○7番（笠利 毅議員） と申しますのは……あっ、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） はい、どうぞ。

○7番（笠利 毅議員） 3点に分けて私質問いたしましたけれども、項目としては1つですが、そのうち1点目が終わった段階で再質問を促されたと理解しましたので、最後に栄養教諭の問題であるとか、就学援助のことについて、まだ直接には回答をいただけていないと思えます。

○議長（橋本 健議員） 3項目めを回答いただきたいということですね。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 1件目の回答で全部触れていると思うんですね。市長と教育部理事が回答しましたので、もう全部触れていると思うんですが、そこに対してまた再質問をしていただくというのが、笠利議員の質問になります。再々質問でも。

○7番（笠利 毅議員） ちょっと私も件と項目を勘違いして今、用語を使ってしまいまして失礼

いたしました。

では、再質問という形でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） はい、どうぞ。

○7番（笠利 毅議員） 今、理事のほうから教育委員会サイドからのお考えはいただきましたけれども、栄養教諭もしくは栄養士というのを増員していくと、その必要性に関して市長としてはどのようにお考えでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） プロジェクトチームでいろいろ検討する過程の中で、当然その課題も課題として上がってきますし、その回答もまた、あわせて後日というか、12月議会に出したいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 検討を待つということ自体は、それはそれとして、もう何回も聞いているのでわかるのですが、答申を受けたからには、一定程度は市長部局としての姿勢というものを示していく必要もあろうかと思ひますし、最後に市民との理解、対話を求めると、必要性もあるのではないかと。そのことは市長としてももちろん、教育委員会としても認めていただいているものと思っておりますが、であるならば、やはり対話をするためには意思表示というものが必要ではあろうかと思ひます。

改めて聞きますが、その前に私自身の考えを述べるならば、給食は、つくり手と食べ手とともに食べる、会食相手といいますか、食事全体がそうだとは思ひますけれども。これに関して言えば、食べるのは子どもたち、つくるのは、直接はもしデリバリーであるならば業者さんかもしれませんが、献立は太宰府市の教育委員会が責任を持って考えなければならない事柄に属すると思ひます。あえて、私も栄養教諭もしくは栄養士というものがもう少し必要ではないかと考えたのは、やはり何百人もの中学生が食べる食事というものを行政として責任を持って提供していくためには、現状1人の栄養士さんがいらっしやって、一生懸命やったださってはいらぬですけれども、たとえ彼女にどのように力量があつたとしても、1人に任せる性質のものではないというふうには私では思ひています。ですから、最低でも4校、各校にいきなりとは申さないのですが、せめて1人の増員は、具体的な方式の選択等を考える前からも、仮に来年度から現状のデリバリー方式を拡充するという、それ以上のことができなかつたとしても、内容の充実を図っていくために、とりわけ献立を考える人に力を入れて、市として考えていくべきではないかと思ひております。これは、私自身の考え方ではありますが、市長としてどのように考えられるか。感想でも結構ですから聞かせていただければと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今、お答えしましたが、当然考えなければいけない課題だと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それでは、考えてくださいというふうに言っておいて、12月に予算が計上する予定であるということであれば、ぜひ12月の段階でも人の確保については動き始められるよう考えていただきたいなと述べておきます。

続いて、就学援助を市として拡充する、もしくはランチ代について補助増額を図るなど、これも検討を経てという回答が出てくるのかもしれませんが、念のため見解をお尋ねしておきたいと思います。市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当然、その問題は一番考慮している問題でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 考慮しているとおっしゃいましたけれども、では、具体的にどのような形で考慮されているのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっとなかなか言える段階まで来ておりませんので、そういうところでお許しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） であるならば、12月に向けて極めて集中的に仕事をしていただかなければならないのかなという気はいたします。既に、先ほども申しましたが、一定程度のさまざまな数値計算というものは教育委員会からも市長のもとにも届いているかと思います。それを直ちに数日の間に検討しろというふうには申しませんが、そうした検討が進んでいることは既に承知おきのことではあったかと思うので、12月までとおっしゃいますが、12月を待たずにこれでいけるというようなものがあれば、早目早目に、議会に対してもというのはありますが、市民に対しても納得してもらえよう形をとっていただきたいなと思います。

そのことが、最後のこととなりますけれども、今後は時間はかかるというようなことを市長の口から聞いている限りは思わざるを得ないのですが、時間がかかるのであるならば、その時間を有効に使って、市民、税金の払い手である市民、また、給食の実現を待っている、主にはお母さん方、理解をいただいて納得をしてもらう必要があるかと思います。待った分だけ、待つものにも限りはあろうかとは思いますが、よりよい給食がまずは実現し、かつ、その先に展望が持っているようなものをつくっていく責務が、待たされれば待たされるほど市役所の側にはかかってくるかと思えます。

12月までとりあえずでいいですけども、一方で検討をしながら、市民の理解と納得を得て、また可能ならそうした意見をプロジェクトチームへの意見、プロジェクトチームの見解に

も反映させていく方法を、これは市長に尋ねるしかないですね。市長としては、何かしら構想を練ってられるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 笠利議員の中学校給食について、また、議会から本当にたくさん研究視察していただいて、ご意見いただきまして本当にありがとうございます。今、教育部のほうから、教育委員会のほうからそういう形で市長部局のほうにこういう提案があったということをしていただきました。それで、今、今度から、おっしゃるように市長部局のほうでどういう形で実施していくかということ、ロードマップといいますか、そういうのをしっかり立てていっているところでございます。そして、市長部局のほうは、特に工事関係、予算関係の形、そういう計画、それと教育委員会のほうでは、学校現場、先ほど市長が言いましたように、校長先生を初め、コミュニティスクールの委員の方、あるいは保護者、それから、今度新しく中学校に入学してくるような子どもたちにも説明していかなければいけないと思っております。市民アンケート調査の結果もあります。そういう形で、しっかりと市民、あるいは保護者とボールのやりとりをして、ある程度そのところを把握した上で進めたいというのが基本でございます。しかしながら、市長の公約でございますので、でき得る限りそのところを短縮してできないかなというところを模索しているところでございます。できる限り、実施していくということは変わりはないので、そういうところを今、市長部局のほうでこれから検討していくところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それでは、今、特に市長部局としては工事関係のことをという言及がありましたので、先ほどあえて言わなかったんですけども、教育委員会のほうからも懸案事項として出ていることではありますので、小学校の調理室が老朽化が進んでいるということですが、先ほど私も言いましたけれども、小学校の給食を大切にするためには、これはおろそかにはできないことではあるので。例えばの話ですが、小学校に使える予算と中学校の給食に使える予算と一まとめにして、小学校にこれだけ要るから中学校はその分ちょっと後回しにせざるを得ないというような考えが出てきたとしたら、その場合には、市長としてはどういう姿勢で臨みたいか。全く別物として小学校は小学校、中学校は中学校と、きちんとやっていくという姿勢で臨みたいのか、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） そもそもでございますけれども、今、要望書が出ている中で、それから市のほうでいろいろな形で試算している中で、基本的に将来を見据えてどういう形でいくかというところもしっかりと検討せねばならないと思っております。長期、どういう形であるかというのを、まだ市のほうで検討しかねているところがございますので、そういうところも含めていきたいと思っております。

それと、小学校の分は、小学校を改善しなければならない部分がありましたら、それはそれで進めていくということは間違いないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その点については、一定それで安心したところなんですけど、どうも先ほどから聞いておりますと、12月には方針を出し、かつ予算も出したいということではありますけど、これはできることなら聞かずに済ませておきたかったんですけども、将来にわたって現状の小学校の給食のあり方というものにも手を加える可能性というのを市長部局としては否定し切れないのかどうか、というか、否定していないのかどうかですね。そのつもりだとはおっしゃる必要がありませんが、小学校の現状の方式も抜本的に変えてしまうことも含めて検討するという姿勢で臨んでいるのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当面の課題は中学校完全給食に向けての課題でございますので、そっちをあれするから小学校がどうするということは、ちょっと今のところ、それとの関連では考えてはおりませんが、ただ、いずれにしても、実現する流れの中で、小学校と中学校はまた関連、笠利議員もおっしゃってあるように、非常に関連がある課題だと思いますので、そういう時期も出てくるかもしれませんが、当面はそういうふうな形で、中学校給食がどうなるから小学校給食をどうするということは考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 一応そういうものとして理解しておきますが、なぜ念のため聞いたかという、試算書の中には、経費の、小・中合わせてセンター化をするという試算も入っていて、当然のことながらそれも数字を見た上での検討がプロジェクトチームで行われるだろうと、先ほどまでの答弁を聞く限り、考えざるを得ないので、一応お聞きしておいた次第です。

これ以上聞いてもという感じは若干思いますので、率直に言いまして、実は、ほかにも言いたいことは幾つかあり、また、聞きたいこともありますけど、また、既に聞くつもりのなかったこともお聞きしたのですけれども、具体的な回答が思った以上に少なかったもので、であるならば、腹づもりだけでも、こちらも腹づもりを口にすることで、やはり語ってもらわなければならないと感じます。12月に一定のということでありましたが、予算措置とともにこうこうこういうふうにしますというものがいきなり出てきて場合には、まず、一つには議会が納得するかどうかと。ここまで議会が出してきた要望書、もしくは教育委員会、あるいは改善委員会からの答申や報告、それを踏まえた延長上の判断、かつそれを超えるような内容が市長部局でのプロジェクトチームの中から出てきたのであれば、それは大変喜ばしいというふうにはなりますけど、抜本的に変わっているような内容、もしくは、先ほど真ん中の段階で教育委員会に、ここは大切にしたいところ、ここは懸念しているところ、分けてお聞きしたのは、大切にしたいところは、もう市長部局にそこにもっと資源を入れて、もっといいものにしてみたらと。これが大

切だと思えます。懸案の事項、学校現場のことであるとか、保護者と子どもの意識の乖離であるとか、それについての解釈は、私は今ここではしませんが、そうした懸案事項を解決するために3カ月必死で取り組むというの、また市長部局の仕事になるかと思えます。今回の9月の議会の答弁を聞く限り、12月に向けて議会と市民の目は少し厳しくなっていくだろうということは、私としては感じざるを得ません。ですが、先ほど言いかけましたが、12月にいきなり決定案としての方針と、かつ予算措置も伴ってその姿をあらわすという形になるよりは、少しずつでも議会や市民に進行過程というのがわかるような形で事を進めていって、待っている気持ちが給食の実現に向けての希望に変わるような、そういうような道筋をできれば考えていただきたいなと思っております。

当初は、いろいろ聞いたあげく、最後に、では、もう一度、市長、いつ実現をしたいと思えますかと聞く予定でしたが、それはおさめておきますので、12月までの市長部局と教育委員会と率直な意見を交換した上で、本当に子どもにとって、市民にとって、できれば言いたかったことではありますが、太宰府の将来のまちづくりにとってプラスになるような給食が実現されることを願っております。

これで質問を終わりにしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い、質問します。

まず、ICT推進と情報公開についてお尋ねします。

市のホームページが新しくなりましたが、改善された点などについてご説明ください。

私も、サイト構造や掲載内容などを確認しましたが、市政情報については発信が十分でないと感じました。また、議会審議や各種計画の策定経過などは積極的にICTを推進し、情報をわかりやすく公開すべきと考えますが、市の取り組みと市長のご所見をお聞かせください。

次に、手話言語条例の制定についてお尋ねします。

手話を言語として位置づけ、普及を目指す手話言語条例の制定が各地の自治体で進んでいます。

条例を制定した自治体では、手話通訳者をタブレット端末で呼び出したり、聴覚障がい者による手話授業を小・中学校で行うなどの取り組みを行っているようです。

本市での条例制定についてのお考えをお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目のICT推進と情報公開についてご回答申し上げます。

本市のホームページにつきましては、市民の皆様を初めとする閲覧者の皆様方から、情報が探しにくいとのご意見をいただいております。今回、旧システムの保守期限が切れたことに伴い、本市の公式ホームページのトップ画面を中心に見直しを行い、9月1日にリニューアルを行いました。

主な変更点としましては、トップページに扉ページを設けることで、暮らし・行政サイト、観光情報サイト、文化財情報サイトの入り口を設け、利用者の目的に応じた入り口から入ることで、それぞれの目的に応じた内容をいち早く閲覧できるようにいたしました。

また、それぞれのトップページのレイアウトを決める際には、以前のホームページと比較しまして、全体的にすっきりとしたイメージとさせることで、見やすく、わかりやすいように心がけたところでございます。

リニューアルしたばかりで、まだ調整等必要な部分もございますが、今後、さらに利用しやすいホームページとしてまいりたいと考えております。

改善点の詳細につきましては、担当部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして私のほうからご説明をいたします。

まず、先ほど市長も申しあげました公式ホームページのトップページに扉ページを設けることで、暮らし・行政サイト、観光情報サイト、文化財情報サイトの入り口を設け、利用者の目的に応じたサイトへ直接入れるようにいたしております。

また、以前のホームページと比べると、比較的すっきりとしたイメージとし、検索に必要な見出しをわかりやすくいたしております。さらに、暮らし・行政サイトにおいては、閲覧者の利用傾向にあわせてキーワード検索ボックスを一番目立つ画面上部の中央にこれまでより大きく配置するなど、利用者の利便性にも配慮いたしております。

また、近年、スマートフォン、タブレット端末などの普及が進んでいることから、これらの端末でも見やすく、操作しやすいように、画面を縦に長く、指で操作しやすい、スマートフォンやタブレット端末専用のサイトに切りかわるようにいたしております。

さらに、災害の発生時などには、トップページを通常のページから緊急情報サイトへ切りかえることで、災害情報のみを取りまとめた画面にするとともに、アクセスが集中するような場合でも耐え得るシステムといたしております。

また、今回のリニューアルに合わせまして、平成26年3月議会で議員からご要望がありました各種計画書につきましても、市政情報の中に市の計画・施政方針の中に掲載しております。



か、キーワード検索では、検索結果にはサムネイル表示を行ったり、PDFファイル検索では、検索結果後に検索ワードに一致する部分に黄色の背景色をつけるなど、探しやすくなるように改善を行っております。

しかしながら、先ほど議員ご指摘のように、市政情報について発信が十分でないところもございます。特に種々の計画書の公開につきましては、各課の詳細ページには表示はしていますが、この計画の見出しページの中に表示をしていないものがあったりします。今回、ご指摘いただきましたものの中には、計画書自体が期限が切れているものもございますけれども、再度、担当課に確認をとりながら、公開が必要なページにつきましては、早急に公開をまいりますし、全てのことを総合的に再点検をいたしまして、その他不備なところもあわせて改善してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

貴重な時間とっていただいて、最後の質問ですが、私も、何度もこういった質問やってきたんですが、このホームページに関しましては、まだまだ私自身、隅々まで精査したわけはありません。また、質問のまとめ方も、ちょっと準備不足で、少しかみ合わんところがあると思いますけれども、よろしくお願いします。

まず、改善点、いいところですね、トップページの扉をつくったり、すっきりしたのは、市長もおっしゃいましたけれども、私もそう思います。デザインも、いわゆる古都大宰府にふさわしい、何か落ちついた、いい感じだなと思っております。くらし・行政へのキーワード検索とか、スマホやらタブレット対応をされてあるということは、先進的というか、今から必要なことで評価いたします。また、災害等の緊急対応もされているということで、これは、特に県の情報等々と今後よくリンクされていかれるといいかと思ったりもいたします。

そういった中で、私が一利用者として気がついたというのは、昨日一生懸命見たぐらいの話なんですが、その中でちょっと細かいこと、先に細かいことをちょっと幾つか、指摘まではいきませんが、意見として言いたいと思いますが、まず、何といいますか、便利サービスとかをまとめたのがすごくいいと思うんですよ。場所もいいなと思う。ただ、そのバナーの位置なんか、もうちょっと工夫したほうがいいと思うんですが、まあこれはそれぞれの感性ですからね。

細かいことですが、検索済みの色が変わらんですね。あれ、わざととしてある。ちょっとまたヘッダーとかタグでテキストデコレーションをノンにしたりとか、そういうことをわざとやられると。これなんかは、いわゆるそれぞれのブラウザの設定で自由に変えられるんだけど、よくおわかりにならない方がやっぱりおられて、これがいつまでも色が変わっているから嫌だというふうな声があって、それでこっちの、何ていいますか、サーバー側というか、今言ったような、じゃあ変わらんようにしようということとされているのかなと思うんですよ。

少なくとも、私、これをIE、インターネットエクスプローラーとかクロームとかエッジとか3種類ぐらい、あともう一つあるんですが、で見て、特に標準の設定をしているので、こちら側の原因じゃないと思うんですが、色が変わらない、あれ、変わったほうがいいですよ。だって、行政、いっぱいあるところで、あれ、どこ見たかなということになるから、あれはそのための色が変わるんですよ。その標準がいいと私は思います。

サイトマップについて、まず、どこかといったら右の上側にありまして、実は印刷したやつを忘れてきちゃって、ちょっと頭の中で不確かですけども、たしか右上のサイトマップがありました。ただ、これ、サイトマップというよりも、それぞれのリンクを張った文字列をグルーピングして並べているだけですよね。私ができたら欲しいと思うサイトマップというのは、視覚的に、いわゆるツリー構造になって、何がどこにあるというのがわかる、そういうサイトマップがあったらいいなと思いました。幾つかそういうことをされているところもありますので、参考にしてください。

字の大きさですけども、小さい。高齢者に限らず、やっぱりもうちょっと字は大きいほうがいいと思う。ただ、字の大きさを変えられるところがありますよね。確かに変えられる。そうすると、フォントが大きくなったりするけれども、ところが、デザインがちっちゃいのでつくっているから、何か今度は桁ずれがして、見づらんですよ。だから、やはり、今さらかもしれないけれども、大きな字でデザインするべきだった。あの辺の細かいすき間なんか要らないんですよ。

先ほどすっきりしたデザイン云々言いましたけれども、要するにサイト、ホームページですね、ホームページというのは、大体トップページという意味ですけども、この前、ファイルの集合全体のことをサイトと、あるいはホームページといいますけれども、それは、一つの家みたいなもので、あるいはデパートとか、あるいは役所とか役所かもしれませんね。お役所とか、そういったもので、玄関が物すごく立派でも中身が全然だめだったらだめですよ。中身が必要な人、例えば役所に来られる方というのは、例えば病気のこと、あるいは生活のこと、学校のこと、いろいろなことで困ったなあといつて来られることで、玄関が立派だから安心はされると思う。でも、中入ったら、何かあっち回し、こっち回しで、どこ行っていいかわからなくて帰ってきたら、玄関ばかり立派でってやっぱりなっちゃうんですよ。ですから、玄関が立派なのは大変いいことなんだけれども、やはり中身が大事と。要するにコンテンツですね。コンテンツがないところにサイトなんか意味がないと思うんですよ。もう少し言うならば、お客様あってのお店というかな、来場者があって、レストランで言うたら、まずはいらっしゃいませですよ。いらっしゃいませ、どうされますかって、サービスがあるわけですよ。もちろん費用もかかる。だけれども、社員食堂は自分でやらにゃあいかなですよ。自分で持ってきてこうしたりとか、みそ汁と自分でついでとか、そういうやり方もあるかもしれないけれども、やはりどうせつくるなら、一回つくってしまえば、動かす費用というのはほとんどかからないんだから、やはりレストラン、お客様という気持ちのサイトをつくっていただきたい

と。

そんなふうな、こんなふうなで、文字サイズとか言いましたが、バナーが下のほうに、多分お金取っている部分と思いますが、ありますよね。あれは、よく見ていませんが、ちっちゃくてよく見えないんだけど、あれはお金取っている分ですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 有料広告としてお金は取っております。ただし、今後もそのバナー部分を続けていくかって、サイト自体の美観の問題といたしますか、そういったこともありますので、そこら辺のところは今後の検討課題というところになっていくところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 承知しました。それであったら、今度リニューアルしたんだから、カウンターは今、ついてますかね。カウンターがついてないのなら、カウンターはつけるべきですよ。それで、どんどんカウンターを上げていって、あそこに出したほうがいざと言われるような。カウンター、せっかくですから。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ホームページ本体そのものにはカウンターついてないんですけども、内部でどのくらいのアクセスがあっているかというのは把握できております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 当然、アクセスログは各ページ単位でとられていると思いますけれども、それは内部の把握のためですね。というよりも、これだけ見ているんだぞということで、太宰府という知名度、そしてそういうふうな立派な新しいホームページ、そしてこれこれって、つまり太宰府市民だけじゃなくて、よそからもいっぱい見てもらって、カウンターがどんどん、どんどん伸びていくと、あそこにちょっとバナー張らせてもらおうかなと、当然。まず、七社会ぐらいからずっとやっぱり張っていただきたいですね。そんなふうなこともだんだんに進めていただきたいということと、あと二、三点、検索についてです。例えば、あとのほうでちょっとまた言いますが、広報「だざいふ」は、どこだったかなと、見たかったんですよ。そうしたら、なくて、なくて、あれ、何か、あっ、ここか、あれっ、ないな、ないなって、こうしょうたら下のほうにぽっとあったんですね。あるじゃないかと。それ、いいんですよ。ただ、そういうふうなバナーって、ただリンクをどう張るかだけの話だから、必要なところにあっちこっち張ればいいのかと思うんですよ。ここにあるからというのは、つまり、今度、新しく変わったというのはインターフェースが変わるわけですよ。なれるまでが大変と。多分、今は何かいろいろ苦情が多いと思うんですよ。何か要はなれてないからさ。なれてしまえば、こういって、こういって、あっ、これ、ここにあるということだけでわかるんだけど。だから、でも、よそから来た人というのは、わからないんだから、だから、その辺のリンクは、いっぱいあったほうがいいと思いますね。これも参考までに。

最後というか、市政への提言ということで、太宰府市へのお問い合わせは、またこれも、これも以前もありましたけれども、ちゃんとありますね。ここで、いろいろ質問とか提言とか何かいろいろ、苦情もあるかもしれない、というのはすると思うけれども、実はこれ、なかなか、これはホームページの話じゃなくて、これ、やっても、回答が必要な方というのは、なかなか来なかったり、私、一市民として何回かやったことあるんですけどもね。そういうものもあるけれども、ぜひこれは生かしていただきたい。せっかくホームページにこういうものあるんだから、これはホームページだけの話じゃなくて、市の皆さんがね。ただ、この中で、各課へ直接のメールの案内が前はあったですよ。LGWANの。例えば、経営やったら、k e i e i - k i k a k u d a z a i f uとか何か、ありましたよね。今回はなくて、ここの太宰府市へのお問い合わせ一本、つまり各課へのメール案内がなくなったような気がします、その辺のことをちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市長の部屋の下に市政への提言というようなところで、一つ一つの課のところ、今まであったところをここで集約化させていただいて、一番わかりやすいようなところに提言をしていただくというところを変えたというところがございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ええ、わかるんですが、やはり各課に確実に届くという安心感があるので、あったほうがいいかなと思います。ただ、何ていいますか、例えば議員はそこそこのいろいろな、例えば部長さんとかの個人のアドレスとかを知っている場合もある。大事なのはそこに送ったりもするけれども、課に対して送ることもある。ただ、こういう太宰府市へのお問い合わせで一括した、あのページがきちっと機能するならば、それでもいいと思う。

細かい点の、最後に、対市民、細かい点というか、中身をざっと言うと、市民に対する部分がほとんどですよ。これ、大事なところですよ。いろいろな、今度子どもが学校に上がるけれどもどうしたらいいのかいなど、引っ越してきたけどどうするのかとか、そういうふうな、病気になったらとか、そういうのをまず一生懸命調べられるというもので、それがまず。それから、市政情報ですよ。特に財政の情報とか、それと、議会はまた議会ということであります。議会ということで見ると、情報としては、議会の、自分たちのことを褒めたらいかんけれども、非常に充実していると思うんですよ。まず、量的にも。私も、よその自治体、そこに議会も一緒にあるから、ちょっと大体近隣とかざっと見たんですけども、量も質も非常にいいと思う。ただ、平成16年からの分を載せるかどうかというのは、もう必要ないかなと思うんですが、せめて前の期、4年間ぐらいでいいんじゃないかなと思うんですが、それぐらい十分に載せていますね。これは、やっぱりちょっとなかなかすごいなと思います。

それで、私、この資料を配付していただいとるんですけども、ちょっとこれを説明しますが、まず、これに関して、これ、どっから持ってきたのかということ、簡単に総合計画から持つ

てきたんですね。総合計画の33ある施策のうち、それにそれぞれ関係ある計画を、こっだけあるんですよ。ただ、外郭団体等のは外しています。例えば社協の活動計画であるとか、そういったものは外していますが、こっだけあると。マルはちゃんと掲載されていていいと。三角は、これ、後でちょっとやりますけれども、テキスト検索ができない部分ですね。単なる画像、利用はできますけれどもね。バツは見当たらないということですが、ちょっとこの資料に関して、まず、何というか、感想というか、こんなもんだというのを。それで、もし、私もちょっとばたばたまとめたんですが、マル、バツの間違いとかあるかもしれません。あるいは、項目の過不足があるかもしれませんので、もしあったらご指摘ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ありがとうございます。この中には、実際に移行作業において、移行作業途中のものもあります。そしてまた、計画書自体が、もう既に期限が切れている、失効しているような計画もこの中にはあって、それについては、先ほど第1答目のほうでご回答申し上げましたように、再度担当課に確認をとりながら、そこら辺のところを、もう載せなければいけないものは全部全て載せるように指示をしたいというふうに考えておりますので、そこら辺のところをご了承願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 承知しました。

ただ、切れた部分というのは、今度の第五次太宰府市総合計画の後期基本計画にこれが載っていたから、じゃああの部分ももう削らんといかんということにはなりませんけれどもね。そこは置きまして、この中で、ちょっと私、ざっと見よって、昨日の木村議員の都市計画に関する質問ありまして、あれっと思うて、ちょっとこれ、関連しますんで一緒に言いますと、真ん中辺からちょっと下のところに、都市計画のマスタープラン、これを今、つくっているわけですが、私も都市計画の審議会委員やっております、平成27年3月19日が私も最後の審議会ですが、その時点で、当時の市長が平成27年度までに策定すると。それで、事務局も、事務局は、辻部長さんとか、都市計画課長さんとかおられて、議会からは私と渡邊美穂議員が出とったんですが、たしかこれ、これ、議会側の理由ですが、総務委員会の正・副の充て職みみたいな形で出とった記憶があるんですが、4年間やったわけですよ。それで、事務局も目標年次を2035年度、平成47年度とし、平成28年度を初年度とする20年間計画ですと。この資料の第1章3項の目標年次のを明記されているんですよ。ということで、もう当然、もう平成27年度にでき上がったんじゃないかというけれども、ふと考えると、いつ報告を受けた記憶はないし、もらった記憶もないし。それ以降、だから、平成27年の選挙がありましたけれども、6月議会以降の議員協議会、全員協議会等、全部もう一回確認したけれども、報告はあってない。ただ、これ、事務局は、いわゆる地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に作成するので、するのでというか、そういう流れになっているので、もしかすると調整が必要になってくるかもしれないということを言ってありますので、そういったことも関係しているのかなとは思うん

ですけれども、報告は受けてない。ただ、議会からはお二人、審議会の委員に出ていますから、条例の中では3人ですけれども、2人出ている。その関係で、別に報告がなくてもいいということかと思うんですが、そもそもその委員も、ちょっとあれですが、私の任期は平成28年10月、来月までなんですよ。委嘱状をいただいております。どうなっているのか知らんけれども、第4条で委員の任期は2年とする、再任は妨げないということだけで、交代に関する規定がないんですよ。この件はちょっと話がずれますので、確認しとってください。

ちょっともとに戻ります。ということで、都市計画等はそういうことなんですけど、ぜひ、何というか、こんな計画がいろいろあるのであれば、やはり出したほうがいいと。ただ、出せないものは出さんでもいいと思う。それだけの理由があるならばですね。その前に、議会と情報をやはりデータで共有をしていただきたいというのがすごくあるんですよ。我々市会議員も本とかももらいますけれども、なかなかやっぱりああいうのって活用が難しいんですよ。市のホームページにあるものを見ている。例えば例規集なんかは、もうあの分厚いやつをロッカーに、あんなん持っているの見たことないしよ。あんなん現実に扱わんと、やっぱりホームページからの例規集を見ている。ただ、更新されてないときがありますね、これも。ちょっと関連しますけれども。もう最終日にきちんとした議決で条例が可決された。もちろん附則の施行日というのはあるんだけど、何かそれから大分たつとるのを見たら前のまんまというのはあるので、マンパワーというのがあると思うけれども、それはやっぱりきちんとしていただきたいということ等があります。

それで、ちょっと進みます。もう一問あるんで。

それこれで、今度少しちょっと、少し技術的なことをまた言わせてもらう。大した技術的なことじゃないですけども、ファイル名ですね。いろいろなダウンロードするファイルですね。先ほどの行政情報、いろいろなPDFなんかでずっと掲載されていますね。あのときのファイル名が、何か統一基準がどうもないと思う。例えば、広報「だざいふ」なんかは、もう昔は、言うたらなんだけれども、何か思い思いに好きな名前をつけていましたね。何でこんなつけたのかなという。ここ数年は、何となくページに合わせたやつですね。だけれども、例えば、細かい話すると、pの1とpの2やったらpの2が下ですよ。pの3が下と。だけれども、じゃ、pの10というのがあったら、どっちかというとpの10が上に来たりするんですよ。フォルダーの中で。そういうのは、分割して載せるんだったら、やはりユーザーのことを考えると、名前の前にゼロを入れるとか、ちょっとした工夫をされると、非常にやりやすい。後々、使うほうがです。

立川市にこの前、5月やったですか、議運で視察に行かせてもらって、クラウドにアップロードするときの命名基準というのがつくってあるんですよ。立派な基準、クラウドへの情報共有システムというものをつくってありまして、議会、議員がみんなタブレット持って、ペーパーレスまではいってないんですけども、それに近い活用をされてあります。それで、職員さんも、幹部職員から全員持ってある。ただ、ご自分のパソコンですけどもね。そこでいろいろ

るな情報共有をします。そして、それぞれがアップロードして、クラウドでいろいろな情報の交換をするということで、当然ルールが必要になってくるということで、ファイルの名前づけに関してきちんとした基準をつくってあるんですよね。こういったものをぜひ参考にされて、今後のやはり情報公開とも大きくかかわってくると思うんですよ。

また、今ちょっと分割ファイルのことを言いましたが、例えば広報「だざいふ」で、一括して落としたいわけですよ。我々、例えば会議録は、あれは一括で落とせるんですよね。結構なボリュームなんですけれどもね。ところが、どういうわけか、広報「だざいふ」はもうページ、ページで分割しているんですよ。くっついたらとところもあるし。恐らく各課、課で担当されてあるところで、あぁなって、こうなってと推測するんですけども、要は、一般的にですよ、一般的な設定で、一般的なスキルの方で言うと、いっちょいっちょ、あぁって、もういらいらして、こうして、こうしたのをいっちょいっちょ見るか、そういうのが結合、マージする、ソフトなんかでくっつけたり、あるいはもちろんいろいろな設定でそういうふうなフリーソフトもあるんですけども、まとめて一括ダウンロードするのもあるけれども、しかし、やはりさっきのレストランと社員食堂の話じゃないですけども、クライアントに、利用者こそここまで求めたらいかないと思うんですよ。それは、やっぱりサーバーサイドでやるべきだと思う。サーバーサイドでそういったことができるように。あるいは、あつ、それと大事なことを一つ聞かないけない。サーバーの容量は、一度聞いたことあるんですが、現在どれぐらいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今こちらの手元に資料ございません。ちょっとご回答しかねます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 了解しました。ただ、もう何年前ですか、大分前ですけども、相当な、何ギガ、何十ギガだったと思うんです。とにかく図書館の本が幾つ、全部入るぐらいあると思うんですよ。ですから、そこに全体部分を入れてもいいと思うし、つまり、そちらのほうで公開する側で工夫をしていただきたいということがあります。

最後に、この文書というか、情報発信についてとても大事なことで、先ほどのこの中で三角がありますよね。この三角は、これはもうおわかりと思いますけれども、いわゆるイメージでもうPDFになっている部分ですね。もうスキャンしてそのままPDFにしたりとか。つまり文字情報がない部分。テキストがない部分ですね。これに関しては、例えばもうもらった部分とか、紙しかない部分は仕方ないですよ。仕方ないこともないけれども、仕方ないとしてスキャンしてそれでいいけれども、市が直接かかわって作成した部分であれば、文字情報を入れた、残したままでPDFにできるというのは、例えば今のオフィスファミリーで言えば、あれは標準でそういう機能がついています。ただ、市のところ、少し古いですけどもね。かなり古いバージョンではあったけれども、ついているんじゃないかな。ついてなければ、その変換することに関しては、いろいろなソフトがある。あるいは、印刷関係、業者に頼んだ部分に関

しても、そういうふうなファイルでもらったときに、それを残せという指示はできると思います。それをぜひやっていただきたい。それが、もうできないと非常に困ると、もう一つは、透明PDFというのがあるんですね。透明テキストというものがくっつける。1点、普通の、例えばこれをスキャンして、ただの検索したって、公式サイトというのは全然載らないけれども、ここに文字情報、いわゆるOCRでこれを文字情報をつかみ出して、そしてここにくっつけるという技術もあるんですよ。調べてください。ただ、OCRですから、100%じゃありません。何というかな、活用が乱用になったりすることもあるみたいだけれども、それはそれとして、役に立たないわけじゃない。かなり役に立つ。そういったことをぜひ進めていただきたいということで、そろそろこの辺は終わりますが、最後、最後から1つ前ですが、いつももう平成15年からこういった、この質問をやってきとるわけですが、たまに忘れたころにやるんですが、今回ホームページが新しくなったんでやったんですけれども、いわゆるCIO、情報統括責任者ですね、こういうふうなIT関連の責任者、要するに当時、当時の助役さんは誰ですかと言ったら私ですというけれども、そうじゃない、そういう意味じゃないんですよ。その次の今度は市長さんに聞くと、今度は私ですって言って、どうもCIOとCEOを間違えてあるような気がするんですが、いわゆる情報に関して責任ある答えが、情報に関してできるかということなんです、そのことは置いときまして、結局そういう専門の部署をつくるべきじゃないかということの前からずっと繰り返して申しております。部署というのはどうやってつくるのかというのは私どもわかりませんが、例えば、例えて言うたらあれですが、スポーツ課というのができましたね。これは、スポーツ振興法を改めスポーツ基本法ができたんですよ。つまり法律によって、よし、じゃあつくるかということに格上げになったと、係から、と思います。あるいは、介護保険法ができたから介護保険課ができたんでしょ。というふうな法律の後押しがあってできるのかなと思うんですが、じゃあ、このITという本当に今から取り組まないかんものに関して何かというと、余りないんですよ。例えば、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法って長ったらしいのがあるんですが、目的はいいとしても、第11条に公共団体の責務として、地方公共団体の特性を生かした施策及び責務を有するって、何か何なの、わからんものなんですよ。これは何かというと、要するにもうどんどんやるのが当たり前ということだと思っただけですよ。だから、法律ができるのを待って何かするんじゃないくて、もうとにかく先にどんどん進むのが当たり前じゃないのというスタンスじゃないか。だから、逆に言うと、今ある法律というのは、何かを制限すること、余りやったらいけないよ、いけないよということのほうがあるような気がします。スポーツは逆、そうじゃないでしょ。スポーツはやったらいけないじゃなくて、どんどんやりなさいでしょ。ですから、そういったものをそろそろ、市長のお話によると、来年機構改革をやられるということで、当然市長のリーダーシップでやられると思うんですが、ここは副市長が長いおつき合いで私のこういった話も昔から聞いていただいとりますので、この機構改革に当たり、また、そろそろこういった部署の検討もいただきたいと思うんですけれども、ご見解をお聞かせください。



○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 以前からこの情報の推進については議員さんのほうにおかれましては大変詳しく、市のほうにいろいろなご意見をいただいているところでございます。今回、ホームページを新しくしたということで、いろいろお話を聞いてみますと、一定評価を得つつも、それからまだまだ改正していくところがあるんじゃないかというご意見でございまして、非常に参考にさせていただきたいというふうに思っております。ここを充実しますことで、住民サービス、そういうものへ非常に推進になっていくということであろうと思います。それで、今、組織の方でお尋ねでございます。それで、今のところ、文書情報課というところで推進しております。それで、新しいセクションをとというようなことでございます。現状を見てみますと、大体、普通の一般の職員がそこに配置されて、いろいろなそういう技術、情報、そういうものを得て今に至っているというところでございます。今のことは、研究、そういう部分はさせていただきたいというふうに思っておりますが、一般職の中にもそういう分野で非常に詳しい職員もおります。ですから、そういうところも考慮して、そういう経験、技術を積んで、できるだけ期待に応えるような方向で進ませさせていただきたいと。現状のところはそういうことで、一応前向きに考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくお願ひします。何というか、何でも業者というか、確かにITというのはブラックボックスみたいなどころがありまして、難しい面もあるけれども、出てきたデータというのは自由に扱えるのであるから、何でもかんでも業者じゃなくて、職員の中には詳しい方もいっぱいおられて、いわゆる汎用ソフトを使っても、アクセス等を使って立派なシステムつくったりとかというのは、ほかの自治体なんかでもよくあられるわけですね。やはり大変な効果があると。IT推進課ざっと見ても、静岡市、小松市、室蘭市、川崎市、宇部市等々あちこちあります。非常に何か役に立っているような感じではあります。ぜひ前向きに進めていただきまして、最後に、先ほどちょっと議会のことも触れましたけれども、議会は、今からやはりIT推進化を進めていこうということで、タブレットの導入、あるいはいろいろな情報の共有をしていこうということで、まだまだ任意の研究会ではございますけれども、来月は壱岐市に先進地でありまして視察に行く予定もあります。

そこで、市長に最後に一言。そういうことで、議会もこのITに取り組んでいきますので、ぜひ行政と、先ほどの市民への情報発信はもちろんですけれども、例えば決算書一つでも、決算もあれだけ見たって、決算も予算もあれだけ見てもみんな何のことかわからんと思うんですよ。我々は、決算、事務報告書であるとか監査意見書であるとか、いろいろな資料と一緒にあれを持って事前に説明を受けて、ようやく、ああ、なるほどと少しわかるぐらいでしたよね。だから、まず我々が必要な情報をきちんとした形でいただいて、そして、我々が市民に説明する責任がまずあると思う。そういうことで、情報の共有に対してご尽力いただきたいと思います。

すが、ご所見をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

9月からホームページリニューアルしまして、早速いろいろなご意見が、結構早いピッチで入ってきているというのが正直なところでございます。やはりいろいろなところでアクセスして、いろいろなご意見、提案を受けやすくなっているのかなという感じがいたします。議員のおっしゃいました、議員の皆さんに一番情報公開といいますか、そういう提供というのは必要なことだと思っておりますし、その上で市民への情報公開等々、よく考えながら進めていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

（16番門田直樹議員「次、お願いします」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 次ですね。

2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の手話言語条例の制定について、ご回答申し上げます。

聴覚に障がいを持たれた方々にとりまして、手話は貴重なコミュニケーション方法の一つであるとともに、情報収集手段の一つでも考えております。

この件につきましては、平成26年12月議会におきまして、手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書が提出され、全会一致で採択されたと記憶いたしております。

現在、条例制定している地方公共団体は、県レベルでの条例制定を含めまして全国で52団体ほどあり、福岡県内では、まだ条例制定している市町村はございません。

このような中、本市といたしましては、現在のところ条例制定までの考えには至っておりませんが、今後の福岡県や近隣市町の動向に注意し、適切に対応していきたいと考えております。

詳細は、部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

本市での聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障があります聴覚障がい者等の方への対応といたしましては、福祉課窓口到手話通訳員が常駐いたしまして、必要に応じて手話対応や筆談等による支援を行っています。あわせて、今年度からは、各課にコミュニケーション支援ボードを配付いたしまして、その活用を図るようにいたしております。

また、コミュニケーション支援事業といたしまして、意思疎通を図ることに支障があります聴覚障がい者等の方々に対しまして、通院や公的機関等に外出する際に、そのサポートを行う

ために手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っております。なお、この派遣に要する利用負担はございません。

ちなみに、このコミュニケーション支援事業を利用いただきました件数といたしましては、昨年度実績といたしまして、手話通訳が41件、要約筆記者が5件の支援を行ったところでございます。

今後もこれらの事業の充実を図りますとともに、これからのサポートを担われます手話奉仕員養成講座の開催につきましても、継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

41回で、要約筆記者が5回で、条例制定しているところを見ると、石狩市が手話事業に100回、だから半分ぐらいですね。ここが5万9,000人でうちよりも少ないんですけどもね。条例があるかないかということで、その後押しがあるのかなあという気もいたします。

ところで、今日、森田議員の質問で、いわゆる障害者差別解消法の施行に伴いまして協議会の設置に関しまして、部長は4市1町で協議を重ねているということ聞いておりますが、これは、確かに設置が義務づけはされてはおりませんが、つくったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そもそもなぜ4市1町なのかと。こういうのって、いいと思えばどんどん、何で4市に縛られないかんのかなって、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 筑紫地区、こちら自治振興組合の中にありますつくしぴあ、そういったところを中心といたしまして、共同で現在も地域の自立支援協議会というのを設けており。その中で議論をしているということもございまして、4市1町でやったほうが効率的ではないかと、それぞれの市町村というよりも。そういうところで、その協議会の延長線上にこの支援協議会というのを位置づけておるという関係からでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 先ほど森田議員の質疑の中では、もういろいろなさまざまな、商工会であるとか警察であるとか、もういろいろなものというふうな考えもありますが、逆に、その障がい者さんの団体と民生委員と、それぐらいで、あるいは就労支援団体、のほうが身軽でやれるんじゃないかと。いっぱい構成団体が多くなると、もう動くのもよっこいしょで迅速に動けないんじゃないかという危惧もあるわけです。そもそもこういうふうなことに對して前向きに、今、理由は聞いて、その件に関しては納得するんですが、確かにみんなで作った部分ですからそこを中心にやっついこうというのはわからんでもないけれども、どちらかというとなら4市1町でやる時に、何か先に行くなよみたいな感じが少しあるんですよね。だから、そこは

そこで、一緒にやるならやるで、協議の中で、ぜひ引っ張って行ってください。太宰府がそういうなら先に進まないかなという感じでぜひやっていただきたいと。その件は了解しました。

手話動画に関して、ARってお聞きになったことないかもしれんけれども、拡張現実ですね。要するに写真とか、スマホなんかこうかざすと情報が入っているわけですよ。それで、何か動くのが見えると。例えば、人間がおるのがぽっと見ると、その人間が走ったりするというのが見るとかというやつですね。あるいはQRコードということで、いろいろなものが出たりとか、工夫がいろいろあるわけですよ。そういったことを先ほどのITとも関連しますが、やったらどうかということで、あっちこっちですが、菊池市とか、どこですか、埼玉県の三芳町ですか、手話講座なんかをやっていると。最初私もちょっとびんとこんかったのが、例えばこうして、手話の講座があるわけですね。ところが、それを見れるということは、文字情報も見れるということですよ。だから、情報を伝えるだけだったら、手話じゃなくても文字を出せばいいじゃないかと思うわけですよ。ところが、何といいますか、そうじゃなくて、手話というのが独立した言語で、手話を使われる方にとっては、それがまさに体感であるということであるようです。例えば、我々も講演会を聞きに行つて、わざわざ言つて話されるんだけど、原稿だけもらつて帰ればいいでしょ、別に聞かなくても。でも、その人の口から聞かれる、あるいは全体見たそのものが、いろいろな情報になるんだと思うんですよ。それと同じで、手話というのは、もうそれ自体が独立した言語であるということで、先にそういうふうな形で進んでいったらいいんですけども、さっきちょっと気になった面で、コミュニケーション支援ボードですね。窓口の支援ですね。もう余り時間ないんでちょっと短くしますが、これ、結局筆談ボードのことですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今、門田議員言われたように、ホワイトボードでございまして、筆談を交わすというような形で利用していきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 了解しました。

先ほどちょっと例として言いましたが、例えば、タブレット端末ですね。常駐されておられるということをおられましたので、そうすると、例えばあっちこっち、要所要所に市の関連団体とか出先、出先といいますか、もちろん社協であるとか何であるとか、事務所のあるところにはタブレットを置いて、緊急時にはその方を呼び出して、そこでやりとりをやるかということもできますよね。そういうふうなことは、条例ができて後押しになる、予算づけ等々も後押しになると思うんですよ。あるいは、当事者福祉推進委員会、ちょっと時間がないけん、いっぱいあるんですが、要は、手話条例をつくることによって、そういった施策がやりやすくなるということがあります。その前提で、手話というものが何なのかというのをもう一度言いますと、いわゆる聾者は手話で夢を見ると、この場合の聾者というのは、聴覚障がい者

の方で、手話を生活で使っている、主な伝達手段として使っている方のことを指しているわけですが、そういうふうな方々にとっては、もう手話というのは、単なるこれを見ればわかるんじゃないかという問題じゃあないということをまず理解していただいて、そして、この障害者差別解消法に基づく協議会をつくって、そして、手話に関する条例をつくって施策を進めていただきたいことをお願いいたしまして、終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月28日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月28日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第76号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）
- 日程第4 議案第79号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第80号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 認定第1号 平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第7 認定第2号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第8 認定第3号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第9 認定第4号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第10 認定第5号 平成27年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第6号 平成27年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第7号 平成27年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 認定第8号 平成27年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第14 認定第9号 平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第15 意見書第1号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第16 意見書第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第17 議員の派遣について

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |    |    |    |     |     |     |    |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番  | 堺  | 剛  | 議員 | 2番  | 船越  | 隆之  | 議員 |
| 3番  | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番  | 森田  | 正嗣  | 議員 |
| 5番  | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番  | 入江  | 寿   | 議員 |
| 7番  | 笠利 | 毅  | 議員 | 8番  | 徳永  | 洋介  | 議員 |
| 9番  | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上   | 疆   | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾  | 議員 | 12番 | 小島  | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成  | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田  | 直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本  | 健   | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                     |    |     |                    |    |     |
|---------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長                  | 芦刈 | 茂   | 副市長                | 富田 | 讓   |
| 教育長                 | 木村 | 甚治  | 総務部長               | 石田 | 宏二  |
| 地域健康部長              | 友田 | 浩   | 総務部理事<br>兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行  |
| 建設経済部長              | 井浦 | 真須己 | 市民福祉部長             | 濱本 | 泰裕  |
| 観光推進担当部長<br>兼観光経済課長 | 藤田 | 彰   | 教育部長               | 緒方 | 扶美  |
| 上下水道部長              | 今村 | 巧児  | 教育部理事              | 江口 | 尋信  |
| 総務課長                | 田中 | 縁   | 経営企画課長             | 山浦 | 剛志  |
| 地域づくり課長             | 藤井 | 泰人  | 市民課長               | 行武 | 佐江  |
| 都市計画課長              | 木村 | 昌春  | 社会教育課長             | 中山 | 和彦  |
| 上下水道課長              | 古賀 | 良平  | 監査委員事務局長           | 渡辺 | 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |    |     |      |    |     |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 阿部 | 宏亮  | 議事課長 | 花田 | 善祐  |
| 書記     | 山浦 | 百合子 | 書記   | 高原 | 真理子 |
| 書記     | 力丸 | 克弥  |      |    |     |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第76号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第76号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 皆様、おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第76号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路御垣野4号線及び宅地造成において太宰府市道路採納規定により道路用地の寄附を受けた道路金山1号線の認定を行うものです。

担当課長から提案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

本議案に対して委員から、金山1号山の寄附を受けた部分に、現地に転回広場があったことについての質疑があり、執行部より、今回寄附の後に業者により転回広場はつくられたもので、現在のところ転回広場の寄附の申し出はあっていないとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第76号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第76号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第2、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、児童扶養手当法施行令が改正されたことに伴い、根拠法の項にずれが生じたことにより改正するものとの説明を受けました。

委員からは、支給を受けておられる方は現状と変わりはないのかとの質疑がなされ、執行部から、所得の基準額自体に変更はないとの回答がなされました。

討論はなく、採決の結果、議案第77号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につ

いて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第3、議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) おはようございます。

各常任委員会に分割付託された議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目ふるさと納税関連業務委託料760万円の増額補正。これは、ふるさと納税制度を活用した寄附金を少しでも増やすため、返礼品制度を設けるためのもので、委託の内容としては、ホームページサイトを活用した寄附金の受け付けから返礼品の配送まで代行するものです。関連としまして、この制度を設けることにより、寄附金の目標額として1,000万円をふるさと太宰府応援寄附として歳入に計上しているとの説明を受けました。

委員から、集まった寄附をどう使うのか決めているのか、実際に新しくシステムで開始するのは来年4月からの予定なのかなどの質疑がなされ、執行部より、細かい区分については決めていないが、どういったものに使ってほしいというのを申し込みのときに選んでいただくような形にしたいと考えている、できるだけ早急にやりたいと考えている、年末の駆け込み寄附が

多いようなので、そこに間に合うような形で何とか立ち上げたいとの回答がありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費1,844万9,000円の増額補正。対象校は水城西小学校で、平成29年度には教室不足が生じる可能性があり、その後も児童数の増加が見込まれることから、当面の教室不足の解消を図るために、仮設教室6クラス分を建設する。また、上下階の移動が困難である肢体不自由の児童・生徒にとって快適な教育の環境を確保するため、エレベーターの整備を行うものとの説明を受けました。また、関連のある項目として、債務負担行為補正についてもあわせて説明を受けました。

委員から、仮設教室を建てる場所、また教室のクーラー等についての質疑がなされ、執行部より、正面を入れて昇降口の奥のスペースに、学校のほうとも相談をして建設する予定で、エアコン等も完備する予定との回答がありました。

次に、歳入の主なものとしましては、14款2項1目地方創生加速化交付金1,580万7,000円。交付申請をしていた空き家等調査委託料、観光客滞留型時間等調査業務委託料の2つの事業についての交付金が採択されたことに伴い、財源の組み替えを行うものとの説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、14件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第78号の環境厚生常任委員会所管分について報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

当委員会の所管分の主なものとしましては、3款1項1目社会福祉総務費、地域福祉関係費5,000万円の増額補正。これは、平成27年度一般会計の決算において剰余金が確定したため、

地域福祉基金へ5,000万円積み立てるものとの説明を受けました。

委員から、昨年と積立額が異なるが、何か背景があるのか、また基金はどのような形で使うのかとの質疑があり、執行部から、地域福祉基金については2億円から3億円の積立額を常に維持している状況で、今回は今年度当初予算の繰入予定額と年度末の基金残高、それと決算の剰余金の額などを勘案し、5,000万円と決定したものである。また、使途については、高齢者等の保健福祉の増進を図るためのものであり、基本的には3款民生費予算の調整を図るために活用しているとの回答がなされました。

次に、5款1項1目労働諸費、シルバー人材センター関係費1,543万2,000円の増額補正。これは、13節工事設計監理等委託料として、JR都府楼駅東側の市の上踏切及び都府楼団地5号線道路改良事業に伴い、太宰府市シルバー人材センターの建物移転先の土地に対する開発設計、用地測量、開発申請及び建築設計監理費等の関係経費であり、移転候補先は市街化調整区域の大佐野30番1を予定しているとの説明がなされました。

次に、10款5項2目施設管理運営費のスポーツ施設管理運営費1,100万円の増額補正。内訳としまして、15節工事請負費1,000万円は、総合体育館施設内にある旧包括支援センター建物の2階に事務室機能を持たせるための改修工事を行うための費用であり、現在上下水道事業センター1階に事務室があるスポーツ課及びいきいき情報センターにある一般社団法人太宰府市体育協会を移転するものである。また、18節備品購入費100万円は、建物2階の改修後に事務所を移転する際、一般貸出用備品の保管用倉庫を総合体育館施設内に購入するための費用であるとの説明を受けました。

委員から、工事請負費ではどの程度の改良工事を行うのか、また事務室の移転に伴い、太宰府市体育協会に負担は生じるのかなどの質疑があり、執行部から、旧包括支援センター2階部分に壁をつくり、3分割してスポーツ課や会議用の事務室とする、太宰府市体育協会には以前から移転の話はしているが、具体的な金額の協議は今後進めていきたいとの回答がなされました。

次に、第3表債務負担行為補正7件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の予算審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第78号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、7款1項4目観光費、14節使用料及び賃借料124万8,000円の減額補正及び18節備品購入費729万8,000円の増額補正。これは、毎年暮れに実施している観世音寺戒壇院の史跡地ライトアップ事業で使用している照明器具をLED化し、買い取りすることで経費節減を図るものとの説明を受けました。その補正財源として、歳入に18款1項1目3節歴史と文化の環境整備事業基金繰入金が増額補正されています。

委員からは、LEDの買い上げということは、いろいろな場面で使えて、市としての利点があるということかとの質疑があり、執行部からは、災害時の活用や菜の花、桜の時期の水城跡のライトアップに活用できると考えているとの回答を受けました。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費、13節委託料420万円、15節工事請負費3,463万9,000円の増額補正。これは、市道関屋・向佐野線の落合橋西側交差点の信号機設置のためのアーチ型をした柱及び交差点照明のための柱の設計委託料と、その柱及び交通誘導看板等の工事費との説明を受けました。

委員からは、アーチ型信号機の内容がよくわからない、また連絡ブリッジが将来設置されることになった場合、アーチ型の信号機は変更する必要があるのかとの質疑があり、執行部からは、アーチ型信号機とは、普通の信号機の柱では届かない距離であるため、両側から門型の柱を立てる信号機であり、もし連絡ブリッジが設置されることになってもそのまま供用できるとの回答を受けました。

次に、8款4項1目都市計画総務費、19節負担金補助及び交付金600万円の増額補正。これは、木造戸建て住宅耐震改修補助の上限額60万円の10件分であり、本年4月14日、16日の熊本地震の影響により問い合わせが急増し、補助金の予算が6月末で終了したので、増額補正するものとの説明を受けました。その補正財源として、歳入に14款2項4目2節防災安全社会資本整備交付金として国の補助金150万円、15款2項6目1節木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金として県の補助金300万円が増額補正されています。

委員からは、申し込みの基準は設けているのかとの質疑があり、執行部からは、昭和56年5月31日以前の建築物が対象との回答を受けました。

また、委員から、60万円という金額の根拠はとの質疑があり、執行部からは、国や県の補助基準が決まっており、それに基づいて上限額を定めているとの回答を受けました。

その他、繰越明許費1件、地方債補正変更が1件計上されています。審査では、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第5、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第79号及び議案第80号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、国、県、支払基金の精算に関するもので、精算返還金の財源として前年度繰越金を充て、残りの分を基金に積み立てるものであり、歳入歳出それぞれに5,852万1,000円を計上するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第79号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、平成27年度決算におきまして1,030万9,000円の繰越金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額の1,030万9,000円を計上しているものとの説明を受けました。

委員より、国、県からの補助金を使わなかった結果、余剰金の積み立てとなるものについては返還や貸し出しは行わないのか、また弁護士費用が計上されているが、その進捗状況はなどの質問があり、執行部から、補助金に関しては、償還が全て終了した際に、基金積立金と合計して黒字になった場合に返還をすることになっており、滞納などがある現状では黒字になる見込みはないため、今回の補助金を返還することにはならない。また、弁護士費用については、今後とも福岡県の住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の申請を行うために、現在法的な確認等を弁護士に相談しているところであるとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第80号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第79号及び議案第80号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第80号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第14まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第14、認定第9号「平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第9号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月2日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の



特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月21日及び23日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員からの資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに、慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成27年度は前年度より市税は増加し、一般財源全体も増加した。予算執行に当たっては、あらゆる補助メニューを積極的に活用しつつ、限られた財源の重点配分と各種施策、事業の効果的、効率的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日、決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員からの要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても、まだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。

なお、各会計とも、金額につきましては1,000円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成27年度の一般会計決算額は、歳入総額255億2,569万1,000円、歳出総額240億1,993万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は15億575万2,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源8億4,956万1,000円の黒字決算となっています。

なお、平成27年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては、1億87万7,000円の黒字決算となっており、財政調整資金積立金と繰上償還金を加え、財政調整資金取崩額を減じた実質単年度収支は9,267万1,000円の赤字となっています。

普通会計における市債残高は、平成27年度末までは238億5,635万円であり、前年度より11億159万4,000円増加しています。また、経常収支比率は87.5%で、前年度に比較して2.4ポイント好転しています。執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定

しました。

次に、認定第2号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成27年度の決算額は、歳入総額88億6,734万1,000円、歳出総額95億6,624万円で、歳入歳出差し引き6億9,889万9,000円の赤字決算となっています。このため、この歳入不足は、平成28年度繰上充用金で全額補填されています。また、単年度収支額も1億4,251万6,000円の赤字となっています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見ますと、現年課税分の収入率は94.81%で、前年度に比較しますと0.04ポイント低下し、保険税収入総額は15億97万6,000円で、前年度に比べ2.4%、3,697万5,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億743万5,000円となっており、前年度に比べ8.0%の減となっています。

歳入において、前年度に比べ国庫支出金が8.0%、1億2,931万6,000円の増、繰入金が増加しているものの、歳出において、歳出総額の53.0%を占める保険給付費や共同事業拠出金が増加しています。

平成27年度も国保会計は歳出の増加に歳入額が及ばず、10年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われま

す。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることから、医療費の節減と適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成27年度の決算額は、歳入総額11億4,194万9,000円、歳出総額10億8,589万円で、歳入歳出の形式収支額は5,605万9,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,284万6,000円の赤字となっています。

執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成27年度の決算額は、保険事業勘定においては、歳入総額45億9,373万8,000円、歳出総額45億3,831万9,000円で、実質収支額は5,541万9,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額は2,525万7,000円の黒字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額4,485万7,000円、歳出総額2,565万4,000円で、

実質収支額は1,920万3,000円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の94.6%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成27年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成27年度の決算額は、歳入総額1,190万1,000円、歳出総額159万1,000円で、実質収支額は1,031万円の黒字決算となっています。

償還金については、平成27年度末で収入未済額は9,183万2,000円となっており、その回収率は2.3%となっています。執行部におかれましては、滞納解消に向けて、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「平成27年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

障がい者に対する標準的な支援の度合いを示す障がい支援区分を審査決定する事業について、平成18年度から筑紫地区4市1町で共同設置し、運営を行っています。平成26年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度清算となっています。

今回の平成27年度決算額は、歳入歳出ともに総額1,032万円となっており、実質収支額は単年度清算であることから0円となっています。

執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成27年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

介護認定審査会事業について、平成11年度から筑紫地区4市1町で共同設置し、運営を行っています。平成27年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度清算となっています。

今回の平成27年度決算額は、歳入歳出ともに総額9,575万1,000円となっており、実質収支額は単年度清算であることから0円となっています。

執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営

をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成27年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成27年度の年間総給水量は558万2,441m<sup>3</sup>で、前年度に比べ4.2%の増となっており、有収率については91.6%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.5ポイント増の83.1%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の増加等により給水収益が増加したものの、既存の開発団地等の加入がほぼ完了したことで、加入負担金収入が減少したこと等により、前年度に比べ0.9%減の13億5,673万8,000円となっています。

支出総額については、今回の寒波に伴って大量の給水を要したこと、活性炭取りかえ作業の前倒しが必要になったことなどがありましたが、特別損失が減少したことにより、前年度に比べ0.2%減の11億5,178万7,000円となっています。

この結果、平成27年度は2億495万円の純利益が生じています。

次に、資本的収入及び支出について、収入総額は、榎寺地区における井戸水ポンプ所有地の売却代金を計上したことなどにより、前年度に比べ940万5,000円増の1,433万4,000円となっています。

支出総額は、前年度において比較的大型の開発団地等による市水道への切りかえがほぼ完了となったことにより、配水管新設工事の箇所が減少したことにより、前年度に比べ1億1,048万5,000円減の3億6,078万3,000円となっています。

この資本的収支での不足額は、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、今後とも水道の普及率向上、また営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号「平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご報告いたします。

平成27年度の有収水量は、水洗化人口の増加により、前年度に比べ1.2%増の629万1,864m<sup>3</sup>となっています。なお、行政区域内人口に対する水洗化人口は0.1%の増となっておりますが、水洗化人口普及率及び水洗化率は、それぞれ前年度と同率の96.6%及び97.4%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は、他市への派遣人件費負担金収入が

減少したことにより収入総額が減少し、前年度に比べ0.2%減の17億4,827万5,000円となっています。

費用総額は、除却資産が発生しなかったことによる資産減耗費の減、企業債の支払い利息の減少などにより、前年度に比べ4.3%減の13億9,828万9,000円となっています。

この結果、平成27年度の純利益は3億4,998万7,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は、国庫補助金等が減少したことにより、前年度に比べ11.2%減の6億5,100万8,000円となっています。

支出総額は、雨水幹線整備費の減少などにより、前年度に比べ8.4%減の15億6,740万4,000円となっています。

この資本的収支での不足額は、損益勘定留保資金等で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第9号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第9号までの平成27年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

平成27年度は、当初予算で骨格予算が生まれ、新しい芦刈市長の体制のもと、6月議会以降、政策的補正等で補強し、施策を進めてこられました。

決算審査ではさまざまな質疑、要望をさせていただきました。ここで3点にまとめ、述べたいと思います。

1点目は、国の地方創生事業についてです。

政府が少子化対策として子ども・子育て応援事業メニューを盛り込み、太宰府市においても子ども・子育て事業として赤ちゃんの駅の設定、子育て地域サポーターの育成、私立保育園の看護師配置の補助を行いました。

この中の私立保育園の看護師配置は、毎年の補助金を置きかえただけで、実質子育て応援の拡充になっていません。国の補助金に置きかえるのであれば、その分を喫緊の施策、子育て環境の改善につながるような補正予算を立てるべきではなかったでしょうか。

充てられる予算は約1,000万円。200人を超える待機児童がいる太宰府市にとって、待機世帯、届け出保育所に通園している世帯に補助をすることも考えられたはずですが。決算審査資料で明らかになった届け出保育所の児童数は156人、1人当たり月5,000円を1年間補助した場合、ちょうど1,000万円になります。

当初見込んでいた予算に余裕ができたとき、今市民に何が必要か、何があれば市民の皆さんの毎日の生活が少しでもゆとりが生まれるのかを判断すべきです。

2点目、同和対策事業費についての支出についてです。

運動団体への補助金、地域対策費の扶助費では、介護サービス費や老人医療費などの事業、また南児童館、南隣保館の利用については、一部の市民、世帯が優遇される状況が続いています。

児童館につきましては、子育て中の保護者から、地域に児童館をとという要望が根強くあります。子どもたちの集いの場、遊びの提供など、ひとしく利用し、子ども時代を謳歌できるような改善が必要です。

最後に3点目は、平成27年度の不用額についてです。

平成27年度の不用額は13億7,000万円。入札での差額、事業の縮小の結果と考えますが、予算の見積りの甘さもあるのではないのでしょうか。

近年、地方創生を推進する国の補助金は、住民の声をもとに計画を立てる準備期間すら持てないほど時間的余裕がなく、有効活用につながりづらい状況もあります。しかし、その年の歳入は、その年に市民の皆さんに還元するという立場をとり、不用額が発生した場合には、早急に手当てできる施策はないか、また余裕ができれば、優先事業がないか、常日ごろから精査をし、スピード感を持って住民福祉の向上に配分できたと考えます。

よって、平成27年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、同会派の藤井雅之議員とともに反対することを表明し、討論いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時47分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第4号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時49分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成27年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時49分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成27年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時50分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成27年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛



成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第8号「平成27年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第9号「平成27年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第9号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第9号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長(橋本 健議員) 日程第15、意見書第1号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」及び日程第16、意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第1号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」及び意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、意見書第1号について、意見書に対する意見等はなく、討論については、給付型の奨学金の創設等については、本当に早急に進めてもらいたい。教育費にかかわることで、差別化が進学、就職というところまで行き及んでいくので、これは是正しなければならない。教育費というのが、家庭がお金を出す部分がよその国に比べ多いので、奨学金については早急に変えたほうがいい。卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人も少なくないので、早急にしていただきたいなど、4件の賛成討論がありました。

反対討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第2号について、提出者である委員から、教職員定数改善について10年間余り大きな動きはなく、小学校1年生のみ35人以下学級であるが、今の子どもたちの教育環境を考えたときに、35人以下学級のほうがいかなる部分で教育効果が上がると思っている。また、教育の機会均等というか、どの地域においても義務教育なので、教育の無償が基本だと思うので、ぜひ承認していただきたいとの補足説明を受けました。

委員から、去年も同じような内容で出され可決され、今年も同じような内容で出されているが、それはいかがかなどの質疑があり、提出者より、国の施策で急に変わることはないと思うが、文科省と財務省の考えが少し違うところもあって、こういう課題を上げるという意味で承認していただけたらと思っているとの回答がありました。

その他、質疑を終え、討論については、教育条件格差が生じているのはよくないことであるので、全国どこでも一定水準の教育を受けられることが大事だと思う。中身については毎年同じような内容なので、今後国がもっと真剣に考えられるような内容にすることを要望として、賛成するなど、2件の賛成討論がありました。

反対討論はなく、採決の結果、意見書第2号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

意見書第1号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 意見書第1号につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

今から7年前の2009年12月議会におきまして、当時の武藤哲志議員とともに、国に対して給付型奨学金の創設を求めるという内容の意見書を共産党市議団として提案をして、全会一致で採決をされ、国にも提出をされておりますが、その後の情勢の変化を見ても、今ここの給付型の奨学金の創設というのは喫緊の課題であると考えます。

意見書の文中にもありますが、OECDに加盟している34カ国のうち、給付型の奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけであるともあり、今こそ給付型の奨学金の創設は必要であると考えます。

しかし、同時に意見書の文中にあります4番の新所得連動返還型奨学金制度につきましては、月額2,000円といえども、今その2,000円の負担が難しいという別の側面も対応として必要になってくるのではないかと考えます。意見書には賛成をいたしますが、その点におけるさまざまな環境整備については、引き続き図っていく必要があるということを述べまして、同会派の神武議員とともに、この意見書第1号については賛成をすることを表明いたします。

○議長(橋本 健議員) 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よつて、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時58分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 通告をしておりますが、意見書第2号に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

意見書の中身については特に異論はございませんが、毎年ほぼ同じ内容で提出されることに対しまして疑問を感じております。以前から同じ内容の討論もされておりますし、近隣市議会を見ても、毎年出されている市議会は余りないと聞いております。

太宰府市議会としても、毎回可決し、国へ送付しておりますが、国の動きがないからということで、いつまでも同じ内容の意見書を議会において提出し続けるということについては、甚だ疑問であり、ただ単に意見書を提出することだけに重きが置かれ、毎年提出し続けること自体、党利党略に沿った意見書として判断せざるを得ないところがございます。そのような意見書については、私自身、違和感がございます。

先ほども述べましたが、意見書の内容については異論はありませんので、今回は賛成をいたしますが、今後も同じ内容、同じ形で提出され続けるのであれば、今後は賛同できないということを申し述べさせていただきます、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

○議長(橋本 健議員) 日程第18、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成28年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成28年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年11月22日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 船 越 隆 之

会議録署名議員 木 村 彰 人